

重要文化財（建造物）

旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設

保存活用計画

平成 26 年 6 月

佐世保市

序 文

本書は1922（大正11）年に建設された針尾送信所が、建設後90年を超える2013（平成25）年に重要文化財として指定されたことを受け、佐世保市教育委員会がその保存管理及び公開活用に関する計画を収録したものです。

針尾島に聳える3本の無線塔は、建設後90年以上もの長い間、無線を媒体とした情報の発信地として、近代日本の歴史を悠然と見守ってきた生き証人でもあります。近年は情報化社会の多様化に伴い、1997（平成9）年に情報発信としての運用は幕を閉じましたが、現在でもその存在感には圧倒されます。

針尾送信所は大正期の時代背景を踏まえ建設されましたが、無線塔及び電信室等の建造物群は土木技術史や通信技術史において高い価値を持つことから重要文化財に指定されました。本計画においては、永い将来に向けて適切な保存と管理をどのように行い、どのような公開活用を計画していくのかを記載し、市民・県民の皆様はもとより県外の方々を含め広く末永く針尾送信所に親しんで頂ける環境づくりを目指すことを目的としています。

これまでは針尾送信所が佐世保、そして日本の歴史を見守ってきましたが、これからは国民共有の財産として多くの方々と保護・保存に努め、針尾送信所のこれからの歴史を見守ってきたいと考えております。

今後、針尾送信所をはじめとする佐世保市内の多くの近代化遺産群の調査・研究につきまして、その成果の還元を行うべく普及・啓発に努め、皆様の関心に少しでも応えることが出来ればと考えております。

本書の刊行にあたり、ご協力とご支援を賜りました関係諸機関並びに地元の皆様に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

平成26年 6月

佐世保市長 朝 長 則 男

目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画の作成	1
第2節	文化財の名称等	1
第3節	文化財の概要	4
第4節	文化財保護の経緯	30
第5節	保護の現状と課題	31
第6節	計画の概要	33
第2章	保存管理計画	35
第1節	保存管理の現状	35
第2節	保護の方針	41
第3節	管理計画	90
第4節	修理計画	93
第3章	環境保全計画	95
第1節	環境保全の現状と課題	95
第2節	環境保全の基本方針	95
第3節	区域の区分と保全方針	96
第4節	建造物の区分と保護の方針	99
第5節	防災上の課題と対策	112
第4章	防災計画	114
第1節	防火・防犯対策	114
第2節	耐震対策	123
第3節	耐風対策	128

第5章	活用計画	129
第1節	公開その他の活用の基本方針	129
第2節	公開活用計画	130
第3節	活用基本計画	132
第4節	実施に向けての課題	148
第6章	保護にかかる諸手続	150
第1節	現状を変更する行為	150
第2節	保存に影響を及ぼす行為	151
第3節	き損届	151
第4節	修理届	152
第5節	防災設備の機能低下又は機能不全に関する届出	152
第6節	保存活用計画に係る手続き	152

例 言

1. 本計画の策定は、佐世保市（教育委員会社会教育課）が針尾送信所保存整備事業の一環として実施した。
2. 調査内容は、「旧日本海軍針尾送信所学術調査報告書」（佐世保市文化財調査報告書第7集）に集録しているものに準拠している。
3. 本計画を策定するにあたり、各専門分野の学識経験者及び地元団体からなる「旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設保存整備・活用検討委員会」を設置し、事務局素案への指導、助言を受けながら、保存管理計画を策定した。
4. 本計画を策定するにあたり、以下の方々に指導・助言、ご協力を頂いた。尊名を記して謝意を表します。

旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設保存整備・活用検討委員会

委員長 岡林隆俊（長崎大学名誉教授）

副委員長 山田千香子（長崎県立大学教授）

委員 高村照男（針尾地区連合町内会長）

委員 田平清男（針尾無線塔保存会長）

指導助言 文化庁文化財部参事官（建造物担当）付

指導助言 長崎県教育庁学芸文化課

指導助言 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会

海上自衛隊佐世保システム通信隊

海上保安庁第七管区海上保安本部

5. 本書に収録した古写真・史資料は、海上保安庁・海上自衛隊・清水建設株式会社・故牛島幸男氏よりご提供いただいたものであり、各図版に提供元を記す。なお、無断複製及び転載を禁じる。
6. 本事業は、平成25年度文化財建造物等を活用した地域活性化事業の一環として実施した。

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

- (1) 計画作成年月日：平成26年6月
- (2) 計画作成者：佐世保市（佐世保市教育委員会社会教育課の針尾送信所保存整備事業の一環として実施したため）

2. 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称

- 1) 官報告示の名称及び員数：旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設
無線塔3基、電信室1棟、油庫1棟、附・見張所1基
土地44,285.74㎡

2) 所在地：長崎県佐世保市針尾中町382番

3) 指定年月日：2013（平成25）年3月6日

4) 指定番号：建第2593号

(2) 建造物の構造及び形式

1) 官報告示の構造及び形式

1号塔：鉄筋コンクリート造、建築面積102.56㎡

2号塔：鉄筋コンクリート造、建築面積102.56㎡

3号塔：鉄筋コンクリート造、建築面積102.56㎡

電信室：鉄筋コンクリート造、建築面積778.84㎡、2階建

油庫：鉄筋コンクリート造、建築面積16.88㎡、切妻造、スレート葺

附・見張所：鉄筋コンクリート造、直径4.0m

土地：雑種地、面積44,285.74㎡

長崎県佐世保市針尾中町382番2

長崎県佐世保市針尾中町382番8

長崎県佐世保市針尾中町382番10

長崎県佐世保市針尾中町382番12

※上記土地内の門柱、円形貯水槽、鋼製電信柱を含む

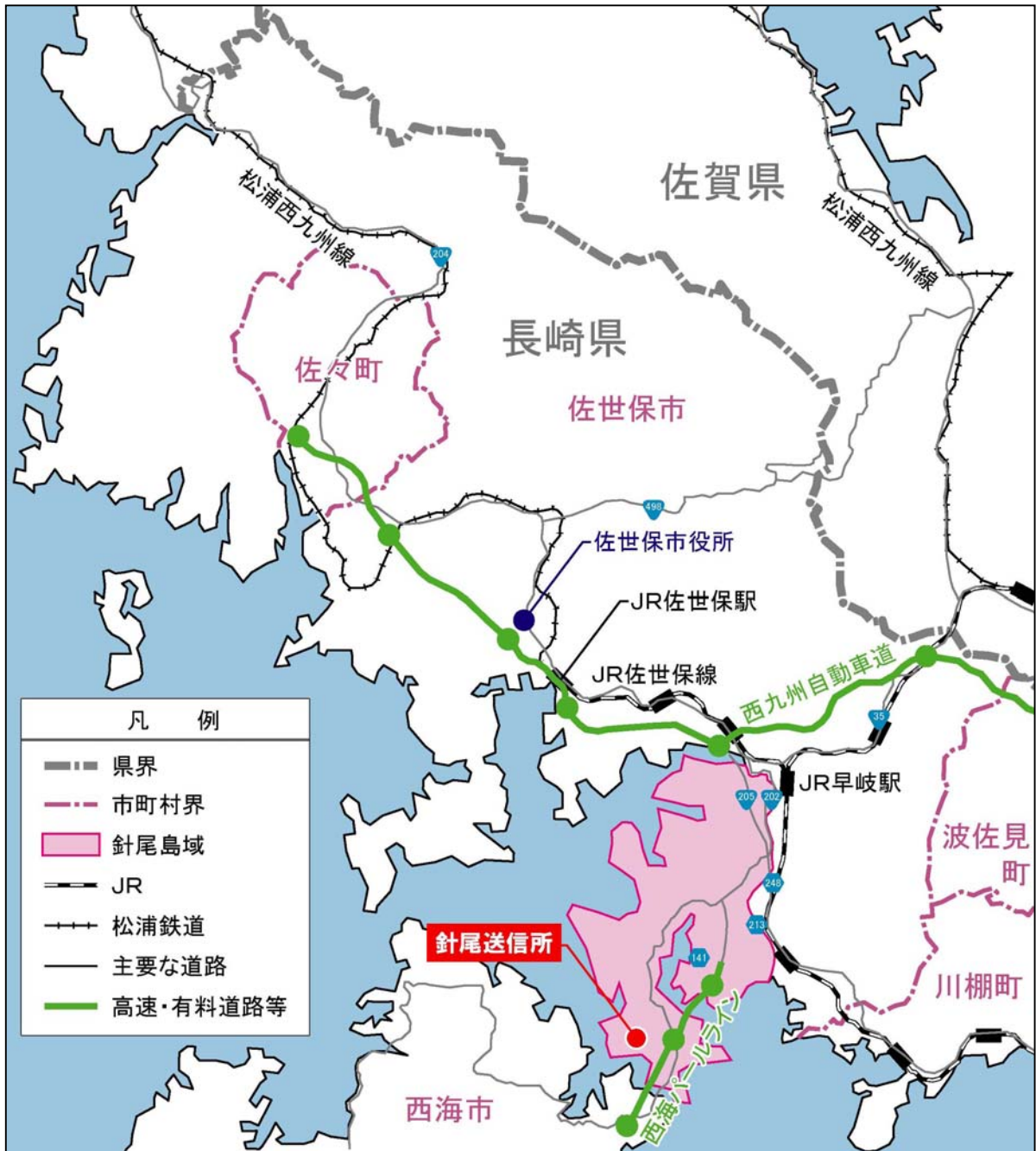
(3) 所有者等の氏名及び住所

1) 所有者：国（文部科学省）

2) 住所：東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

3) 管理団体：佐世保市（長崎県佐世保市八幡町1番10号）

本施設の位置について、佐世保市内の位置図を以下に、針尾島域図を次頁に示す。



第1図 旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設の位置図

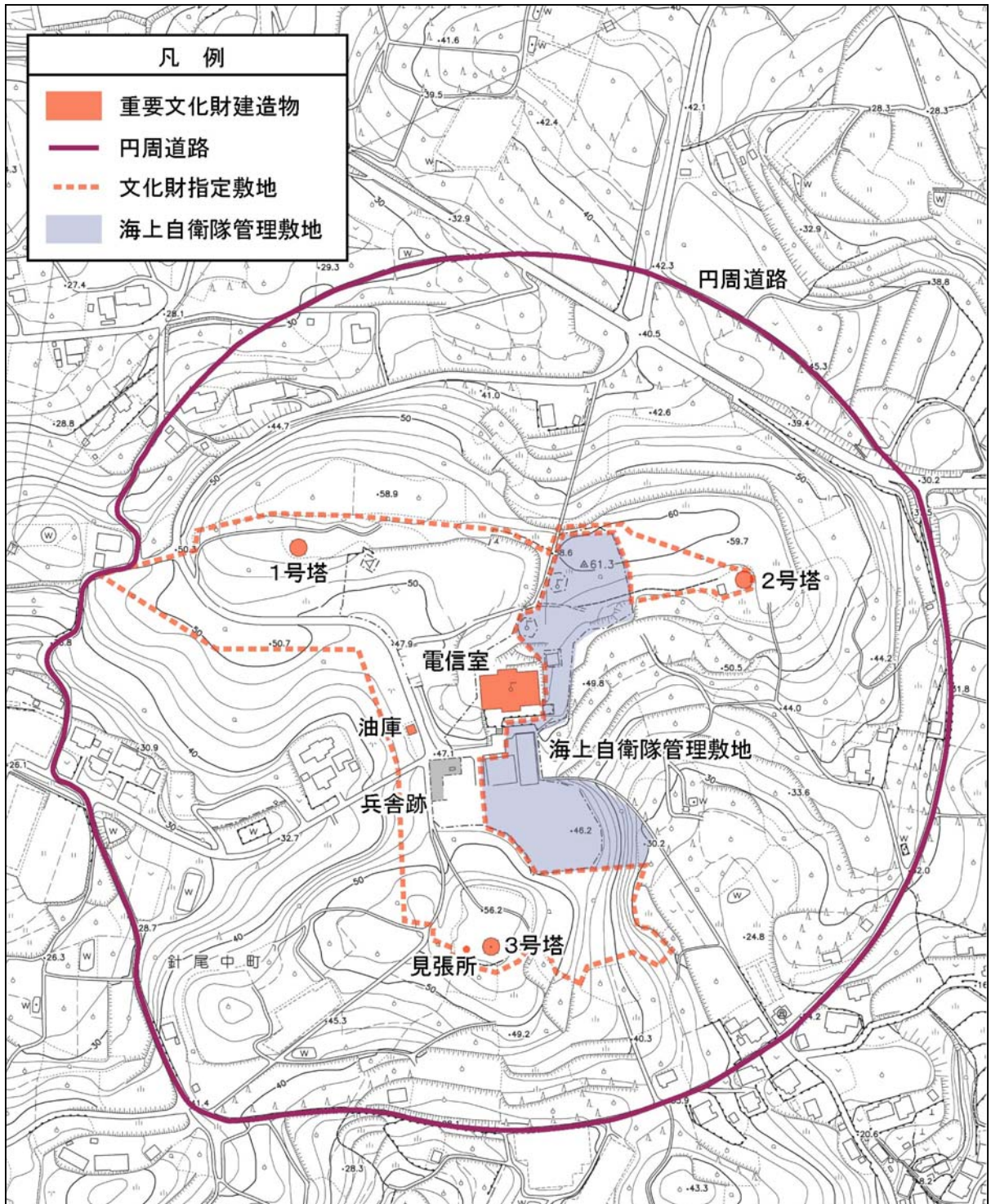


第2図 旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設の位置図(針尾島域図)

3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設（以下、本施設とする。）は、重要文化財（建造物）である無線塔（3基）、電信室、油庫、土地、見張所の建造物等が、大村湾と外洋を結ぶ針尾瀬戸に面する丘陵部に分散して配置されている。



第3図 旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設の配置図

(2) 文化財の概要

1) 立地環境

本施設が所在する針尾島は、長崎県佐世保市の南部に位置し、面積約 34.5 km²を有している。針尾島は南の大村湾、西の東シナ海の接続部にあたり、東西に針尾瀬戸（伊の浦瀬戸）、早岐瀬戸の急流として有名な水道が通っている。現在では、観潮橋・針尾橋・瀬戸中央大橋・西海橋・新西海橋の架橋により、本市陸地部と西彼杵半島（長崎県西海市）とに繋がっている。

針尾島は虚空蔵山（標高 209m）を最高峰として、沖積平野も一部でみられるが、島内に流れる河川はその流域面積は狭く、延長も短いために平野は発達せず、山間部を活用した果樹類の栽培が盛んに行われている。新生代洪積世において佐世保湾及び大村湾の沈水に起因する複雑な海岸線は、良好な漁場としても有名である。本施設が位置する地域は、新生代第三紀の堆積岩により構成され、その上位に火山岩類（北松浦玄武岩類）が広く覆っている。

その中であって、主に島南部においては火山性噴出物の一種である黒曜石が産出する地域であり、この黒曜石原産地周辺には旧石器から縄文時代の遺跡が多く認められる。

本施設は針尾島最南端の西海橋より北北西にその姿を望むことができ、小高い丘の強固な岩盤の上に建設されている。

2) 沿革

江戸時代以前は中・小の在地有力者が存在していたことが発掘調査や古記録等により判明しており、特に戦国時代においては、平戸松浦氏と大村氏の領土争いの舞台となった。

江戸時代後期になると平戸藩により新田開発の促進が図られ、島北部の現在ハウステンボスがある海岸線一帯も 18 世紀後半までには新田へと造成された。また、18 世紀後半は欧米諸国が近代国家へ急速に発展し始めた時期でもあり、1853（嘉永 6）年の黒船来航を契機に外国船への警戒が必要となった。幕末の 1861（文久元）年には雄崎に狼煙場が設置され、外国船警戒のための要衝地とされた。

明治時代になると、発展する欧米諸国に日本政府として対峙するための国防政策として、1886（明治 19）年 4 月、全国を 5 海軍区に分け、各海軍区に鎮守府を置くことを定め、同年 5 月 4 日に佐世保に鎮守府を設置することが決定し、1889（明治 22）年に海軍佐世保鎮守府が開庁した。これを契機に、佐世保市内各地に次々と軍事施設の建設が開始された。それに先立ち、海軍は 1881（明治 14）年より計画された軍備拡大を目的として、1883（明治 16）年より佐世保湾近郊の港湾を測量調査しており、当海軍区においては佐賀県伊万里湾と佐世保湾の両湾が鎮守府の候補地となった。最終的には、地理・立地的条件に優れ、石炭資源と食糧を確保しやすい佐世保湾が選定された。

佐世保鎮守府の設置を契機に人口約 4,000 人余りの村であった佐世保は、軍人をはじめ役人、商人等が流入することとなり人口が急増した。佐世保鎮守府設置決定後から 1923（大正 12）年までの 36 年間の人口を平均すると年間約 3,200 人が移住し、特に日清～日露戦争間（1894（明治 27）年～1905（明治 38）年）は、年間約 12,000 人も増加し、「艦隊相場」「水兵相場」といわれる物価の高騰を併発し、混雑と混乱が生じた。

1904（明治 37）年に開戦した日露戦争において、電波通信の重要性を認識した海軍は、1910（明治 43）年に日本周辺の通信網を整備するため、千葉、台湾、佐世保の 3 箇所への無線局建設を計画した。

1915（大正4）年に「船橋無線電信局（現千葉県船橋市）」が完成し、次いで1919（大正8）年に「鳳山無線電信局（現台湾高雄県）」、そして最後に4年の歳月と155万円（現在の価値で約250億円相当）という莫大な費用を費やし、1922（大正11）年11月に3基の無線塔及び電信室を中心とした「佐世保無線電信所」が完成した。

「佐世保無線電信所」建設のもう一つの背景として、明治末期の中国情勢不安により自国権益の擁護と居留民保護の観点から、揚子江方面との通信確保の必要性が高まったことも挙げられる。元々、海軍は佐世保鎮守府の背後に聳える弓張岳（標高364m）の山頂に、高さ50mの木製電信塔を1911（明治44）年12月に建設しており、1913（大正2）年に佐世保海軍無線電信所が開設、1918（大正7）年には佐世保鎮守府構内に自立式鉄塔2基が建設され、いずれもより遠洋を隔てた基地及び艦船との通信確保のため、その設備の強化が図られていた。

大正期の1920年代頃においては、無線通信の主流は長波通信であり、長波による遠距離通信には高出力の電波と長大な無線アンテナを使用するため、巨大な設備が必要であった。このような長波による無線通信時代に、本施設は建設された。海軍として針尾島に送信所建設を推進した前提として、佐世保に鎮守府が開庁していることに加え、建設用地が電波通信に適した良好な立地条件であり、岩盤が特に強固であることが挙げられる。さらに、広大な敷地を要する建設予定地に、既存家屋が4軒のみであったことも重要な要素であった。

1922（大正11）年に完成した本施設は、1923（大正12）年9月1日に起こった関東大震災に際し、東京無線電信所を中枢とした通信連絡を確保し、九州方面に対する無線局の中枢局として艦船及び陸上局との無線通信を行った。このことは、本施設が非常時の通信連絡を統括管制し得たという多大な成果を発揮することとなり、建設直後の本施設の存在価値を全国へ認識させる契機となった。

1935（昭和10）年頃になると、短波通信が長波通信にとって代わり、長波通信は補助的に用いられるようになったため、その後は長波送信施設の建設は行われていない。つまり、針尾送信所を始めとする長波送信施設は、1920（大正9）年前後のわずかな時期に建設されたものであり、電波技術史のなかで記念碑的な建造物と評価されている。さらに、本施設は無線塔、電信室ともに現存する国内最後の施設である。

昭和期に入り、満州事変や周辺国との情勢悪化に伴い、無線施設の装備強化と拡張が行われ、1937（昭和12）年5月に「佐世保海軍無線電信所」は「佐世保海軍通信隊」へと改称し、さらに1941（昭和16）年には「佐世保海軍通信隊」を「海軍本隊」、「針尾送信所」を「針尾分遣隊」と改めるなど制度の改正も実施している。

1941（昭和16）年12月に開戦した太平洋戦争においては、開戦暗号の「ニイタカヤマノボレ1208」が有名であるが、瀬戸内海に停泊中であった連合艦隊旗艦「長門」が発信し、呉通信隊や東京通信隊（船橋、依佐見送信所）が送信した送信経路については諸説あり、確定していない。本施設も開戦暗号を送信した施設の1つとされることが多くあるが、本施設が暗号電文を送信したという記録はない。しかし、当時の記録・資料が著しく少ないことから、本施設から暗号電文を送信していないことを証明する史料もなく、本施設がそれに関与したかについては不明である。さらに、本施設の建設に関する史料についても、防衛研究所が収蔵する史料が大半を占めるものの、その量は極めて少ない。史料残量の少なさについては、太平洋戦争の終戦直後に本施設関係書類を焼却したとの証言もあり、連合軍最高司令総司令部（以下、G

HQとする) 接收前に海軍が実施した工作と考えられる。

1944(昭和19)年頃には、本施設に飛行予科練習生が常駐しており、約400名の練習生が電信室北部にあった電話送信局舎を宿舎として勤務していたが、物資不足等の影響から主に生業活動に従事した。練習生のうち約360名からなる「農耕隊」は、元々一般市民の進入を制限するために整備された半径300mの円周道路内の山林を開墾し、主食となる芋や麦を作った。現在、この山林の開墾により開かれた土地の多くは、蜜柑畑へと変遷している。また、約20名の「製塩隊」は近隣の小鯛浦海岸に長方形の釜を設置し、直接海水を煮詰めて製塩した。この製塩技法は原始的なものであるが良質な塩が得られ、太平洋戦争終戦後まで地域住民が利用し物資不足を補ったと伝えられる。残る約20名の「漁労隊」は、小鯛浦において小型船を使った地引網漁法を行っている。このように農耕隊・製塩隊・漁労隊が一体となって、戦時中の物資不足を自給自足で補う体制を確立した。

1945(昭和20)年8月15日の太平洋戦争の終戦に伴い、島北部の浦頭港が引揚者を受け入れる引揚港に指定され、5年間で約140万人の引揚者が上陸した。この多くの引揚者は、検疫所や旧針尾海兵団(現在のハウステンボス)に設置された引揚者援護局を経て帰郷の途についた。その後、東彼杵郡に属していた旧崎針尾村は、佐世保市の湾岸を中心とした立市計画に同調し、1954(昭和29)年に佐世保市と合併し、現在に至る。

1945(昭和20)年9月22日にはGHQは佐世保へ上陸を開始した。本施設は海軍本隊と共に接收され、施設内には隊員11名とGHQの兵士10名が常駐した。本施設は、通信機器を使用して周辺国からの引揚者等の復員業務と海軍の残務処理を行うために機能を継続させ、1948(昭和23)年5月1日に海上保安庁へ全ての業務を引き継いだ。

その後、本施設は海上保安庁と1954(昭和29)年に発足した海上自衛隊が共同で使用したが、1997(平成9)年に無線施設が更新されたことにより、電信室及び無線塔等の施設は75年に及ぶ役目に終止符が打たれた。

前述の歴史や沿革について、概要を以下の年表に整理する。

第1表 歴史、沿革

西暦	和暦	歴史、沿革		
		国	佐世保	針尾送信所
1881年	明治14年	○ 国防政策としての軍備拡大を計画		
1883年	明治16年		○ 佐世保湾近郊の港湾の測量調査	
1886年	明治19年		○ 佐世保鎮守府設置の決定	
1889年	明治22年		○ 佐世保鎮守府の開庁	
1904年	明治37年	○ 日露戦争の開戦		
1905年	明治38年	○ 日露戦争の終戦		
1910年	明治43年	○ 千葉、台湾、佐世保への無線局建設を計画		
1911年	明治44年		○ 弓張岳山頂に木製電信塔（高さ50m）を建設	
1913年	大正2年		○ 「佐世保海軍無線電信所」を開設	
1918年	大正7年		○ 自立式鉄塔2基を建設	
1922年	大正11年			○ 11月 3基の無線塔及び電信室の建設
1937年	昭和12年		○ 「佐世保海軍通信隊」へ改称	
1941年	昭和16年	○ 太平洋戦争の開戦	○ 「佐世保海軍通信隊」を「海軍本隊」と改称	○ 「針尾送信所」を「針尾分遣隊」と改称
1945年	昭和20年	○ 太平洋戦争の終戦		
1948年	昭和23年			○ 海上保安庁へ業務引継ぎ
1954年	昭和29年	○ 海上自衛隊の発足	○ 湾岸の自治体を中心とした合併により、東彼杵郡崎針尾村は佐世保市となる	○ 海上自衛隊と海上保安庁が施設を共同使用
1997年	平成9年			○ 無線施設更新により、電信室及び無線塔の使用を停止
2011年	平成23年			○ 建造物に関する学術調査を実施（註1）
2012年	平成24年			○ 重要文化財指定にするよう答申
2013年	平成25年			○ 重要文化財として指定

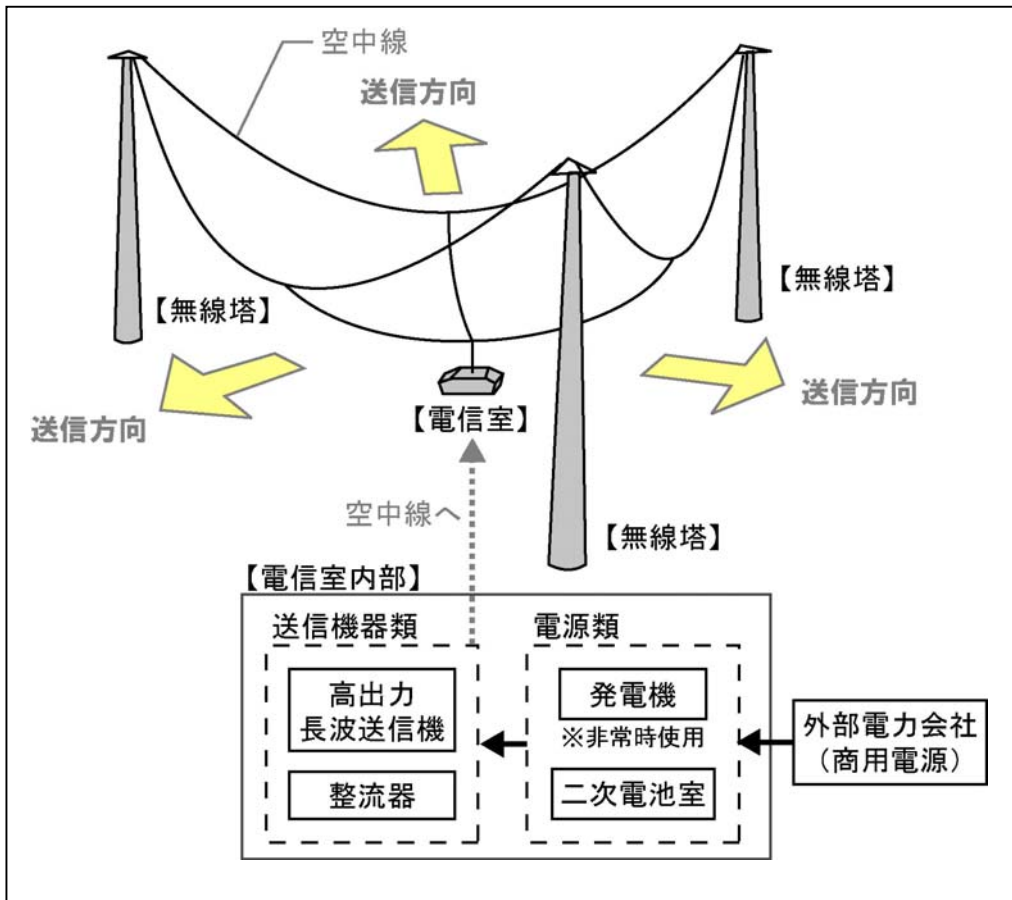
（註1）佐世保市教育委員会 2011 『旧日本海軍針尾送信所学術調査報告書』

3) 送信機能の概要

送信機能の概要（イメージ）を第4図に示す。通常は商用電源を使用していたが、商用電源停電時に発電機（ディーゼルエンジン）を用いることで、停電から数分での送信機能復旧を可能とした。送信方向は、電信室から無線塔と無線塔の間へ向けて発せられた。

写真1は近年の調査により発見された、本施設で使用されたと考えられる世界的にも希少なアレキサンダーソン型高周波発電機（125KVA 3,000回転 12,000Hz）である。国内において発注から1年半程の短期間で1920（大正9）年に製作されたものであるが、非常に高い技術と精度により制作されていることが確認されている（註2）。

（註2）一般社団法人電気学会技術史技術委員会 「電気技術史」第62号



第4図 送信機能の概要(イメージ)



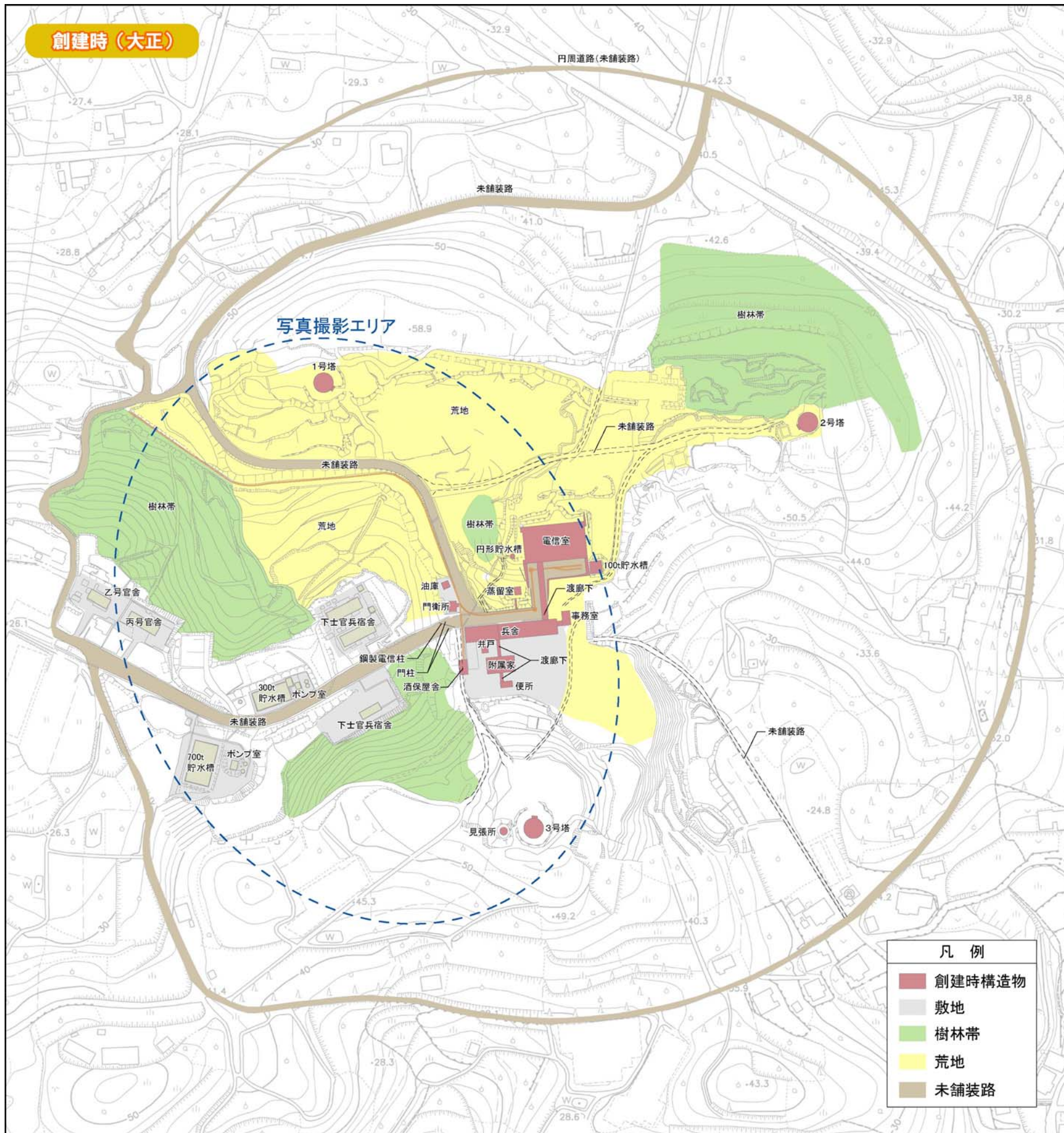
写真1 アレキサンダーソン型高周波発電機
(株東芝 京浜事業所所蔵)



写真2 電源機器類 ※創建時のものかは不明
(海上保安庁提供)

4) 敷地内の変遷

前項で述べた通り、本施設は建造物周辺の土地利用を含め、創建期から様々な利用形態の変遷が見られる。既存資料が限られることから正確な変遷を知ることは難しいが、航空写真や古写真を基に推測を含めながら創建期から現在に至るまでの変遷について、次頁以降に示す。



第5図 土地利用状況図(創建時)



写真3 建設中の針尾送信所(清水建設株式会社提供)

建設中の写真。1号塔と2号塔の下部を建設中である。この時点では官舎等はまだ作られていない。土地はかなり切り開かれている。

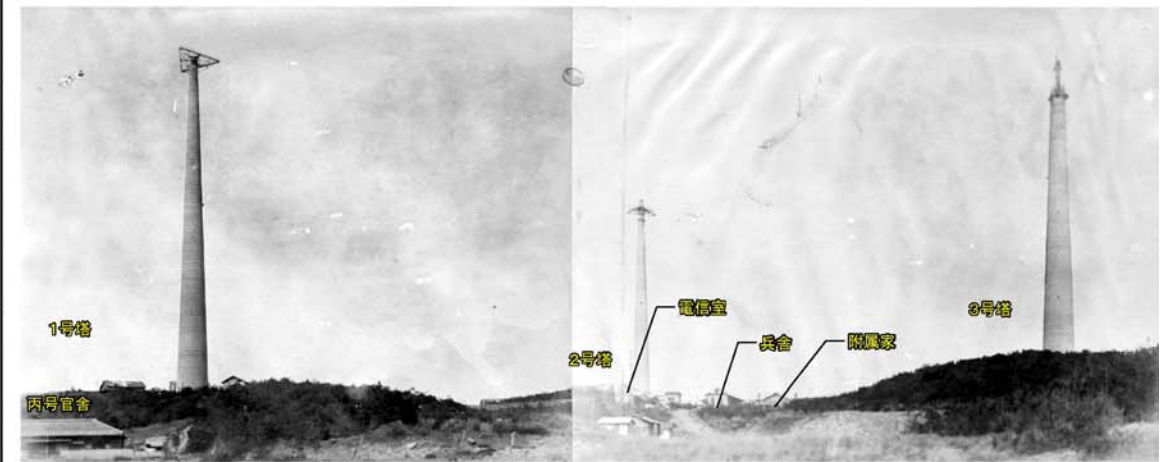


写真4 完成間近の針尾送信所(清水建設株式会社提供)

完成が近づいた頃の写真。1号塔と2号塔はほぼ完成している。3号塔は上部を残すのみとなっている。写真左下には丙号官舎が写っている。2号塔左下には電信室らしきものが見え、兵舎や附属家と考えられる建物も確認できる。

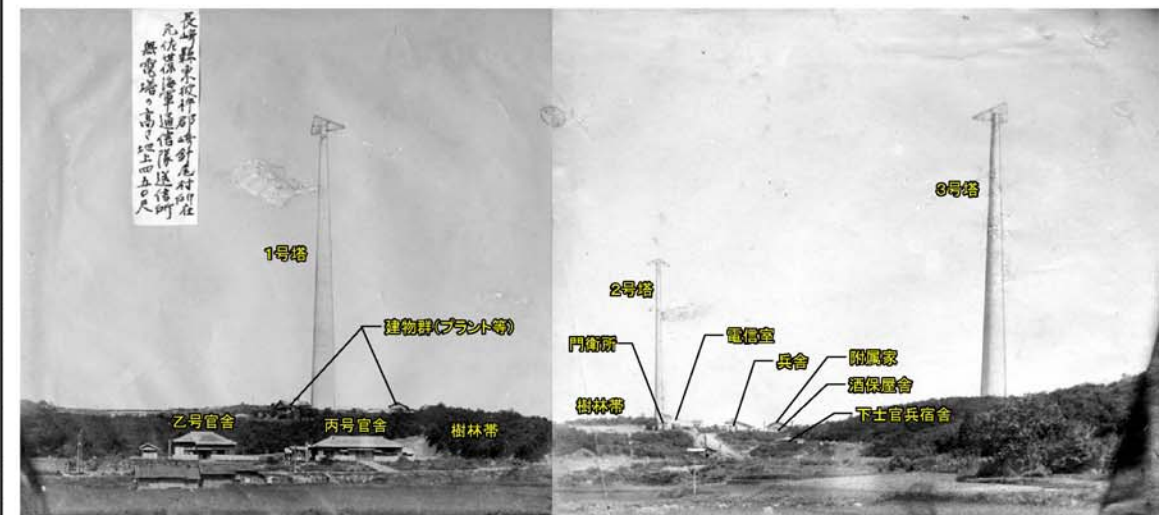
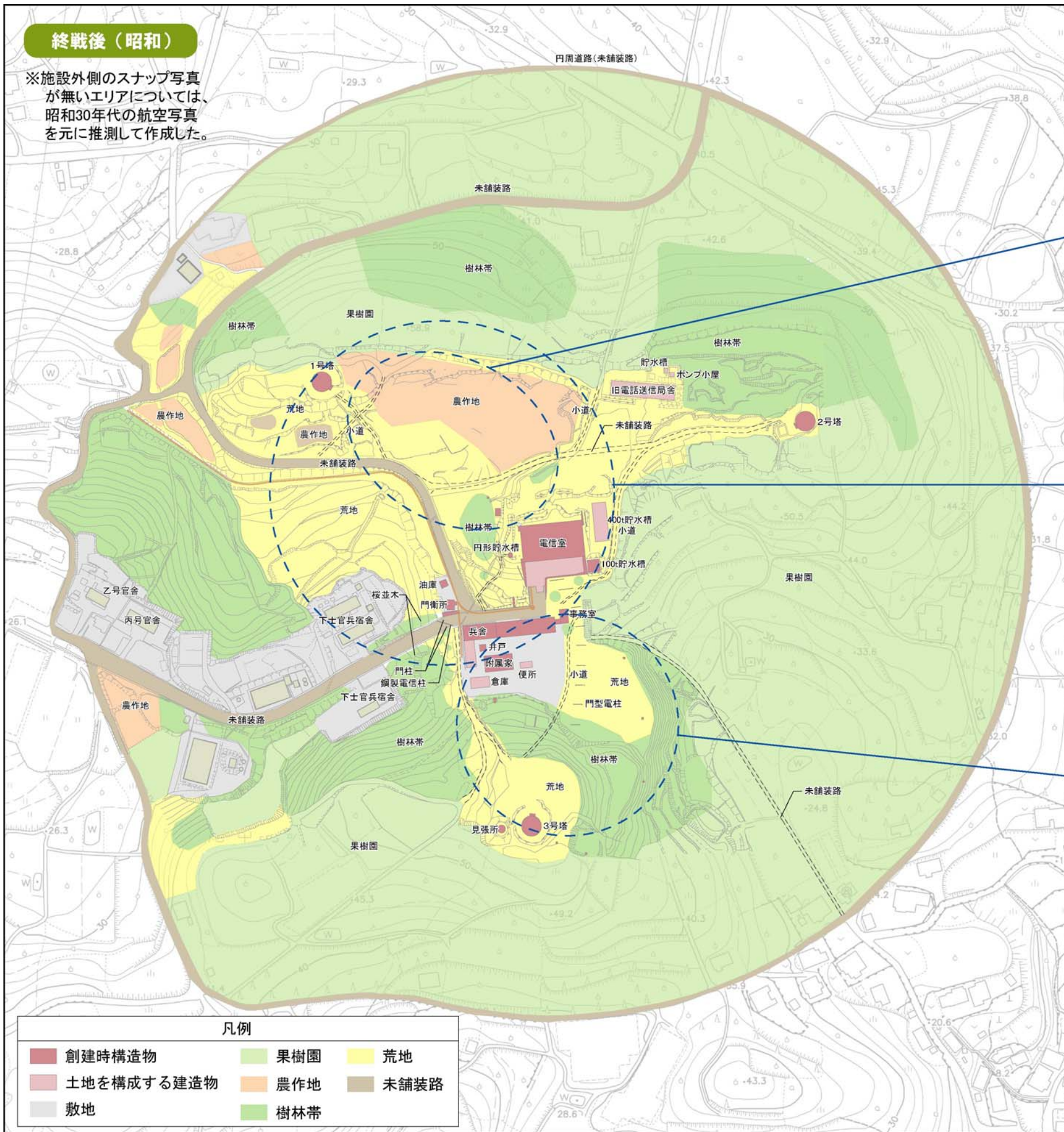


写真5 完成後の針尾送信所(清水建設株式会社提供)

完成して間もない頃の写真であると考えられる。官舎や宿舎をはじめ、周辺の主要な施設も完成している。コンクリート製造のためのプラントや資材置き場等と考えられる建物群は、この時点ではまだ残っている。

終戦後（昭和）

※施設外側のスナップ写真が無いエリアについては、昭和30年代の航空写真を元に推測して作成した。



第6図 土地利用状況図(終戦後)



写真6 電信室から1号塔方面写真(海上保安庁提供)
棚田状になっているところは農作地であると考えられる。現在は樹林帯に埋もれて見えないものの、この時点では1号塔へ向かう小道が見られる。写真左奥には未舗装路がわずかに見える。



写真7 上空から兵舎付近(海上保安庁提供)
現在は敷地の多くが樹林帯となっているが、この時点では大部分が荒地で見通しが良い。上空から見ると未舗装路や小道の様子がわかる。未舗装路から1号塔へ向かう小道や、兵舎から電信室前を通る小道、門衛所から10t水槽へ向かう小道などから、かなり自由に敷地内を移動できたと考えられる。



写真8 電信室から1号塔方面写真(海上保安庁提供)
門型電柱に沿って小道が見られるが、写真奥の樹林帯は現在より密度が低く、小道を通じて3号塔へ至ると考えられる。兵舎焼失後に建設されたと考えられる建物の向こう側には整地された土地が確認できる。この土地は当初図面ではテニスコートと記載がある。



写真9 上空から兵舎付近(海上保安庁提供)
 現存しない兵舎、附属家、井戸、門衛所の姿がわかる上空からの写真。この時点で兵舎はL字型となっているが、南側に伸びる部分は後から増築された可能性が高い。



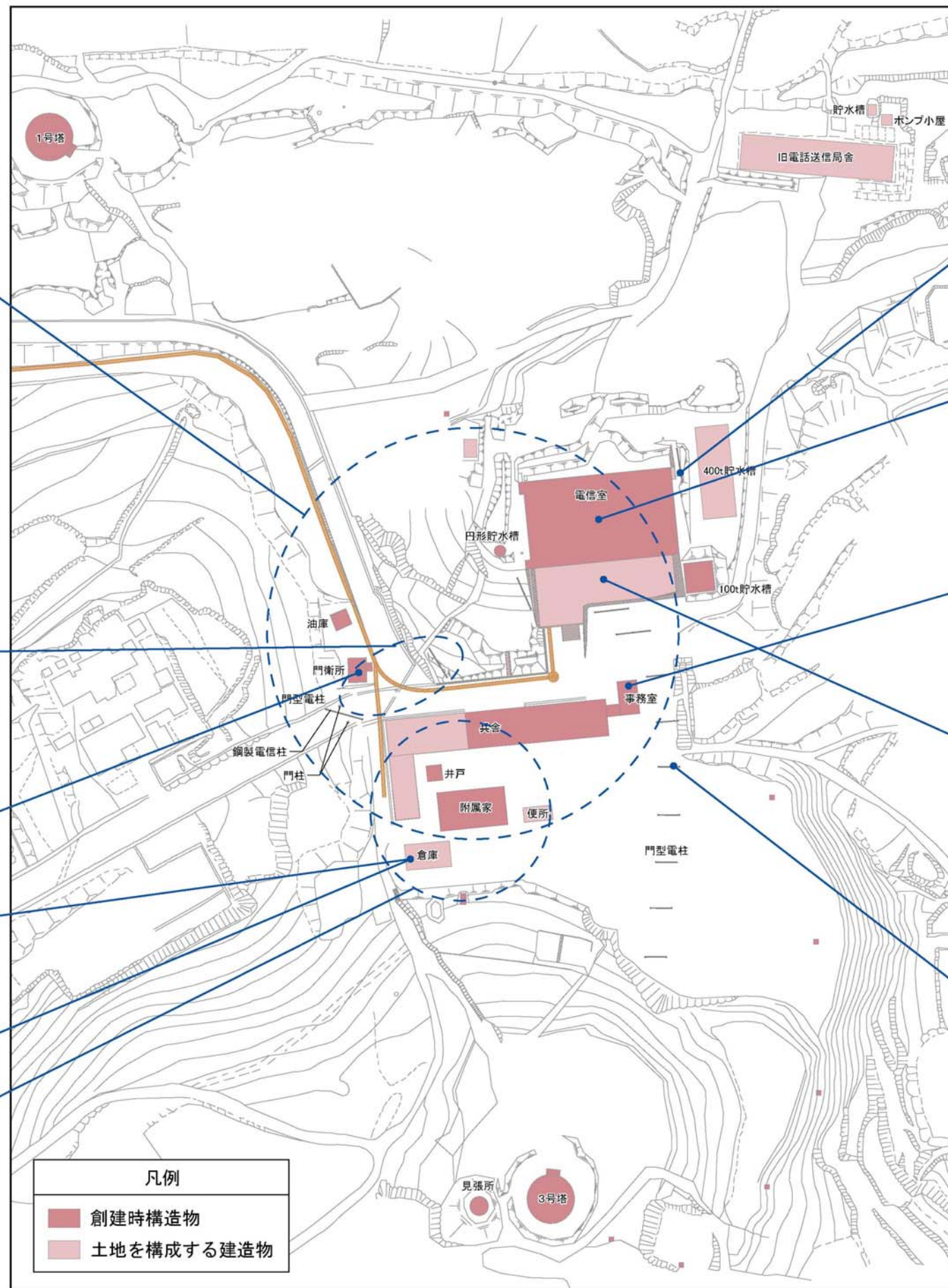
写真10 門衛所付近(牛島幸男氏提供)
 人物の手前側に路面や側溝といったインフラの状況や門衛所の外観が部分的にわかる。奥側には現存しない鋼製電信柱が写っている。



写真11 門衛所(海上保安庁提供)
 現存しない門衛所の姿が最もわかる写真。倉庫の屋根も写っている。



写真12 倉庫付近(海上保安庁提供)
 現存しない倉庫の姿が最もわかる写真。兵舎焼失後の基礎の形状もうかがえる。



第7図 構造物等状況図(終戦後)



写真13 電信室東側(海上保安庁提供)
 電信室東側には現存しない鋼製電信柱や用途不明の構造物がみられる。



写真14 電信室上部(海上保安庁提供)
 電信室中心部に建つ鋼製構造物の根元はコンクリート構造物により支えられている。後に補強のためさらに根巻きされているが、この写真撮影時点ではまだ施されていない。



写真15 兵舎東側事務室(海上保安庁提供)
 兵舎東側の事務室が写っている。既にかかなり傷んでいる。

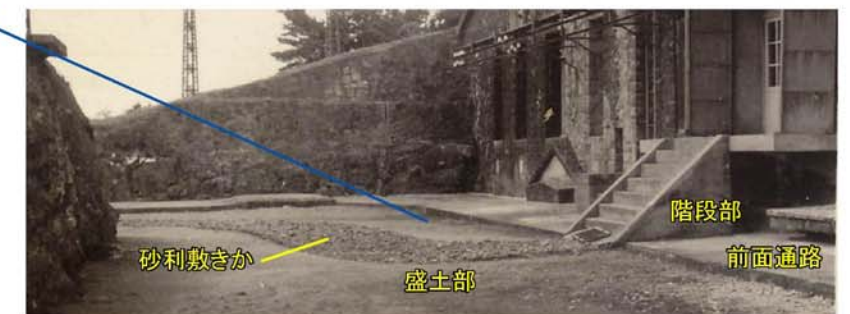
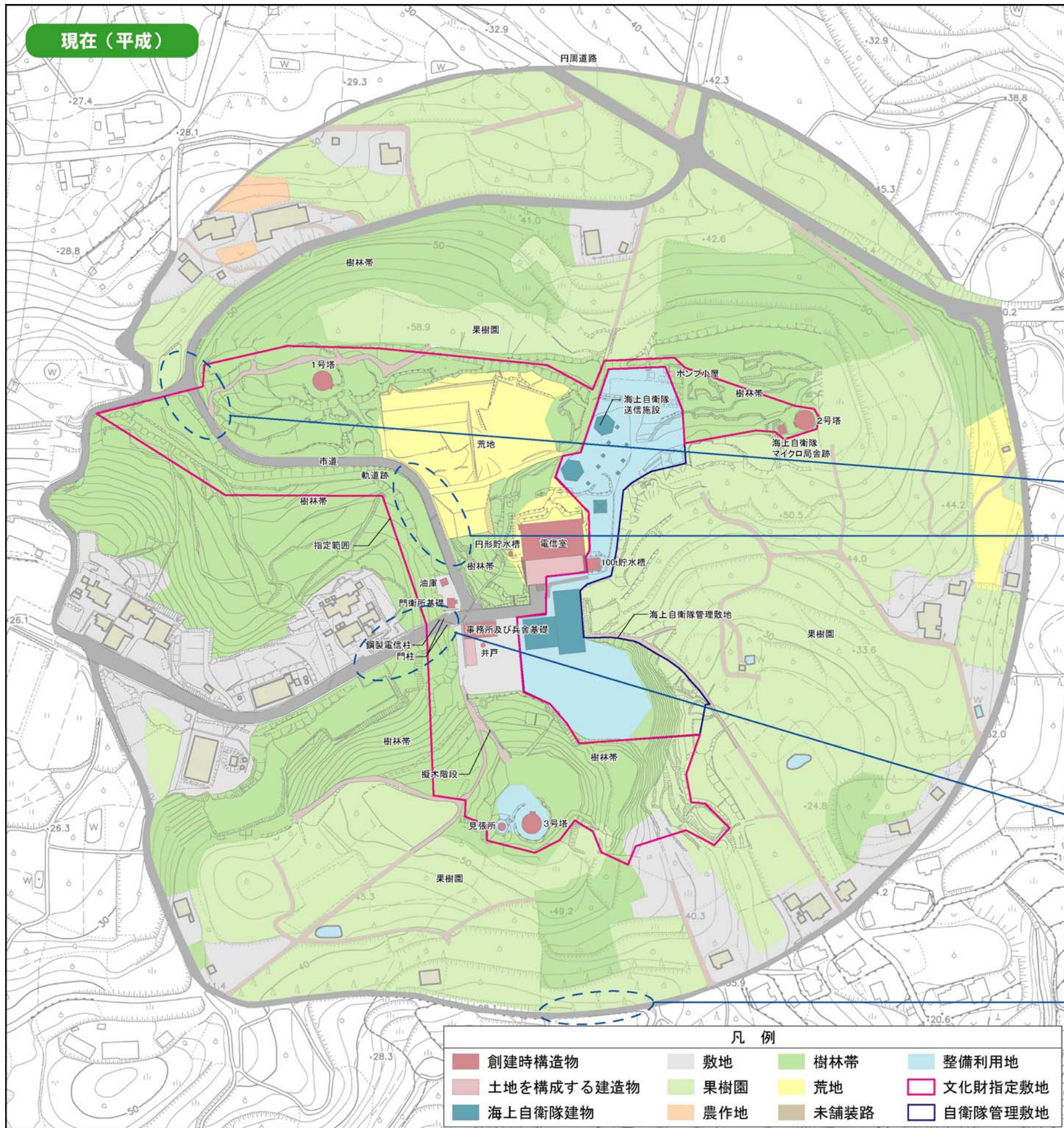


写真16 電信室南側盛土上部(海上保安庁提供)
 電信室南側の1階が埋められた盛土部分。当初の階段は撤去され、新たな階段が設置されている。1階の電信室前面通路の上部も確認できる。



写真17 電信室南側の門型電柱(海上保安庁提供)
 電信室から3号塔へ向かって鋼製電信柱が連続している。電信室の底も確認できる。



第8図 土地利用状況図(現在)



写真18 上空撮影写真

敷地全体を上空から撮影した写真。奥に見える無線塔が1号塔、右が2号塔、左が3号塔である。なお、1号塔と電信室の間の敷地に見られる無線施設は既に撤去済みである。広い範囲で果樹園（みかん畑）が見られる。



写真19 敷地内市道

文化財指定敷地内の市道は、主要なアクセス道路であると同時に地域住民の生活道路としても利用されている。



写真20 敷地境界付近市道

文化財指定敷地境界付近の市道は三叉路となっており、1号塔へのアクセス路もこの付近からとなっている。



写真21 円周道路

現在では、円周道路のほとんどが舗装路となっている。



写真22 門柱付近

道路左右に立つ門柱から少し下った辺りが文化財指定敷地の境界である。



写真23 1号塔付近

1号塔の周囲は樹木や雑草が生い茂っている。



写真24 電信室背面(北側)

電信室背面は前面と同様に1階部分が盛土されている。



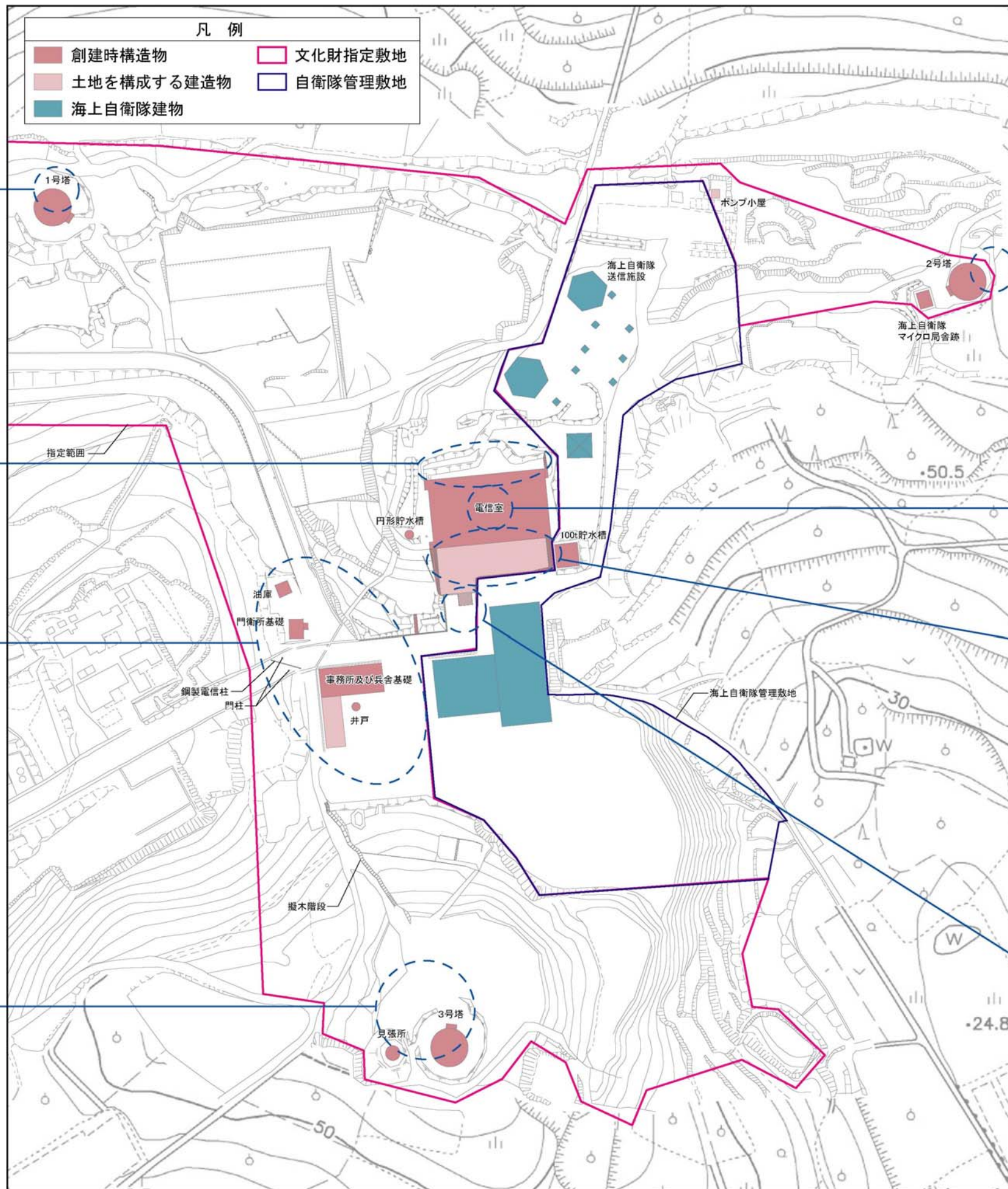
写真25 事務所及び兵舎基礎付近

事務所及び兵舎基礎付近は建物が戦後消失し、基礎が残るのみである。



写真26 3号塔付近

3号塔と見張所は、その周囲のみ小高い地形となっていることから、盛土による高さ調整が行われたと考えられる。



第9図 構造物周辺状況図(現在)



写真27 2号塔付近

2号塔は民地(みかん畑)との境界に非常に近い。敷地内は樹木や雑草が生い茂っている。



写真28 電信室屋上

電信室屋上の中心部にはかつて鉄柱があったが、現在は残っておらず、基礎部分の補強のためかコンクリート根巻きが見られる。



写真29 電信室正面(南側)

電信室はツタで覆われている。終戦後に砂利敷きであったアクセス部分は飛び石に置き換えられている。底部分には爆裂が見られる。



写真30 電信室前階段

電信室前の階段は盛土された部分に上るためのものである。

5) 施設の性格

① 電信室

電信室は、旧日本海軍が敷地を取り囲むように整備した半径 300m の円周道路及び 3 基の無線塔の中心に建設されており、本施設の核となる建物である。延床面積 778.84 m²を有する電信室は、無線塔と同様に 1922（大正 11）年に建設された。半地下式 2 階建の鉄筋コンクリート造の内部は、機械室、工業室、油倉庫、各科倉庫、油倉庫・硫酸倉庫、整流器室、二次電池室、送受信室、送信機室、事務室に分かれている。本建物は、主に無線通信の送受信を目的としており、各部屋の機能も無線通信と電源供給の 2 つに大別される。

建設当時の機器類について、古記録等がほとんど現存しないことから、その詳細は判明しないが、1951（昭和 26）年に刊行された「日本無線史」（電波監理委員会 1951 年）に使用機器の名称がみられる。建設当時に使用した機器類は、長波無線用の電弧式七年甲号送信機（100kw）を主装置とし、副装置として瞬滅火花式四年式一号送信機であり、1928（昭和 3）年までの期間に主装置を十年式甲号送信機（アレキサンダーソン型高周波発電機使用）へと変更している。近年の調査により、本施設で使用されたと思われるアレキサンダーソン型高周波発電機が神奈川県川崎市に所在することが確認された。



写真31 電信室(南側)

②無線塔

本施設が建設された1922（大正11）年頃、無線の主流は長波通信であり、長波による遠距離通信には高出力の電波と長大な無線アンテナが必要となるため、巨大な設備が必要であった。アンテナの支柱に該当する無線塔（鉄筋コンクリート塔3基）は最下部の直径が約12m、高さは約136mに達する。

同時期に国内で建設されたものとして、1916（大正5）年に完成した船橋無線電信局（海軍省 鉄塔）、1921（大正10）年に対米通信用に完成した福島県磐城無線局原町送信所（逓信省 鉄筋コンクリート塔1基 高さ200m）、1929（昭和4）年に対ヨーロッパ通信用として完成した三重県依佐美送信所（日本無線電信株 鉄塔8基 高さ250m）がある。

海外の例としては1923（大正12）年に完成したスウェーデンのヴァールベリの無線局（鉄塔6基 高さ127m）が知られている。しかし、1935（昭和10）年頃になると、短波通信が長波通信にとって代わり、長波通信は補助的に用いられるようになったため、長波送信施設の建設は行われていない。本施設は無線塔、電信室ともに現存する長波通信施設として国内最後の施設である。

第2表 各無線塔の仕様

	構造	建築面積	高さ
1号塔	鉄筋コンクリート造	102.56㎡	136.48m
2号塔	鉄筋コンクリート造	102.56㎡	136.41m
3号塔	鉄筋コンクリート造	102.56㎡	136.09m



写真32 1号塔(全体)



写真33 1号塔(頂上フェンス部)



写真34 1号塔(内部)



写真35 1号塔(入口部)



写真36 2号塔(全体)



写真37 2号塔(頂上フェンス部)



写真38 2号塔(内部)



写真39 2号塔(入口部)



写真40 3号塔(全体)



写真41 3号塔(頂上フェンス部)



写真42 3号塔(内部)



写真43 3号塔(入口部)

③油庫

電信室の西側にあり、ガソリン・軽油・灯油類の保管用として1921（大正11）年に建設された。前面には、各施設の建造及び運営に不可欠な物資運送を担った軌道が通り、かつ隣接して門衛所があることから、保安上の適所に建設されたと考えられる。



写真44 油庫

④見張所

3号無線塔の西側にある見張所は、本施設が建設された翌年の1923（大正12）年に建てられた。目的としては航空機・戦艦等の警戒ではなく、南方にある針尾瀬戸の眺望に来る見学者の侵入防止のためであったことから、常時の人員配置ではなく定期的・季節的な配置であったと考えられる。



写真45 見張所

6) 主な改造時期とその内容

① 電信室

1944（昭和19）年頃に、前面に高さ2.8mの盛土を施し、盛土下に1階各部屋の前面につながる廊下をL字に通す改修が行われ、鉄筋コンクリート造の巨大な庇を含む屋上部の増築も行われた。このほか、海上保安庁及び海上自衛隊の使用に伴い、内部の間仕切や建具の大部分が改修されている。

第3表 電信室の改造内容、補修の履歴等(前半)

西暦	和暦	改造内容等	備考
1955年	昭和30年		○ 整流器室、機械室に倉庫あり。
	昭和35年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 九地建長崎営繕工事事務所により特別工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根 アスファルト 防水施工 (1,100㎡) ・ 建具 窓スチールサッシ6箇所 出入口スチールドア1箇所新替え ・ 塗装 天井及び雨漏箇所補修の上塗装 ・ 白蟻駆除 1,131㎡ ○ 発電器室の発動発電機換装工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発動発電機 据付 ・ 燃料層及び架台 枕木・据付 ・ 消音器 取付・支持台・木蓋 ・ エンジンベッド コンクリート打・モルタル仕上・木蓋 ・ 冷却水槽（旧モビール槽跡） 清掃・補修・木蓋 ・ 配電盤、整流器 据付 ・ 蓄電池 木台・据付 ・ 照明スタンド 製作・据付 ・ 配線溝（発ター配電盤） はつり・モルタル仕上げ・木蓋 ○ 送信機室工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦盤、継電器盤 据付 	
1962年	昭和37年		○ 海保使用の部屋に部屋割区画は見られない。
1969年	昭和44年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海上自衛隊により補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械室の陸屋根の防水層補修 126㎡ ・ 海自側送信機室屋根 目地前面コンパウンド補修 	
1973年	昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 九地建長崎営繕工事事務所により白蟻駆除及び内装工事等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根 コンクリート補修 ・ 天井 全面張替 白蟻駆除 ・ 壁板 全面新替 壁一部コンクリート補修 白蟻駆除 ・ 床 全面新替えビニールタイル張り ・ 窓 サッシ窓に取替（電源室を除く） ・ 部屋割区画による内部模様替え（送信機室、事務室、炊事場、便所等） 	○ この時、根太及び2階梁については創建時のままで白蟻被害と老朽、腐食している。 海上自衛隊と共用の電源室の窓8箇所は、すべて木製窓枠のまま
1980年	昭和55年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 機械室は「電源室及び受信所」として使用 ○ 電信室前面の東側にトイレの図示あり

第4表 電信室の改造内容、補修の履歴等(後半)

西暦	和暦	改造内容等	備考
1981年	昭和56年	○ 海上保安庁により電信室正面入口庇、地下通路天井及び側壁等のコンクリート脱落部及び床下木部の補修 ○ 既設浄化槽（現在の海自局舎内 5人槽）撤去後、電信室前に新たに新設	
1986年	昭和61年	○ 事務所雨漏りのため、天井に受止めを作成、補修	
1993年	平成5年	○ 送信周波数増波・空中線電力増力工事	
1994年	平成6年		○ 2階東側に宿直室、湯沸室、トイレ、事務室、送信機室、倉庫の図示あり

②無線塔・見張所

3号塔及び見張所において落書被害が増加傾向にあったことから、木杭とロープによる仮設柵が2011（平成23）年に設置された。また、老朽化及び防犯のため2012（平成24）年に全ての無線塔の扉が改修された。

第5表 無線塔の改造内容、補修の履歴等

西暦	和暦	改造内容等	備考
1980年	昭和55年	・ 1号塔頂部構造物（簷部）撤去工事（3月1～31日まで）	
1982年	昭和57年	・ 2号塔頂部構造物（簷部）撤去工事（3月2～29日まで）	・ 3号塔から電信室への電線あり（最上部から海上保安庁へ、中位から海上自衛隊へ）
1983年	昭和58年	・ 3号塔頂部構造物（簷部）撤去工事（3月1～30日まで）	
1991年	平成3年	・ 9月 台風19号により1号塔の塔体最上部のハッチ蝶番が飛散	
1993年	平成5年	・ 1月26日～2月26日まで 1・3号塔の扉補修（錆止め及び上塗り塗装）	
2012年	平成24年	・ 老朽化及び防犯のため1～3号塔の扉付け替え	

③油庫

油庫の窓枠、屋根等の更新は昭和40年代頃であると推測される。

第6表 油庫の改造内容、補修の履歴等

西暦	和暦	改造内容等
1965～74年頃	昭和40年代頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在来屋根（和瓦葺き）を撤去の上、母屋を軽量型鋼とし、屋根をスレート葺きに模様替え（スレートと石造壁体との取合せ部分は全部モルタル詰めとする） ・ 換気装置設置 ・ 在来ガラス撤去の上、採光窓（網入りガラス嵌め）設置 ・ 溜桝設置（土間中央部をはつり取る） ・ 在来窓撤去し跡補修（両側の二重窓の内部木製建具撤去、枠部分を完全に削り取り、モルタル塗り込み） ・ 掲示板及び表示板設置 ・ 扉その他塗装

④土地

2012（平成24）年に海上保安庁用地のうち、電信室の北西部にあった建物及び鉄塔類はすべて撤去し、並行して海上保安庁使用敷地内にあった境界フェンスを移設している。

⑤施設所管の変遷

1922（大正11）年に旧海軍により旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設の運用が開始されて以降、施設の所管替が数回行われた。その変遷を以下に示す。

第7表 施設所管の変遷

西暦	和暦	変遷内容
1922年	大正11年	・ 旧海軍佐世保通信隊針尾送信所として業務開始
1945～ 1947年	昭和20年8月～ 昭和22年12月	・ 終戦により旧海軍残務処理、佐世保地方復員局に所管替（掃海、港務通信実施）
1948年	昭和23年 1～4月	・ 九州海運局所管（不法出入国監視業務通信実施）
	5月	・ 海上保安庁に所管替
1954年	昭和29年	・ 海上自衛隊送信所設置

⑥土地を構成する建造物の変遷

旧佐世保無線電信所（針尾送信所）における各建造物は、焼失あるいは取り壊し等が行われた。その変遷について資料等から把握できるものについて、以下に示す。

第8表 土地を構成する建造物の変遷

西暦	和暦	内容
1955年	昭和30年	○ 存在する建造物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「事務所並びに兵舎」（以下、「兵舎」）南西の「酒保」 ・ 「兵舎」の飲料水用井戸 ・ 「軌道跡」（電信室前面階段まで） ○ 存在しない建造物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 門衛所 ・ 「兵舎」南の便所 ・ 「兵舎」東の便所 ・ 旧電話送信局舎
1965年	昭和40年 10月9日 ～11月2日	○ 給水設備（円形貯水槽）改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管工事（清掃、内部梯子の錆落とし） ・ 鉄製蓋の設置

(3) 文化財としての価値

1) 針尾送信所の評価の概要

1910（明治34）年12月、マルコーニ^{※1}は大西洋横断無線で電信の信号受信に成功し、長距離無線電信の実用化時代を迎えた。四方を海に囲まれた日本は、海外との通信に無線電信が重要であると認識し、早くから技術の開発を行ってきた。海軍では、船橋送信所（主塔：鉄製、高さ200m）が1920（大正4）年10月に完成し、さらに、台湾鳳山無線送信所が1917（大正6）年に完成した。針尾送信所は、1922（大正11）年に完成した。

民需用無線局としては、逓信省の磐城無線電信局原町送信所（主塔：鉄筋コンクリート製、高さ200m）が1920（大正9）年10月に完成し、さらに、民間企業の依佐美送信所（各塔（8基）：鉄製、高さ250m）が1929（昭和4）年に完成している。電信技術が長波の時代から短波の時代に変わり、長大なアンテナが必要無くなると、鉄製及び鉄筋コンクリート製の無線塔は老朽化のために解体された。一方、送信用機器も不要になり、設置していた局舎も解体された。こうして、日本における遠距離無線電信の時代の無線送信施設は殆ど解体されたが、本施設の無線塔と電信室及び敷地は残され、現在に至っている。なお、無線塔と電信室は自衛隊及び海上保安庁により1997（平成9）年の無線施設更新時まで使用された。

本施設は、無線塔及び電信室等の構造物が保存されており、我が国の遠距離無線電信技術の発展過程を示す施設である。重要文化財の指定にあたっては、指定基準「(二) 技術的に優秀なもの」及び「(三) 歴史的価値の高いもの」が適用されており、近代化遺産として高く評価される。

2) 長波無線電信技術を伝える施設としての評価

①長波無線電信施設が当時の姿を留めている

国内で建設された長波による無線送信所の無線塔や電信室の殆どのは解体された。しかし、本施設においては、無線塔、電信室、敷地等の外形を留める主要構造物全体が残されている。長距離無線電信が実用化された時代における国内唯一の保存施設であり、日本の無線技術を伝える唯一の施設として極めて貴重な構造物であるといえる。

②3基の無線塔がほぼ当時の状態で残され、アンテナ維持管理機器も残されている

鉄筋コンクリート製の無線塔3基が良好な保存状態で残されているだけでなく、無線アンテナ張力用の重錘（緩衝装置）、ワイヤー巻き揚げ用のウインチなど、無線アンテナの維持管理用の機器が残されている。

③無線電信施設の電信室の建物が完全な形で残されている

電信室は耐爆構造で造られ、天井が特異なアーチ構造になっている。送受信室、二次電池室、送信発電用の機械室が残されている。建設当時の環境を想起することができる。

④外周の管理用道路と敷地が残されている

無線電信所施設の管理用道路がほぼ当時の形状で残されている。敷地内部には一部私有地があるが、地形は大きく改変されることなく保存されている。

※1 グリエルモ・マルコーニ<1874（明治7）年-1937（昭和12）年>

イタリアの無線技術者・発明家であるマルコーニは、無線通信技術の発展及び商業化へ大きく貢献した人物である。1909（明治42）年にはノーベル物理学賞を受賞した。

3) 鉄筋コンクリート構造物としての評価

①当時の日本における鉄筋コンクリート技術の到達点

佐世保鎮守府では、吉村長策^{※2}、真島健三郎^{※3}を中心に耐水コンクリートや鉄筋コンクリートの研究が進められた。海軍工廠第1ドックの漏水対策、日本で最初の鉄筋コンクリート煙突や建築物への応用が進められた。これらの技術は、立神係船池の巨大艦艇修繕係留池を完成させ、さらに庵崎油槽の無筋地下油槽など、海洋構造物や地下構造物へと進化した。このような佐世保鎮守府の鉄筋コンクリート技術の到達点が、吉田直^{※4}が携わった本施設建設であった。本施設の構造物は当時の日本における鉄筋コンクリート技術の到達点にあり、土木技術的視点から高く評価される構造物である。

②劣化の遅い緻密な鉄筋コンクリートで施工されている

本施設保存のために行った無線塔のコンクリート劣化診断では、極めて良質なコンクリートを使用しており、中性化の深度は極めて薄かった。近年、構造物の維持管理の問題から、コンクリート構造物の劣化が問題になっているが、材料を選び、施工法を丁寧に行えば、建設から約91年経た現在でも、本施設は健全な構造物として存在し続けている。鉄筋コンクリート構造物の維持管理問題を考える視点からも、本施設は貴重な構造物である。

③施設の施工状況が写真で撮影されている

長大塔状構造物の建設には、中足場の考え方が重要な施工技術であった。本施設の建設では、無線塔の施工について工程写真が残されており、基礎部分や塔下部の配筋の状況を詳細に照査することができる。また、中足場の詳細な構造を考察することができる。さらに、電信室の耐爆構造の屋根の部分が撮影されており、電信室の軍事構造物としての構造を把握することができる。無線施設の施工中の写真から、多くの鉄筋コンクリート施工における技術的情報だけでなく、作業員の人数や服装から、当時の施工環境を観察することができ、土木施工の重要な資料になっている。

※2 吉村長策<1880(万延元)年-1928(昭和3)年>

大阪府出身の技師である吉村長策は、工部大学校助教授、長崎市水道工師長、大阪市水道副工師長、神戸市水道工師長、佐世保鎮守府建設部建築科長、臨時海軍建築部工務監、海軍省建築局長を歴任し、我が国初の上水道専用ダム「本河内高部貯水池」や我が国初の重力式コンクリートダムである布引五松ダムの建設等、コンクリートを活用した土木技術の向上に尽力した。1926(大正元)年には土木学会会長を務めた。

※3 真島健三郎<1873(明治6)年-1941(昭和16)年>

香川県出身の技師である真島健三郎は、佐世保海軍經理部建築科主任技師、同建築科長、呉建築科長、海軍省建築局長を歴任し、我が国初の鉄筋コンクリート造煙突や我が国初の鉄筋コンクリート造建築を完成させる等、鉄筋コンクリート技術の向上に尽力した。1923(大正12)年の関東大震災以降は耐震設計の研究を進め、海軍退職後も造船関係企業の育成に努めた。1916(大正5)年-1917(大正6)年には土木学会副会長を務めた。

※4 吉田直<1874(明治7)年-1937(昭和12)年>

東京都出身の技師である吉田直は、横須賀海軍經理部付技師、佐世保海軍建築科長、横須賀海軍建築部の第一・第二科長、横須賀海軍建築部長、海軍省建築局長を歴任し、終始海軍の諸施設建設に尽力した。本施設建設においては主任技師を務めた。

4) 近代建築物としての評価

佐世保鎮守府が創建された1889(明治22)年の明治中期には構造物は殆ど煉瓦造であり、近代初期の装いをしていた。大正期に入り鉄筋コンクリートが実用化されると、鎮守府内の建造物は旧港務部庁舎(現米海軍佐世保基地司令部庁舎、1916(大正5)年完成)のように直線で構成された現代的な建築へ移行した。

本施設は、1922(大正11)年に完成した。この頃の無線送信所の無線塔は鉄製トラス構造であったが、佐世保鎮守府建築課では吉田直の監督の下でこれを鉄筋コンクリート造で建設した。トラス構造の細かい部材が組み合わされた近代化(産業革命)を象徴する鉄製構造物に対して、本施設の無線塔の装飾のない空に伸びる直線的な形態は、20世紀に向けての現代性を象徴している。また、電信室の外観も、煉瓦構造と違って鉄筋コンクリート構造による現代的な意匠となっている。

20世紀のモダン・ムーヴメントの結果生み出された建築及び資料を保存する意義を訴えることを目的として設立された国際機関 DOCOMOMO 日本支部の DOCOMOMO JAPAN は、本施設の無線塔を日本におけるモダニズム建築を代表する建築物の1つとして、日本における DOCOMOMO150 選(2009(平成21)年)に選定した。

5) 鉄筋コンクリート構造・鋼製構造と、渦潮の流れる海峡に調和した 20 世紀を象徴する 景観としての評価

本施設は大村湾の西端にある針尾島の先端に建設された。建設地は複雑に地形が入り込んだ伊ノ浦の瀬戸に面し、前面の海は速い潮流で容易に人が近づけない場所であった。しかし、第 2 次世界大戦後、1955（昭和 30）年 11 月に西海橋が架設されると、伊ノ浦瀬戸を跨ぎ、西彼杵半島の先端と佐世保側にある針尾島が結ばれた。伊ノ浦瀬戸の切り立った海峡と渦潮が、西海橋の直下で見られるようになり、長崎県本土の寒村は、瞬く間に長崎観光の中心になった。東洋一の美しい鉄の橋と、渦潮が流れる海峡の特異な景観は、周囲を公園として整備し、桜が咲くようになると益々人気のスポットになった。

本施設は、建設当時無線電信の軍事構造物で、機密性の高い施設であったが、西海橋が架設されると、橋の前面に空間を緊張させる 3 本の無線塔が顕わに見えるようになった。西海橋から見ると、無線塔は佐世保湾と大村湾の海水が入れ替わり渦潮が流れる伊ノ浦の瀬戸と一体となり、この地を訪れる人々の視界に定着するようになり、一つの自然な風景となった無線塔が親しまれてきた。

平成の現在に至り無線塔を見ると、渦潮の美しい伊ノ浦の瀬戸、戦災復興の西海橋、さらに 2006（平成 18）年 3 月に架設された新西海橋に囲まれ、豊かな自然環境と現代構造物が構成する特異な景観を構成している。伊ノ浦の瀬戸周辺の環境は、深く切り込んだ海峡の景観、潮の満ち引きで現れる渦潮のダイナミックな海水の流れ、深い新緑、桜、つつじ、紅葉と一年を通して続く豊かな自然環境に満ちている。戦後に架設された西海橋は、トラス組のアーチ構造で、古典的な形態を漂わせている。遙かに望む、無線塔の古典的な装飾を廃した構造から、時代を貫くモダニズムの力が感じられる。



写真46 針尾送信所と西海橋

4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

2012（平成24）年に3基の無線塔の扉を更新しており、2013（平成25）年3月の文化財指定以降、本施設内の建造物等について保存事業は実施していない。

(2) 活用履歴

本施設は、1997（平成9）年に無線通信施設としての役割を終えて以降も海上保安庁が所管していたために、恒常的かつ積極的な公開活用は行っておらず、佐世保市または観光コンベンション協会等が主体となって実施している活用事業のみであった。

2013（平成25）年3月6日に本施設が重要文化財の指定を受けて以降は、針尾無線塔保存会（ボランティア）による見学者の案内と解説を実施しており、ボランティアの待機場所として油庫の内部を活用している。その他の建造物については外観のみの公開であり、基本的には3号塔と電信室の近くまで見学者を案内している。

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

1997（平成9）年に運用を停止した本施設は、これまで敷地全体を海上保安庁が管理しており、うち一部を海上自衛隊が使用していた。2013（平成25）年3月の重要文化財指定と同時に、佐世保市が本施設の管理団体として指定された。重要文化財建造物は全て鉄筋コンクリートで現在も高い強度を有しており、比較的良好な状態である。

ただし、恒久的に文化財として保護・保存する場合は詳細な調査と細部まで検討を行い、万一の可能性についても検討する必要がある。特に電信室と無線塔は大規模な鉄筋コンクリート建造物であるため、現状と課題を整理する。

電信室については、2011（平成23）年に実施した耐震強度調査の成果により鉄筋コンクリートの躯体に問題は無いものの、昭和期に増築された1階の前面通路や屋上の底部分は、鉄筋の錆びによる膨張でコンクリート片が剥がれ落ちる爆裂が起きている箇所が見られ、安全面に課題がある。また、2階中央部及び西側は既存建具が著しく腐食しており、屋上から雨漏りが発生している可能性もある。

何れかの時点において改築されたであろう整流器室（1階）と事務室（2階）をつなぐ階段周辺の建具についても、腐食等が一部発生している。整流器室から天井部分を見ると多量の湿気によって繁殖したと考えられる何らかの付着物が点在しており、その階上の事務室や送信機室の床には穴が空いているところもある。さらに、平成まで使用されていたこともあり、現代の材料によって内装が施されているところについてもカビが発生して衛生上も好ましくない。

1944（昭和19）年に施工された電信室前・後面の盛土及び屋上に増築された部分は、太平洋戦争の名残としての価値を有する箇所が認められるが、文化財の保護上、建造物への影響を鑑み、撤去の判断もやむを得ない。

無線塔についても電信室同様、耐震強度調査の成果により主要な躯体である壁部には問題が無いが、1基あたり32箇所の採光用の窓から風雨や鳥などが侵入することから内部の鉄骨等の腐食が懸念される。無線塔内部を確認したところ、雨が鉄骨を伝い最終的に最下部に雨水が集中することから、この箇所に鉄骨の腐食が既に見られる。また、採光用の窓には木製の窓枠が設置されているが、これが落下しているものも見られるなど、保存上だけでなく安全上においても対策が求められる。

油庫は目視によれば主要な躯体その他に問題は見られない。ただし過去に葺き替えられた屋根はスレート葺きとなっており、景観上は好ましくない。

見張所は一部に爆裂や白華現象が見られ、屋根の縁は打診音が軽いなど、劣化部分があいふつから見られることから、補修などの対策が必要である。

周辺環境は、樹林帯は様々な樹種があるものの人為的に植栽された造園樹が多く、特に保存すべき植生は無い。林床は雑草が生い茂り、クズ、キヅタによる樹木の被圧が見られることから、将来的には防除が望まれる。

建造物の防火・防犯設備としては、これまで特に対策は行われていないことから、防火・防犯設備について検討するとともに、地元組織や保存会との協力体制を構築する必要がある。特に保存対象となる建造物を永く将来にまで保存していくためには、その建造物とその敷地を含む一体的な保存が重要である。

特に無線塔については、近年、落書き等の被害が見受けられるため、このような文化財のき損を防止するための対策の強化が必要である。また、本施設周辺における開発計画にも注視し、本施設を取り巻く景観または風景の保全にも考慮しなければならない。そのためにも佐世保市と地元組織や保存会と共同で保存を図るべく、地元説明会やその他の啓発事業を通じて、本施設の保存について周知を行い、周辺地区を含めた一体的な保存活動を実施する必要がある。

(2) 活用の現状と課題

文化財指定以前は国有地という性格上、積極的な立入許可並びに公開は行われていなかった。2013（平成25）年3月の文化財指定以降は、管理団体となった佐世保市が主体となり、地元保存会と連携し、電信室及び無線塔（一部、危険箇所を除く）を公開している。

本施設の管理地内に現存する電信室及び3基の無線塔、油庫、見張所の保存状態は特に良好であり、これらの高い価値を持つ施設を保存しながら歴史教育の題材として将来へ継承していく必要がある。

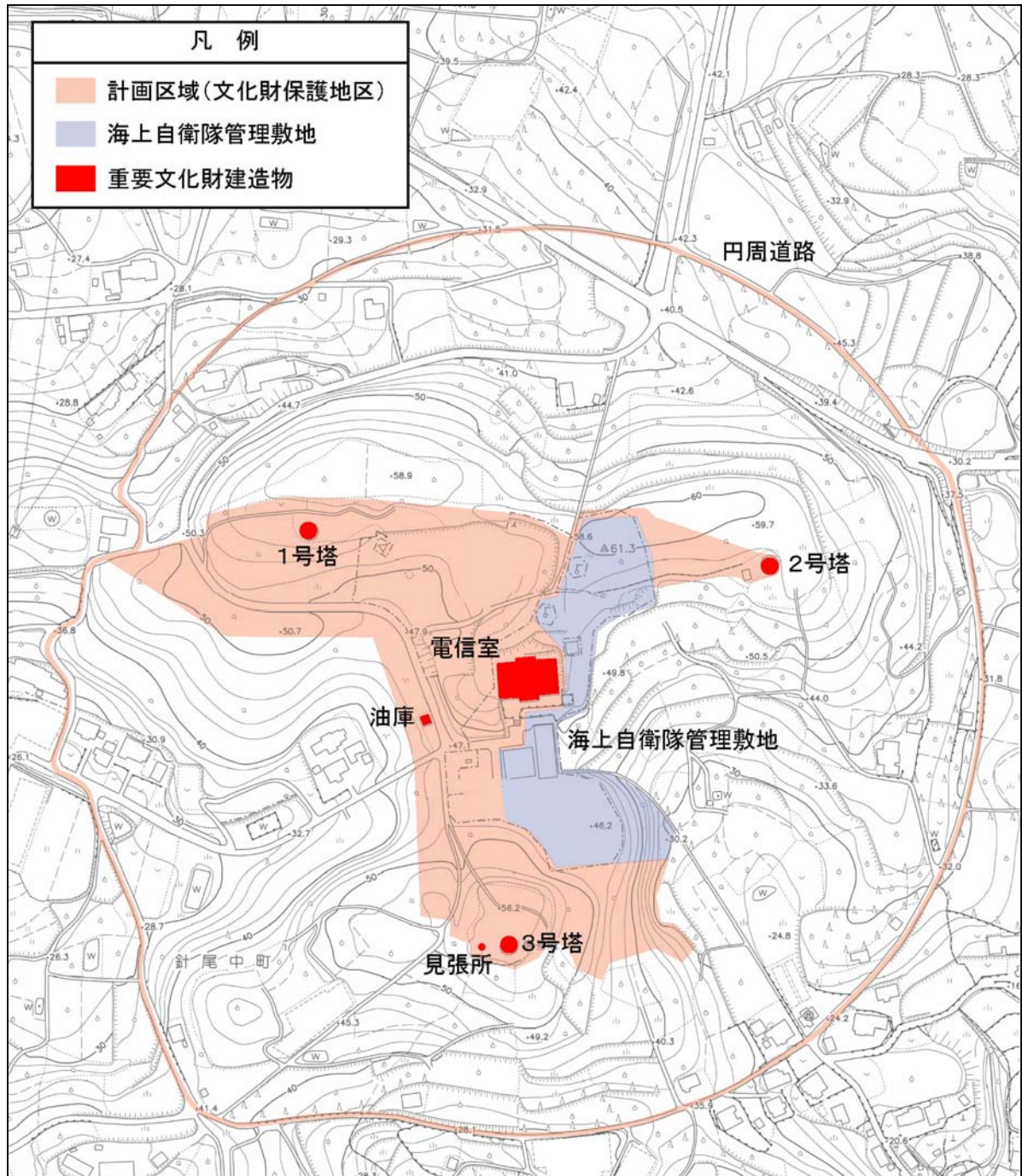
また、敷地面積は44,286㎡と広大な面積の中には、重要文化財建造物以外にも複数の建造物があり、活用の際の見学者の動線確保と誘導、ガイダンス等の整備も文化財保存修理事業と並行して実施しなければならない。さらに、建造物自体の耐震等の安全性は調査により確保されているが、活用の際に安全確保のための個別対策を講ずる必要がある。

照明設備については、電信室の二次電池室などにおいては平電傘が天井から吊り下げられているが、機能するかどうかは疑わしく、現段階では照明設備は無いに等しい。無線塔や油庫についても照明設備は無い。同様に屋外についても防犯灯や照明灯は無いことから、今後、建造物の公開活用の策定を行うなかで、来訪者の動線を踏まえた照度等を考慮しつつ照明計画を行う必要がある。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

本施設を適切に保存するための区域を計画区域として下図に示す。なお、計画区域には重要文化財建造物である電信室、無線塔（1～3号塔）、油庫、見張所が全て所在し、文化財指定を受けた敷地範囲と同一である。



第10図 計画区域図

(2) 計画の目的

本計画の目的は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（文化庁文化財保護部 1999）に基づき、大正時代の無線電信施設が残る重要な施設であり、発展期にあった鉄筋コンクリート建造物に関する技術を佐世保鎮守府の技術者達が一気に高めた結晶として土木技術史においても重要である本施設が、文化財としての価値を損なうことの無いよう、保存管理の方法を定めるとともに、多くの市民がわかりやすく理解できる重要文化財建造物としての公開・活用のあり方を検討・策定し、文化財の保存と適切な活用の両立を目指すことを目的とする。

(3) 計画の基本方針

- 1) 本施設の歴史と価値を高め、長く後世に伝えるため、長期的な視野にたった計画とする。
- 2) 長波無線通信施設のシステムが一連で残る貴重な近代化遺産であることから、その価値を適切に保持し、顕在化を図るものとする。
- 3) 郷土の歴史を物語る地域の貴重な文化遺産であることから、来訪者がその価値を十分に体感、学習できるような計画とする。
- 4) 文化財としての価値を考慮し、保存整備の目標年代を、創建時に設定する。ただし、樹木については、現状の景観に価値が認められることから、現状維持を基本とする。
- 5) 土地指定範囲と円周道路に挟まれた区域については、今後、資料調査、発掘調査等を行い、本計画との整合性を図りながら環境整備に努める。

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

計画区域内にある建造物等の保存状況について、建造物別に以下に示す。なお、いずれの構造物も鉄筋コンクリート造で強度や耐震性能は十分に有しており躯体そのものは概ね良好な状態であるが、電信室のコンクリート屋根等の昭和期に増築された部分や木質の部分、無線塔の窓枠、見張所の傘部におけるクラック等、部分的に劣化が見られる箇所がある。特に、電信室においては劣化部分による建造物全体の保存状況への悪影響が懸念される。

創建時の鉄筋コンクリート構造物においては保存状況も良く、優れた価値が認められるものの、その後に増築された部分等については建造物全体の劣化の原因となっており、今後の更なる劣化が懸念されることから、当面必要な維持修理等の措置を行いながら基本方針に従って創建時の姿に復し、良好な保存環境を構築した上で保存管理を行う必要がある。

1) 電信室

第9表 電信室の構造、現状

部分	構造、現状
基礎	基礎は幅6.0m以上、厚さ約2.0mと非常に大きく、支持層の岩盤に直接基礎が据え付けられており、非常に堅固である。
壁	壁は約1.8mの厚みがあり、アーチ（天井部）及びその上部の盛土の荷重、3tクレーン等の荷重等を支える構造となっている。表面にはタイル張りが認められ、2階部分には仕上げ材の壁（木製）が施されている。
屋根	アーチ（天井部）の上に盛土され、さらにその上を覆うようにコンクリート屋根がつくられている。現状は表層コンクリートの伸縮目地等に雑草が繁殖しており、漏水発生の原因と考えられる。
柱、梁	整流器室内部は階上の送受信室の床（木製床組み）を支えるため、コンクリートによる柱や梁がつくられている。クラック等は見受けられない。
天井	耐火煉瓦によるアーチ式で、機械室における高さは9.55m、二次電池室では5.52mとなっている。通信機室では改修工事に依ると思われる軽量鉄骨天井下地によるジブトン天井材の仕上げ貼りがあがるが、雨漏り跡及びカビの発生が著しい。
床	①二次電池室においては、当初の床の上に二重床を施してあり、Pタイルまたはロンリウム系の仕上げ材は全面的に劣化、剥離している状況である。 ②事務室、③送信器室、④送受信室は一つの室内空間となっており、床のPタイルまたはロンリウム系の仕上げ材は全面的に劣化、剥離している状況である。 ⑤機械室の床は昭和期にコンクリートにより創建期のものは覆われている。利用目的毎に成型されており、クラックもなく保存状況は良い。 その他コンクリート床部は汚れ等が目立つものの特に構造上の問題はないと考えられる。

2) 無線塔

第10表 無線塔(1号塔)の構造、現状

部分	構造、現状
基礎	鉄筋コンクリート製の基礎は円形の壁の外周部から約6mの幅（直径24.3m）で取り囲むようにつくられている。厚みは最小0.9m～最大4.5mで支持岩盤への直接基礎となっている。
壁	1号塔のみにおいて実施された強度調査時の測量結果によれば、鉄筋コンクリート製の塔の直径は、基底部12.192m、頂部3.048m、壁厚は基底部76.2cm、頂部22.8cmであり、基部から先端部にかけて細く薄くなるように設計されている。コンクリートにはクラック等もなく、震度6弱の地震に耐える程の強度を持つことが学術調査により明らかとなっている。
鉄骨	塔の内部に組まれた鉄骨は錆や腐蝕が見られる。特に緩衝装置支持の鉄骨は下部の腐食が著しい。
入口扉	老朽化に伴い、撤去・新設を完了済み。
デッキ	無線塔の中間部に鉄製のデッキが設置されている。地上からの目視では目立った劣化は見られない。
頂上フェンス	地上からの目視では良好な状態である。
梯子	点検用の鉄製梯子が底部から頂部まで続いており、状態は良好である。頂上まで約550段を数える。
緩衝装置	おもりは鉄製の心棒に取り付けられたまま地面に下ろされている。おもりや心棒に錆が見られ、おもりの取り外しの可否は不明だが、当時の形状を維持し、概ね良好な状態である。ただし、中には折れ曲がった心棒も見られる。
巻揚機	鉄製の巻揚機は歯車部分等に錆が見られ、現状では機能しない状況である。ただし、メンテナンスにより機能する可能性はある。
窓	木製の窓枠がはめられているが、経年劣化により落下した箇所もある。高所については、未調査のため不明。
床	現状は土間となっているが、元々土間として使用されていたかどうかは不明。落下物や石などが散乱している。

第11表 無線塔(2号塔)の構造、現状

部分	構造、現状
基礎	鉄筋コンクリート製の基礎は円形の壁の外周部から約6mの幅（直径24.3m）で取り囲むようにつくられている。厚みは最小0.9m～最大4.5mで支持岩盤への直接基礎となっている。
壁	2号塔は測量されていないが、1号塔とほぼ同じ寸法であると推測され、基部から先端部にかけて塔体は細く、壁厚は薄くなっている。また、コンクリートにはクラック等もなく、1号塔と同等の強度があると考えられる。
鉄骨	塔の内部に組まれた鉄骨は錆や腐蝕が見られる。特に緩衝装置支持の鉄骨は下部の腐食が著しい。
入口扉	老朽化に伴い、撤去・新設を完了済み。
デッキ	無線塔の中間部に鉄製のデッキが設置されている。地上からの目視では目立った劣化は見られない。
頂上フェンス	地上からの目視では良好な状態である。
梯子	点検用の鉄製梯子が底部から頂部まで続いており、状態は良好である。頂上まで約550段を数える。
緩衝装置	おもりは鉄製の心棒に取り付けられたまま地面に下ろされている。おもりや心棒に錆が見られ、おもりの取り外しの可否は不明だが、当時の形状を維持し、概ね良好な状態である。ただし、中には折れ曲がった心棒も見られる。
巻揚機	鉄製の巻揚げ機は歯車部分等に錆が見られ、現状では機能しない状況である。ただし、メンテナンスにより機能する可能性はある。
窓	木製の窓枠がはめられているが、経年劣化により落下した箇所もある。高所については、未調査のため不明。
床	現状は土間となっているが、元々土間として使用されていたかどうかは不明。落下物や石などが散乱している。

第12表 無線塔(3号塔)の構造、現状

部分	構造、現状
基礎	鉄筋コンクリート製の基礎は円形の壁の外周部から約6mの幅（直径24.3m）で取り囲むようにつくられている。厚みは最小0.9m～最大4.5mで支持岩盤への直接基礎となっている。
壁	3号塔は測量されていないが、1号塔とほぼ同じ寸法であると推測され、基部から先端部にかけて塔体は細く、壁厚は薄くなっている。また、コンクリートにはクラック等もなく、1号塔と同等の強度があると考えられる。
鉄骨	塔の内部に組まれた鉄骨は錆や腐蝕が見られる。特に緩衝装置支持の鉄骨は下部の腐食が著しい。
入口扉	老朽化に伴い、撤去・新設を完了済み。
デッキ	無線塔の中間部に鉄製のデッキが設置されている。地上からの目視では目立った劣化は見られない。
頂上フェンス	地上からの目視では良好な状態である。
梯子	点検用の鉄製梯子が底部から頂部まで続いており、状態は良好である。頂上まで約550段を数える。
緩衝装置	おもりは鉄製の心棒に取り付けられたまま地面に下ろされている。おもりや心棒に錆が見られ、おもりの取り外しの可否は不明だが、当時の形状を維持し、概ね良好な状態である。ただし、中には折れ曲がった心棒も見られる。
巻揚機	鉄製の巻揚げ機は歯車部分等に錆が見られ、現状では機能しない状況である。ただし、メンテナンスにより機能する可能性はある。
窓	木製の窓枠がはめられているが、経年劣化により落下した箇所もある。高所については、未調査のため不明。
床	現状は土間となっているが、元々土間として使用されていたかどうかは不明。落下物や石などが散乱している。

3) 油庫

第13表 油庫の構造、現状

部分	構造、現状
基礎	幅約5m、奥行き約5mで、目視による建物の沈下、傾斜は見られないことから、基礎の状況も良好と推測される。
壁	厚み0.35mのコンクリート、石張り仕上げである。外部にはクラック等は見られないが、内部の開口部隅角に一部クラックが見られる。
屋根	スレート葺きの屋根で、下地の鉄骨共に改修工事による施工と推測される。
扉	鉄製で、入口部の建具下部に腐食がみられる。窓部の建具は良好な状態である。
窓	北側と南側に鉄製の窓があり、入口上部に網入りガラスの窓が見られる。全て良好な状態である。
床	床はコンクリート製で、目立った劣化は見られない。

4) 見張所

第14表 見張所の構造、現状

部分	構造、現状
基礎	深さ、大きさは不明であるが、上部構造に傾き・沈下が見られないので、基礎も良好であると思われる。
柱	鉄筋コンクリート製で、直径0.3mの八角形である。クラック等は見られない。
円形造り出し	鉄筋コンクリート製で、直径1.3m、厚み0.1mである。台部分は良好であるが、支持部分に鉄筋の爆裂がみられる。
傘部	鉄筋コンクリート製で、直径約4.3m、総高約3.0m、厚み0.12mである。スラブは良好であるが、周辺の水切り部分にクラック及び鉄筋の爆裂が見られる。

5) 土地を構成する建造物

第15表 土地を構成する建造物の構造、現状

部分	構造、現状
鋼製電信柱	鉄製で腐食が進行しているものの自立している。
門柱	1対の直方体のコンクリート製で、1辺0.47m、高さ1.8mである。上部は寄棟型の屋根状に加工されている。鉄製の部材が確認できることから、鉄製の門扉であったと想定される。
円形貯水槽	鉄筋コンクリート製の円柱形で、直径約3m、高さ約2.3mである。目立った劣化は見られない。

(2) 管理状況

本施設の管理については、2013（平成25）年3月6日の重要文化財指定と同時に文化庁より佐世保市が管理団体として指定され、佐世保市内の文化財保護業務を担当している教育委員会社会教育課が主体的な管理業務を実施している。また、この文化財指定を契機に、本施設が所在する近隣地区（佐世保市針尾中町小鯛地区・名倉地区・送信所地区）の住民が「針尾無線塔保存会」（以下、「保存会」とする）を2013（平成25）年4月30日に結成した。この保存会は100世帯、約300名の全住民により構成され、地域密着型の保存管理体制を整えるべく、佐世保市はその管理の一部を委託している。

保存会に委託している内容は、日々の巡視、草刈等の清掃、見学者への案内等である。日々の活動の拠点となる施設については、既存の油庫を利用している。油庫は鉄筋コンクリート造の平屋建てで、その内部も木製部分が一切認められないことから、火災等の危機管理も比較的实施しやすいこと、さらに本施設に來訪する見学者が必ず通る動線上にあるため、その案内と監視が容易である。将来的には公開活用事業の中で「ガイド・管理センター」を計画しており、その整備までの暫定的利用である。主な活用の体制は第5章の「活用計画」に詳細を示す。

2. 保護の方針

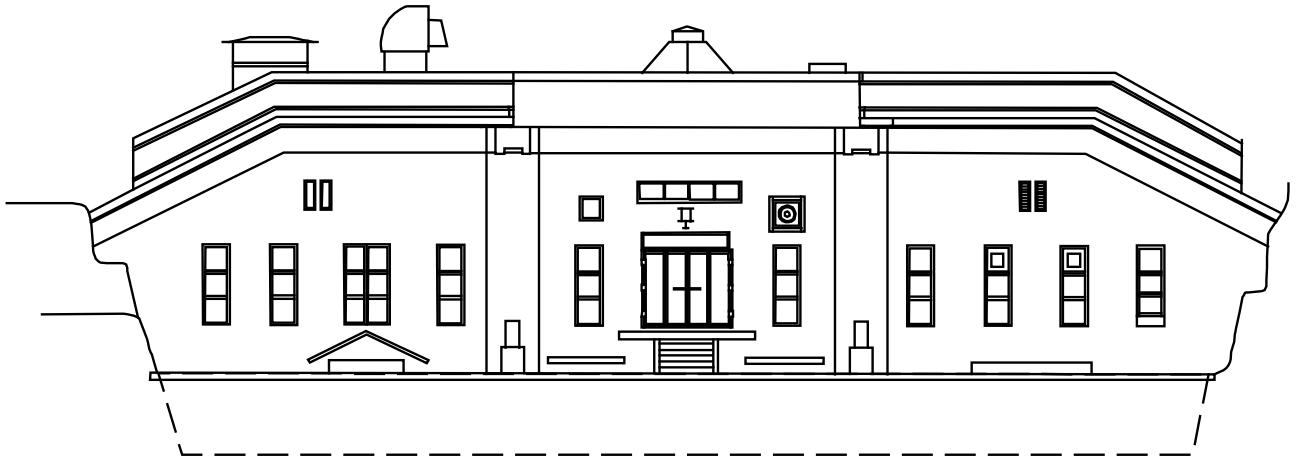
各建造物の主な構造と仕上材を確認した上で、建造物の保護の方針を定める。保護の方針についてはあらかじめ基準を定め、建造物の部分毎に基準を適用する。

(1) 建造物の主な構造と仕上材

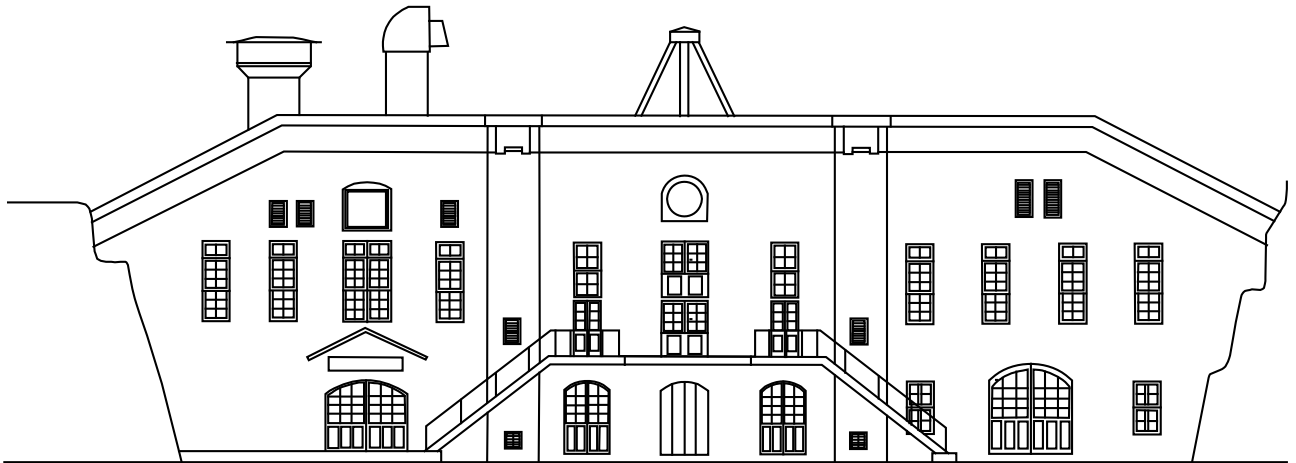
1) 電信室

第16表 電信室の主な構造と仕上材

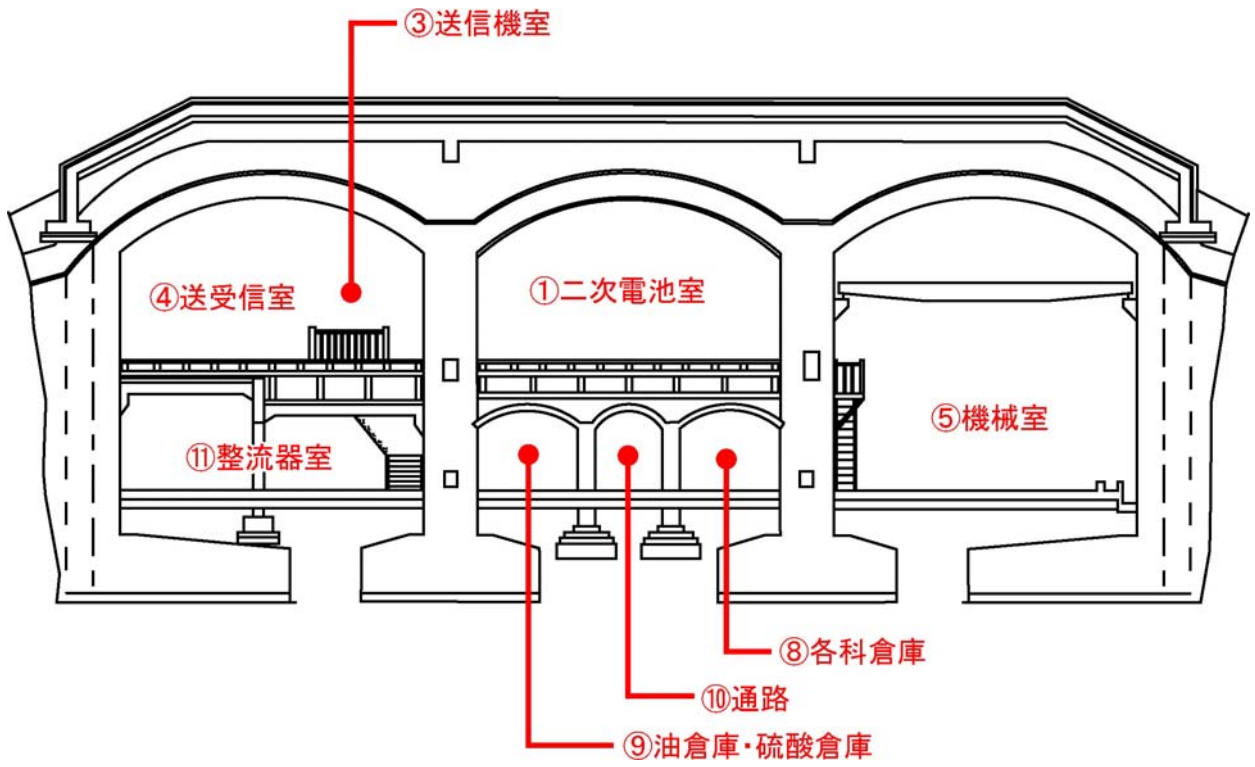
部分		主な仕様	
主構造	基礎	布基礎：鉄筋コンクリート造	
	壁	鉄筋コンクリート造	
	屋根	アーチ状のRC造の屋根裏に盛土し、その上部をRC造の屋根で保護している。そのさらに上部に昭和期に増設されたコンクリートの屋根がある。	
平面構成		別図平面図による	
外部仕上げ		壁	乱形石張り
		屋根	アスファルト
内部仕上げ	①二次電池室	床	Pタイル
		壁	木製
		天井	耐火煉瓦
	②事務室	床	Pタイル
		壁	石膏ボード
	③送信機室	床	石膏ボード
		天井	石膏ボード
	④送受信室	床	石膏ボード
		天井	石膏ボード
	階段	踏み面	木製
		壁	コンクリート
	便所・洗面所	床	ロンリウム
		壁	コンクリート
		天井	石膏ボード
	⑤機械室	床	コンクリート
		壁	鉄筋コンクリート
		天井	耐火煉瓦
	⑥工業室	床	コンクリート
		壁	鉄筋コンクリート
	⑦油倉庫	床	コンクリート
壁		鉄筋コンクリート	
⑧各科倉庫	床	コンクリート	
	壁	鉄筋コンクリート	
⑨油倉庫・硫酸倉庫	床	コンクリート	
	壁	鉄筋コンクリート、レンガタイル張り	
	天井	鉄筋コンクリート、耐火煉瓦	
⑩通路	床	コンクリート	
	壁	鉄筋コンクリート	
	天井	鉄筋コンクリート	
⑪整流器室	床	コンクリート	
	壁	鉄筋コンクリート	
	天井	木製	
⑫建物前面通路	床	コンクリート	
	壁	鉄筋コンクリート	
	天井	鉄筋コンクリート	



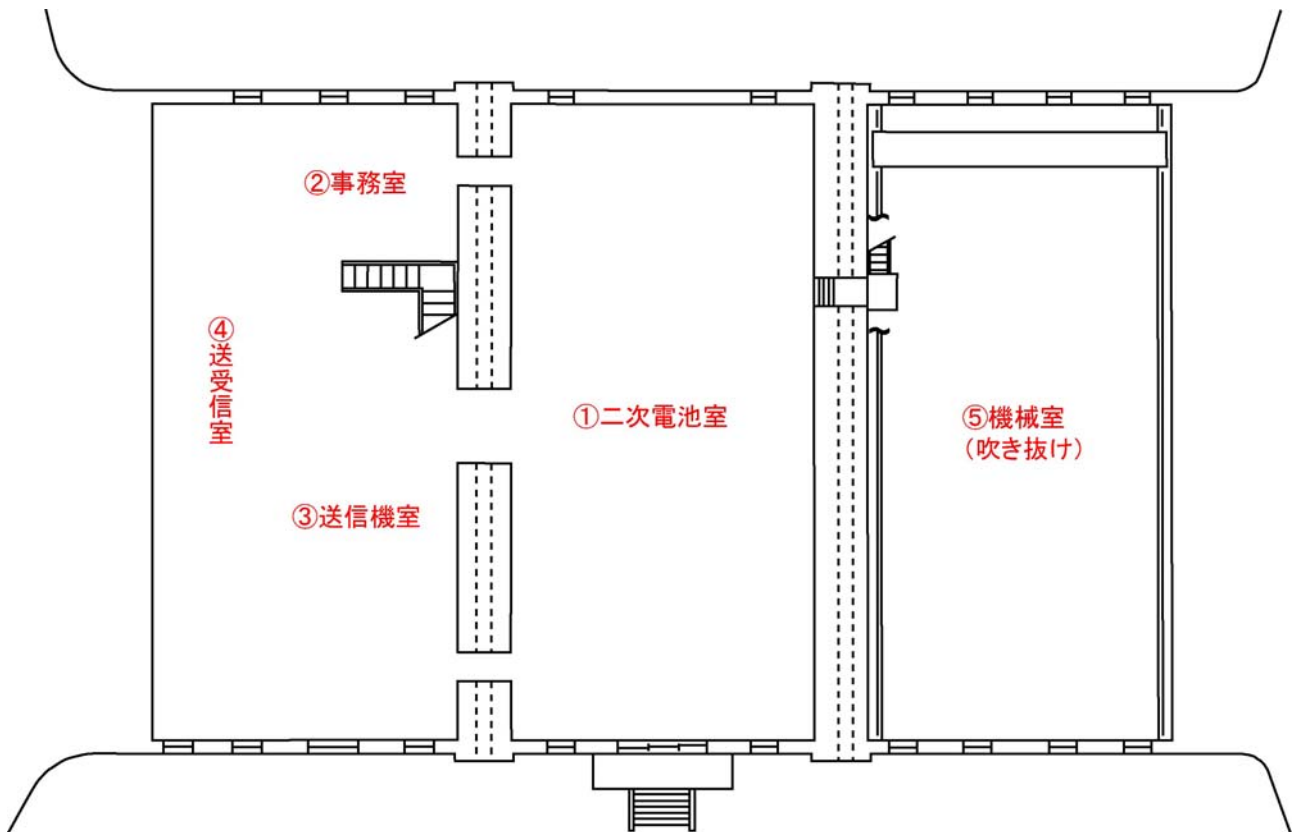
第11図 電信室立面図(現況)



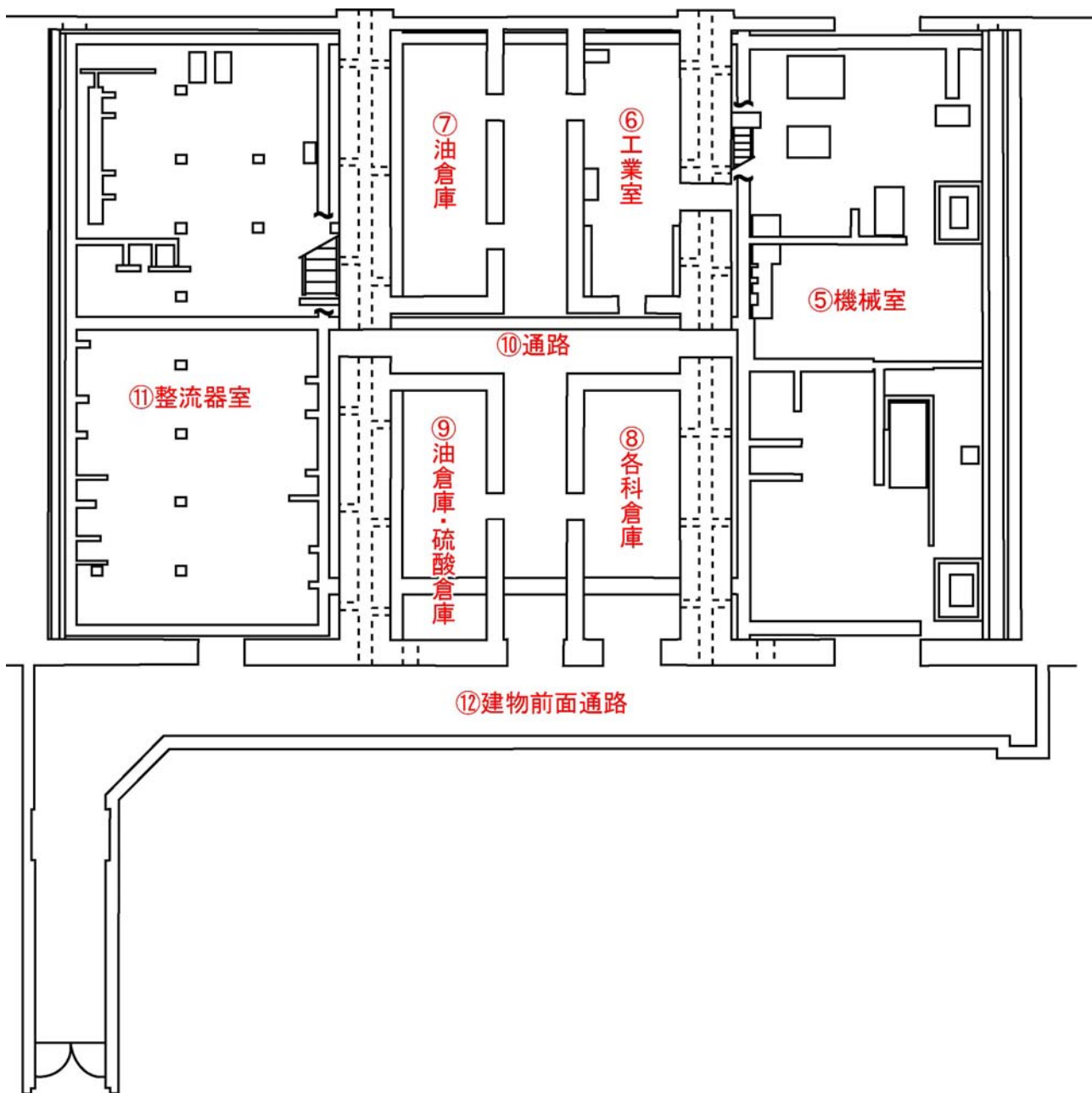
第12図 電信室立面図(創建当初)



第13図 電信室断面図(部屋名は創建当初)



第14図 電信室2階平面図(部屋名は創建当初)



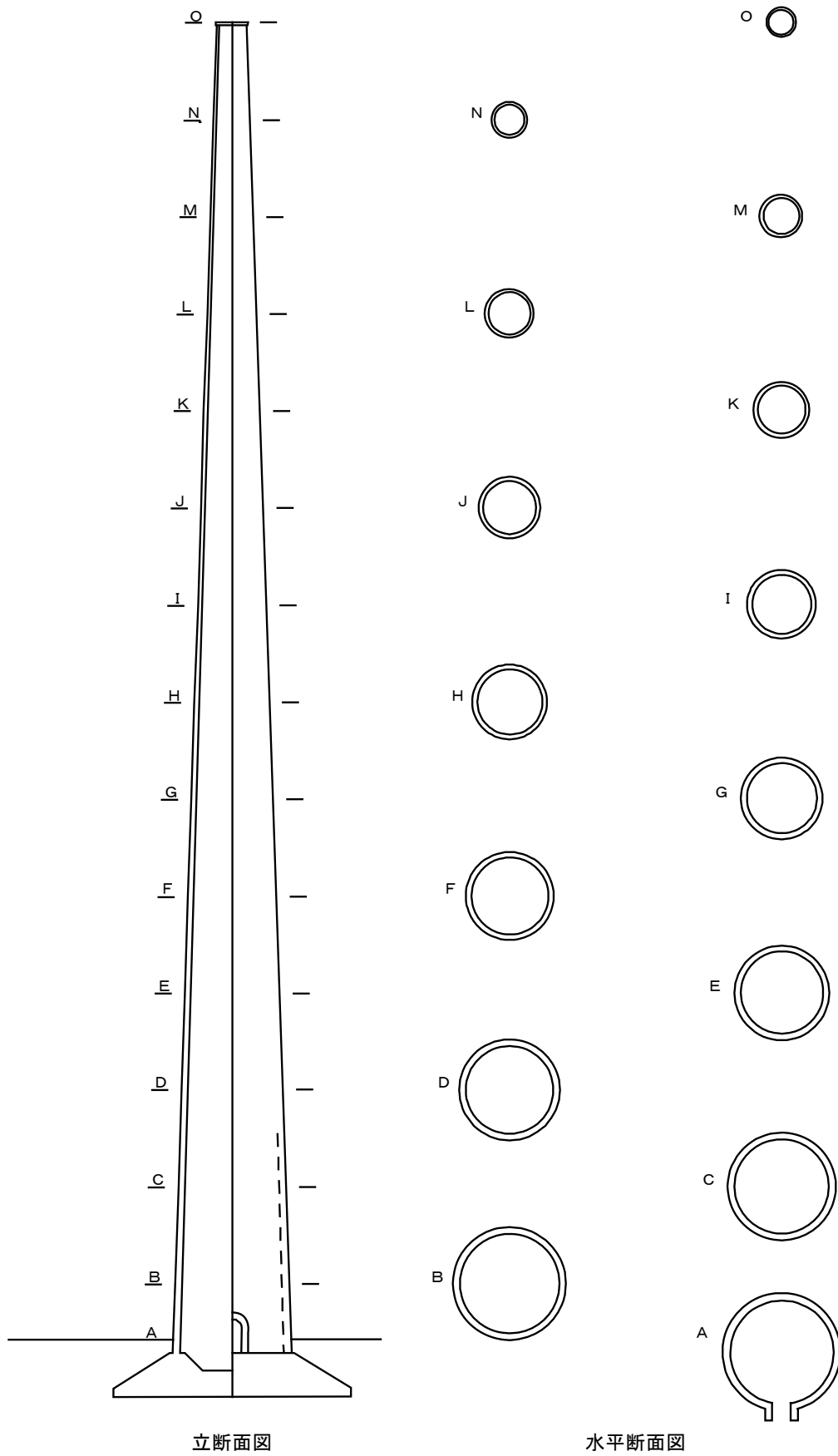
第15図 電信室1階平面図(部屋名は創建当初)

2) 無線塔

① 1号塔

第17表 無線塔(1号塔)の主な構造と仕上げ材

部分	主な仕様	
主構造	基礎	鉄筋コンクリート造
	壁	鉄筋コンクリート造
	柱、梁	鉄骨
平面構成	別図平面図による	
外部仕上げ	壁	鉄筋コンクリート
内部仕上げ	床	土間 (土)
	壁	鉄筋コンクリート
	入口扉	鉄製
	デッキ	鉄製
	頂上フェンス	鉄製

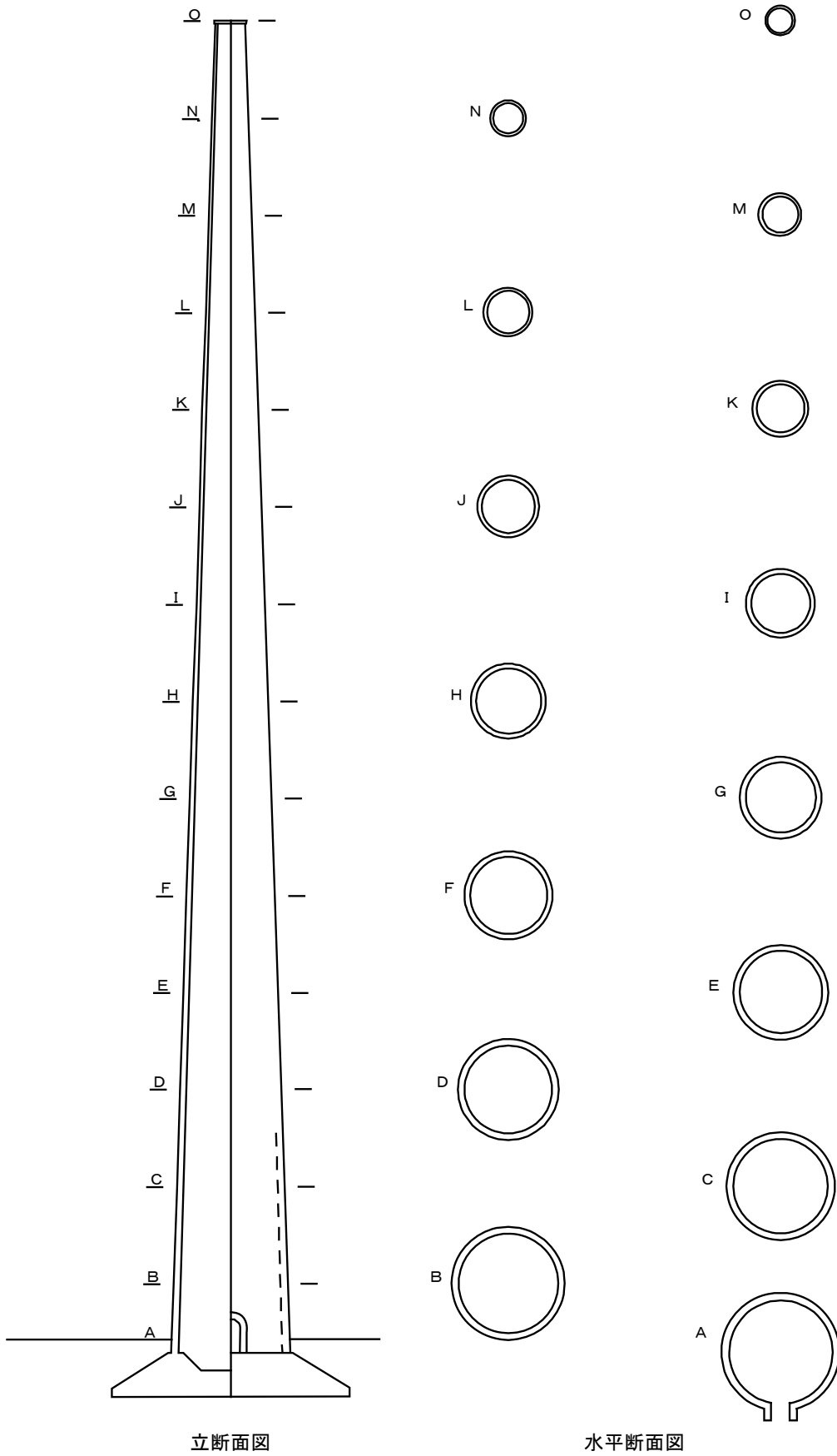


第16图 無線塔(1号塔)図面

② 2号塔

第18表 無線塔(2号塔)の主な構造と仕上げ材

部分	主な仕様	
主構造	基礎	鉄筋コンクリート造
	壁	鉄筋コンクリート造
	柱、梁	鉄骨
平面構成	別図平面図による	
外部仕上げ	壁	鉄筋コンクリート
内部仕上げ	床	土間 (土)
	壁	鉄筋コンクリート
	入口扉	鉄製
	デッキ	鉄製
	頂上フェンス	鉄製

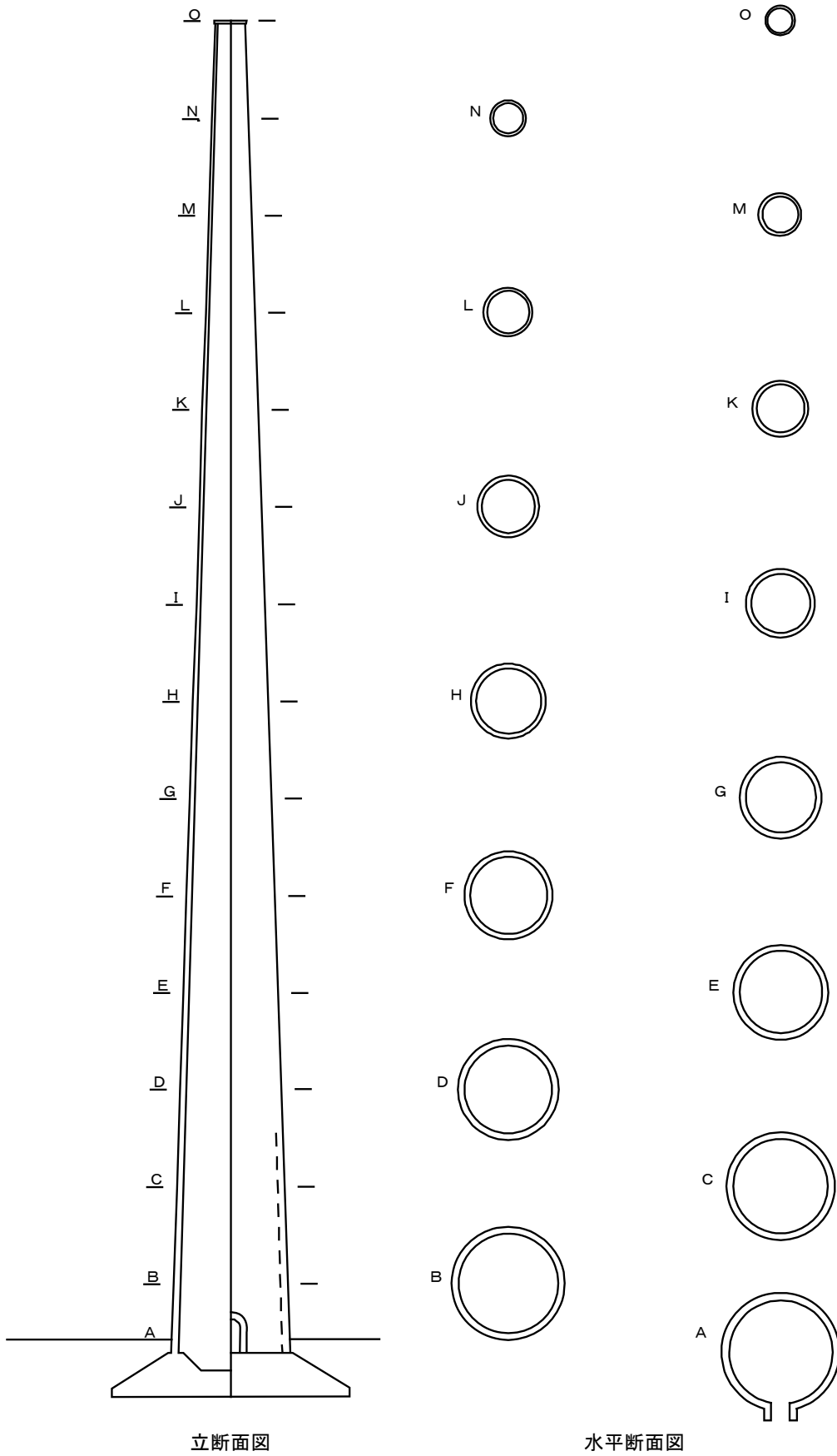


第17图 無線塔(2号塔)図面

③ 3号塔

第19表 無線塔(3号塔)の主な構造と仕上げ材

部分	主な仕様	
主構造	基礎	鉄筋コンクリート造
	壁	鉄筋コンクリート造
	柱、梁	鉄骨
平面構成	別図平面図による	
外部仕上げ	壁	鉄筋コンクリート
内部仕上げ	床	土間（土）
	壁	鉄筋コンクリート
	入口扉	鉄製
	デッキ	鉄製
	頂上フェンス	鉄製

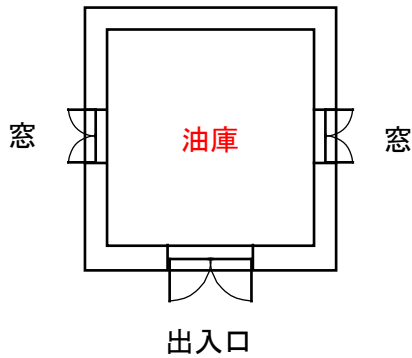


第18图 無線塔(3号塔)図面

3) 油庫

第20表 油庫の主な構造と仕上げ材

部分	主な仕様	
主構造	基礎	鉄筋コンクリート造
	壁	鉄筋コンクリート造
	屋根	スレート
平面構成	1室のみ	
外部仕上げ	壁	乱形石張
内部仕上げ	床	コンクリート
	壁	鉄筋コンクリート



第19図 油庫平面図

4) 見張所

第21表 見張所の主な構造と仕上げ材

部分	主な仕様	
主構造	基礎	鉄筋コンクリート造
	柱	鉄筋コンクリート造
	屋根	鉄筋コンクリート造
平面構成	屋根のみ（屋外）	
外部仕上げ	鉄筋コンクリート	

※図面無し

5) 土地を構成する建造物

第22表 土地を構成する建造物の主な構造と仕上げ材

部分	主な仕様	
鋼製電信柱	基礎	コンクリート造
	本体	鉄製
門柱	本体	鉄筋コンクリート造
円形貯水槽	本体	鉄筋コンクリート造

※図面無し

(2) 部分と部位の設定と保護の方針

計画区域内の重要文化財建造物6棟（電信室・無線塔（3基）・油庫・見張所）は、〈部分〉及び〈部位〉に区分し、その各々について保護方針を定める。

なお、創建時の鉄筋コンクリートは上質で保存状況も良いが、増築部分は全体的に質が低く保存状況も悪い。前述の「1章3.（3）文化財としての価値」を踏まえつつ、創建時の姿に復し良好な保存環境を構築した上で〈部分〉及び〈部位〉の各区分について保護する必要がある。

1) 部分の設定と保護の方針

〈部分〉とは、屋根や外装、各部屋を単位とし、次の3種類に設定する。

- ・保存部分：文化財として価値を特に有する部分で、主として部位の基準1または2に該当する部位により構成される。
- ・保全部分：維持及び保全することが要求される部分で、主として部位の基準3または4に該当する部位により構成される。
- ・その他の部分：活用または安全性の向上のために改変が許容される部分で、主として部位の基準4または5に該当する部位により構成される。

2) 部位の設定と保護の方針

<部位>とは、一連の部材等「壁や床、天井等の部材」を単位とし、部位は、次の保護の基準1～5までの5段階に設定する。

- ・ 基準1：部材・材料自体の保存を行う部位
現状に対して厳密に保護と保存を行う。当初の部材から形式や材料を保持して改修を行った後補材についても、当初材と同等の価値があるものとして取り扱う。
- ・ 基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
経年変化による定期的な取り替えを必要とする。
- ・ 基準3：主たる形状及び色彩の保存を行う部位
当初材は使用していないが、今後、補修・改修・取替えの可能性があり、周辺との意匠上の配慮を必要とする。
- ・ 基準4：意匠上の配慮を必要とする部位
基準3に準拠するものとなるが、活用または耐震補強等の計画（※）により変更を可能とする。保存部分に存在する場合は、基準ランクを上げ、基準3として取り扱う。
(※) 計画については、文化庁の承認を受ける必要がある。
- ・ 基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位
主としてその他の部分に存在する部位となる。

第23表 <部分>と<部位>の保護方針

	部分		
	保存部分 主として、 基準1又は基準2に 該当する部分とする。	保全部分 主として、 基準3又は基準4に 該当する部分とする。	その他の部分 主として、 基準4又は基準5に 該当する部分とする。
部位	基準1	・ 特殊な材料、仕様の部位 ・ 主要な構造に係わる部位	・ 特に保存が必要な場合は 基準1とする。 ・ 特に保存が必要な場合は 基準1とする。
	基準2	・ 材料の形状、材質、仕上げ、 色彩の保存を行う部位 ・ 定期的に材料の取替えを 行う補修が必要な部位	・ 特に保存が必要な場合は 基準1とする。 ・ 特に保存が必要な場合は 基準1とする。
	基準3		・ 保存部分と視覚的に一体 である部位 ・ 保存、保全部分と視覚的 に一体である部位
	基準4		・ 活用又は補強のため、特 に変更が必要な部位 ・ 活用又は補強のため、特 に変更が必要な部位
	基準5		・ 所有者等の自由裁量に委 ねられる部位

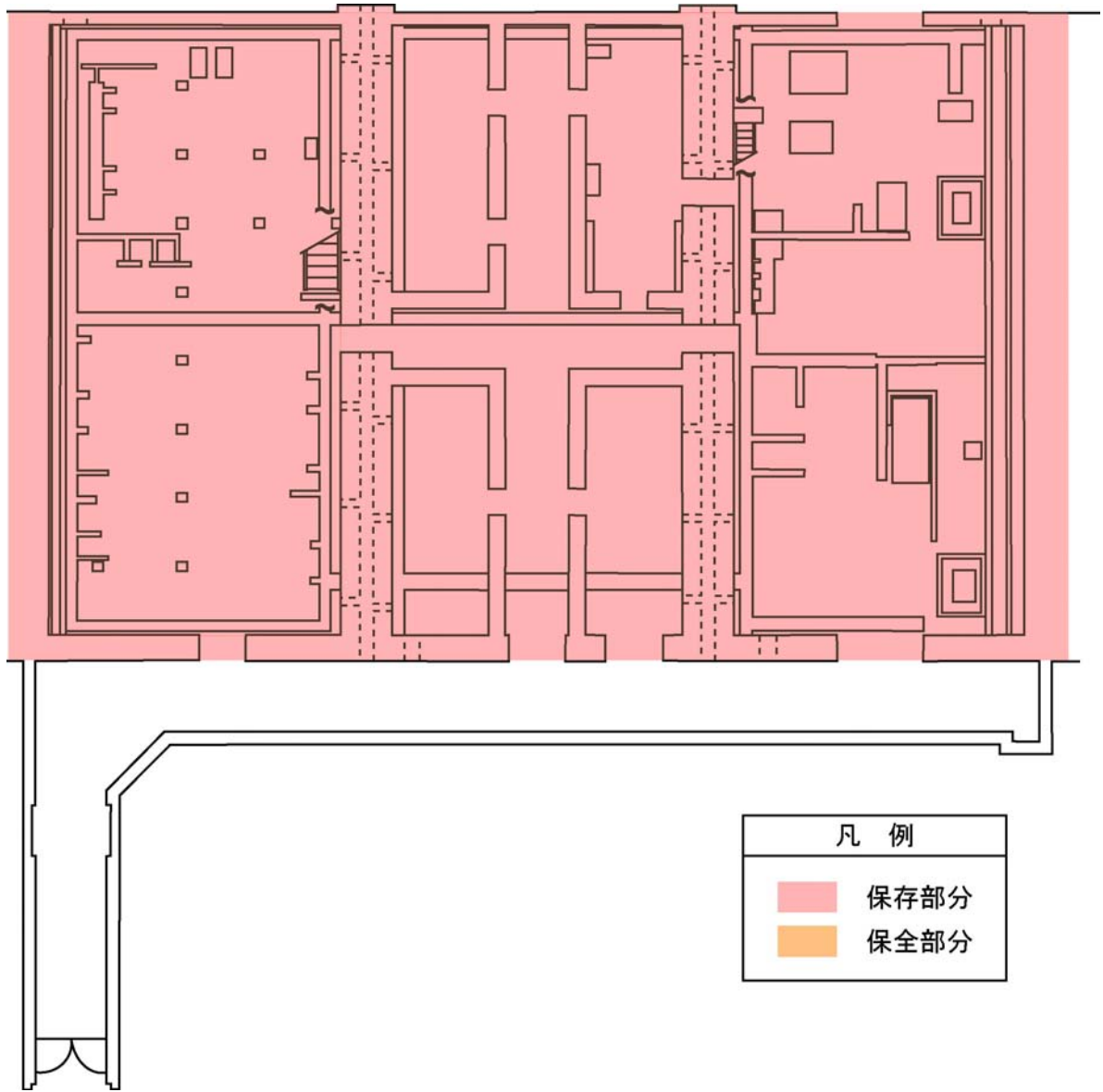
(3) 各建造物における部分の設定

各建造物における部分の設定は以下のように区分する。

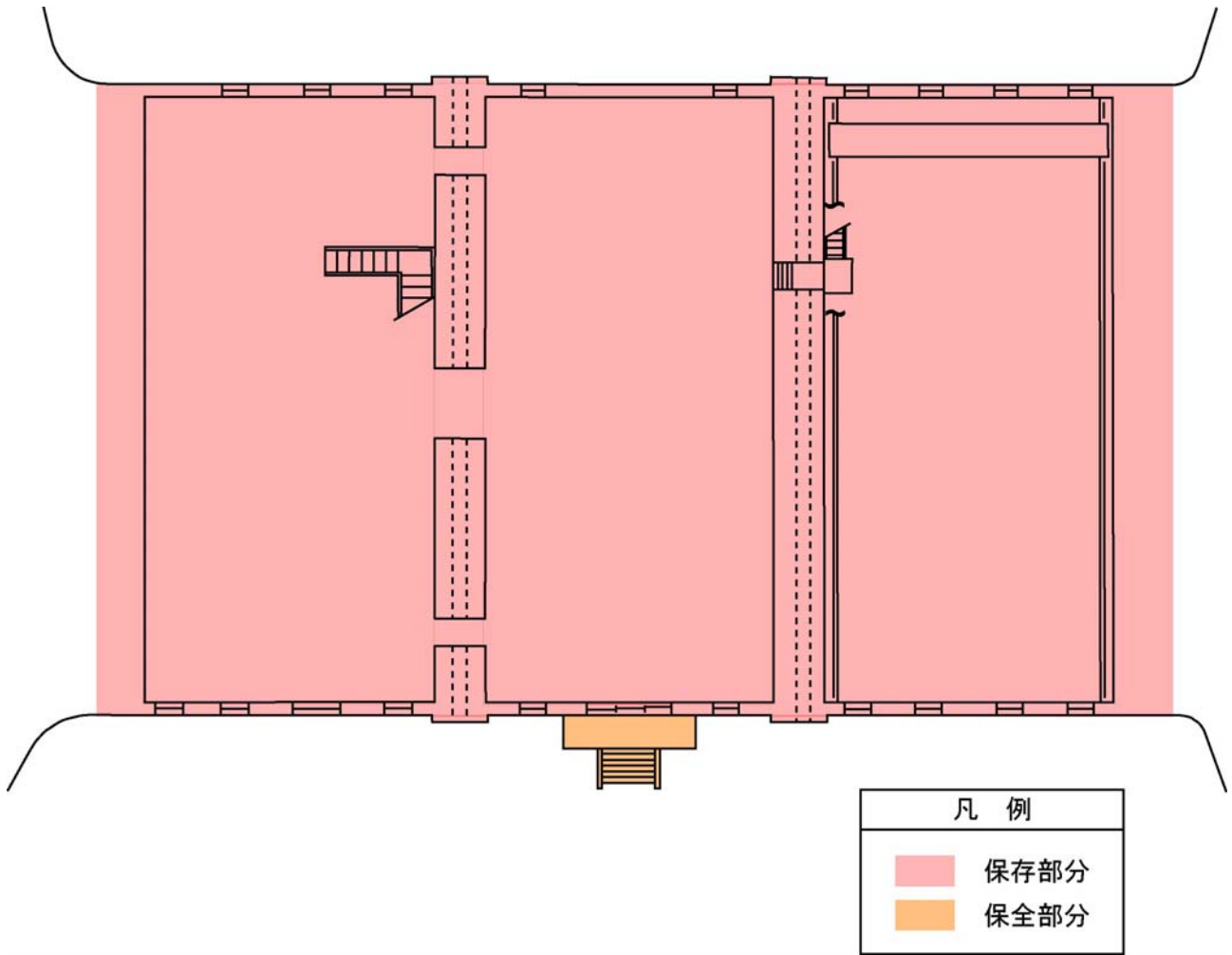
1) 電信室

第24表 電信室における部分の設定

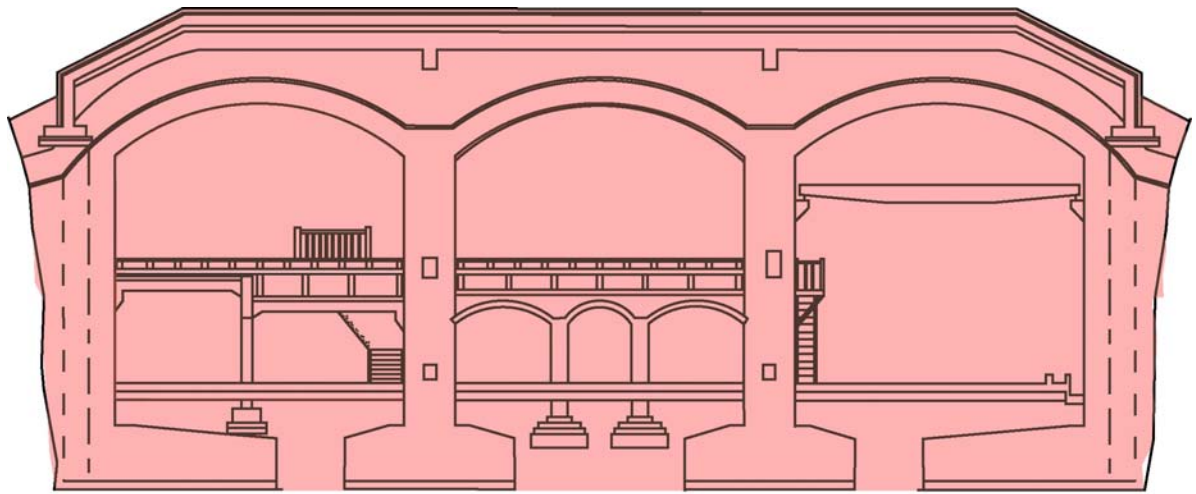
位置 (単位)	部分の設定			設定理由
	保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
基礎	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料はコンクリート。
壁	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。
屋根	○	○		当初屋根部分は基準1に該当する部位で構成され、昭和期に施されたコンクリート被覆部分(基準4)で覆われている。基準1、4に該当する部位が混在している。
室内	①二次電池室	○	○	天井は当初材料にて構成されており、壁・床・窓等は改修されている。基準1、4に該当する部位が混在している。
	②事務室		○	天井・壁・床など、目視できる部分はほとんど改修されて近年まで使用された。基準4に該当する部位で構成される。
	③送信機室			
	④送受信室			
	⑤機械室	○		
	⑥工業室		○	壁は鉄筋コンクリートで、床はコンクリートと、当初材料にて構成されている。基準1に該当する部位で構成される。
	⑦油倉庫			
	⑧各科倉庫			
	⑨油倉庫・硫酸倉庫			
	⑩通路			
	⑪整流器室	○	○	天井・梁・階段部は木製、柱と壁は鉄筋コンクリート、床はコンクリート。基準1、4に該当する部位が混在している。
	⑫建物前面通路			○



第20図 電信室1階 保存・保全部分



第21図 電信室2階 保存・保全部分



凡 例	
	保存部分
	保全部分

第22図 電信室断面 保存・保全部分



凡 例	
	保存部分
	保全部分

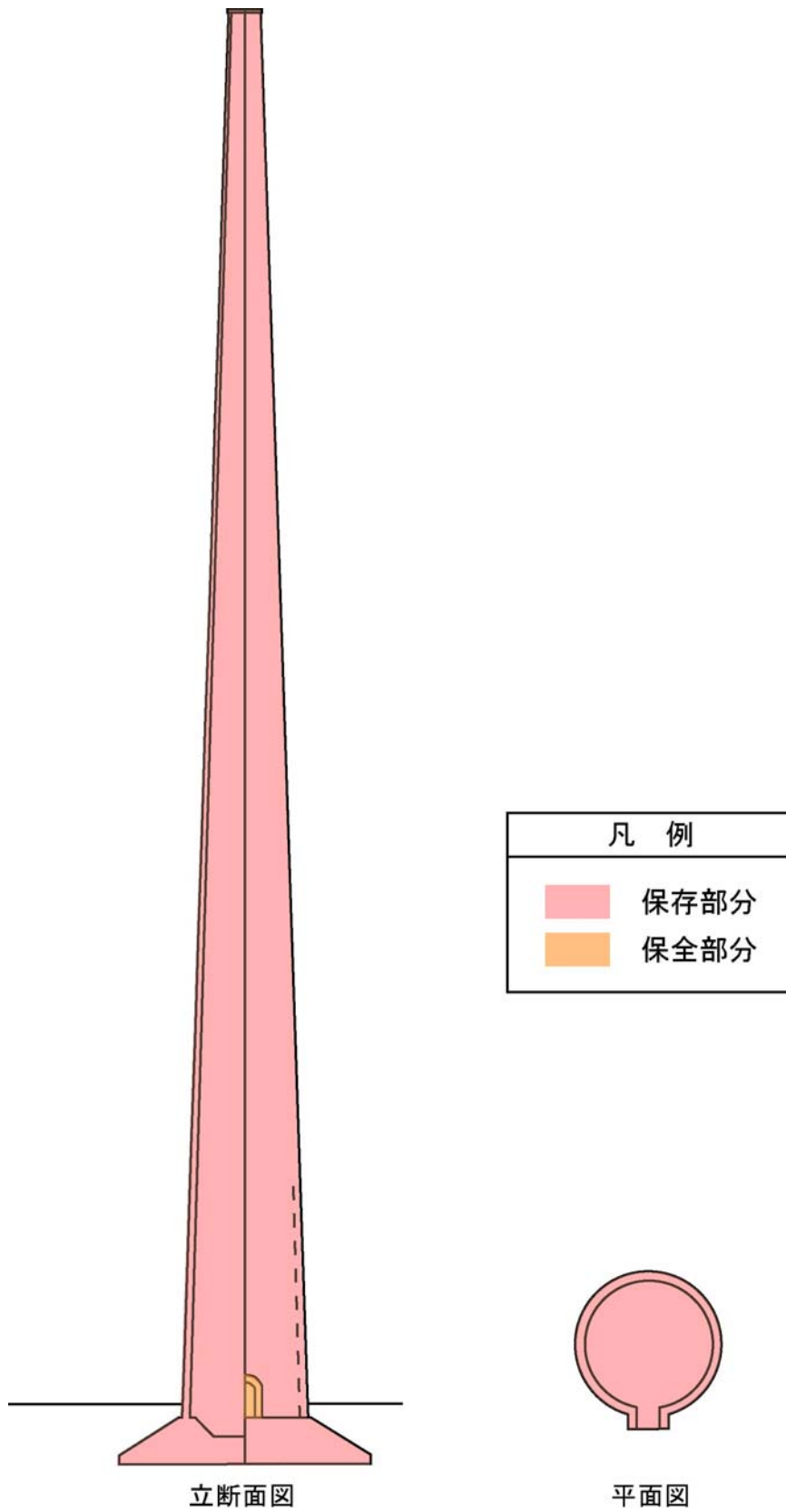
第23図 電信室南側 保存・保全部分

2) 無線塔

① 1号塔

第25表 無線塔(1号塔)における部分の設定

位置 (単位)		部分の設定			設定理由
		保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
基礎	基礎本体	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な使用材料は鉄筋コンクリート。
	床 (内部GL)	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は土。
壁		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な使用材料は鉄筋コンクリート。
鉄骨		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は鉄。
建具、 付属構造物等		○	○		基準1と4に該当する部位が混在している。主な仕様材料は鉄、木。
機器類		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は鉄。

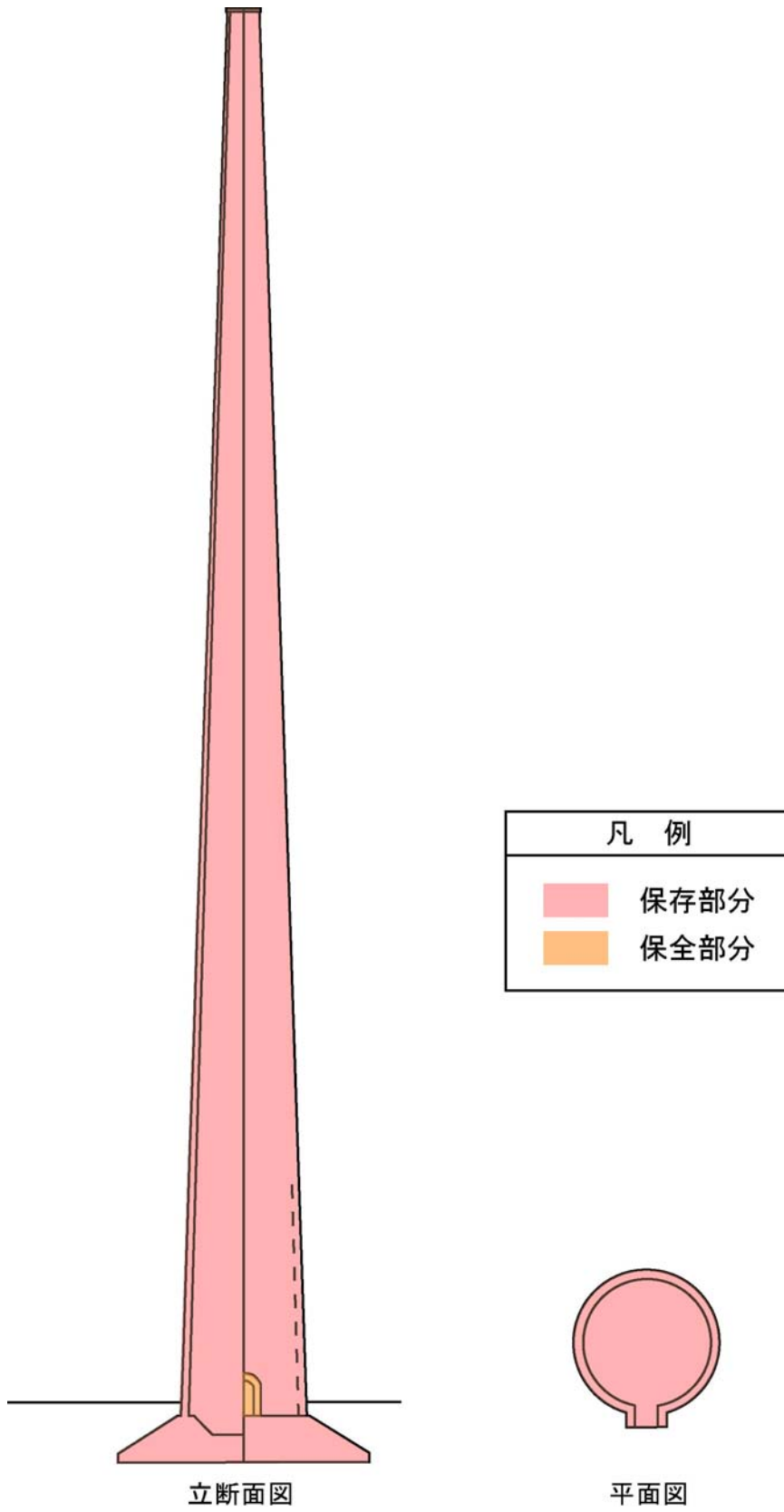


第24図 無線塔(1号塔) 保存・保全部分

② 2号塔

第26表 無線塔(2号塔)における部分の設定

位置 (単位)		部分の設定			設定理由
		保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
基礎	基礎本体	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な使用材料は鉄筋コンクリート。
	床 (内部GL)	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は土。
壁		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な使用材料は鉄筋コンクリート。
鉄骨		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は鉄。
建具、 付属構造物等		○	○		基準1と4に該当する部位が混在している。主な仕様材料は鉄、木。
機器類		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は鉄。

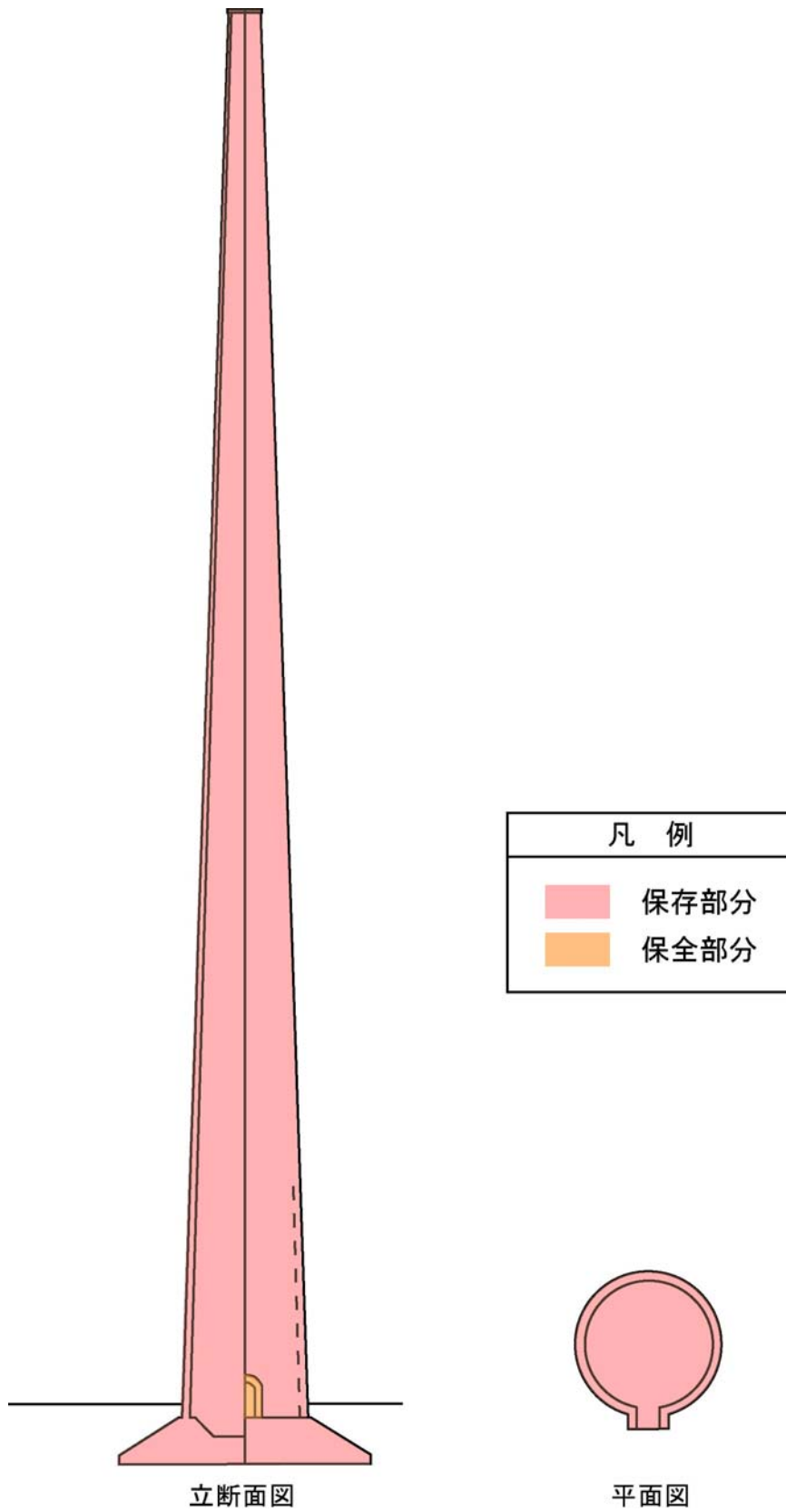


第25图 無線塔(2号塔) 保存・保全部分

③ 3号塔

第27表 無線塔(3号塔)における部分の設定

位置 (単位)		部分の設定			設定理由
		保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
基礎	基礎本体	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な使用材料は鉄筋コンクリート。
	床 (内部GL)	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は土。
壁		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な使用材料は鉄筋コンクリート。
鉄骨		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は鉄。
建具、 付属構造物等		○	○		基準1と4に該当する部位が混在している。主な仕様材料は鉄、木。
機器類		○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な仕様材料は鉄。



第26図 無線塔(3号塔) 保存・保全部分

3) 油庫

第28表 油庫における部分の設定

位置 (単位)	部分の設定			設定理由
	保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
基礎	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。
壁	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。主な使用材料は鉄筋コンクリート。
入口扉	○			入口扉の塗装や付け替えの有無など、経緯は不明。基準1、2に該当する部位で構成される。主な仕様材料は鉄。
屋根			○	当初は瓦であったと想定されるが、現在はスレート葺きとなっている。基準4に該当する部位で構成される。

4) 見張所

第29表 見張所における部分の設定

位置 (単位)	部分の設定			設定理由
	保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
基礎	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。
柱	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。
円形造り出し	○			当初材料にて構成されているが、一部クラックや鉄筋の爆裂が見られる。基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。
傘部	○			当初材料にて構成されているが、一部クラックや鉄筋の爆裂が見られる。基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。

5) 土地を構成する建造物

第30表 土地を構成する建造物における部分の設定

位置 (単位)	部分の設定			設定理由
	保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
鋼製電信柱	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄、コンクリート。
門柱	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。
円形貯水槽	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。

(4) 各構造物における部位の設定

1) 電信室

第31表 電信室における部位の設定-1

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
基礎	連続基礎	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
壁	躯体、耐力壁	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
屋根	屋根	1	鉄筋コンクリート、鉄製構造物	変更無し	
	被覆部分	4	盛土、鉄筋コンクリート	なし	増築 (1944 (昭和19) 年頃か)
屋外階段	階段、踊場	4	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート、鉄製	改築 (1944 (昭和19) 年頃か)
室内 ①二次電池室	床	4	ビニールタイル	木製板張り	当初床上部に重ね張り (1973 (昭和48) 年か)
	溝	4	ビニールタイル	木製板張り	当初溝上部に蓋設置 (1973 (昭和48) 年か)
	壁面	1	木製板張り	木製板張り	当初壁に重ね張り (1973 (昭和48) 年か) であると考えられるが、当初壁の可能性もある。今後の調査次第で基準4への変更もありうる。
	天井	1	耐火煉瓦	変更無し	
	照明器具	4	蛍光灯	不明	創建時には蛍光灯はまだ実用化に至っていないことから、時期は不明だが付け替えられたか新設されたと考えられる。
	照明器具	1	円形照明器具	不明	取替 (時期不明) られたと考えられるが、当初器具の可能性もある。今後の調査次第で基準4への変更もありうる。
	扉	1	木製	木製	取替 (時期不明) られたと考えられるが、当初扉の可能性もある。今後の調査次第で基準4への変更もありうる。
	入口扉	4	鉄製建具、ガラス	木製	古写真から異なる形状が確認できる。
	窓	4	アルミサッシ、一部鉄製建具	木製 (上方向へのスライド式)	取替 (1973 (昭和48) 年)

第32表 電信室における部位の設定-2

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況	
室内	②事務室 ③送信機室 ④送受信室	床	4	ビニールタイル	木製板張り	部屋割り変更時に当初床上部に重ね張り（1973（昭和48）年）
		壁面	4	石膏ボード	木製板張り	当初壁に重ね張り（1973（昭和48）年）
		天井	4	石膏ボード	耐火煉瓦	部屋割り変更時に天井を増設（1973（昭和48）年）
		階段手摺	1	木製	木製	当初手摺かどうか不明。今後の調査次第で基準4への変更もありうる。
		トイレ	4	機器一式	なし	部屋割り変更時に新設（1973（昭和48）年）
		流し	4	機器一式	なし	部屋割り変更時に新設（1973（昭和48）年）
		床（流し付近）	4	ロンリウム	木製板張り	部屋割り変更時に当初床上部に重ね張り（1973（昭和48）年）
		壁面（流し付近）	4	EP（エマルジョンペイント）塗装	木製板張り	部屋割り変更時に新設（1973（昭和48）年）
		休憩室、仕切り壁	4	木造	なし	部屋割り変更時に新設（1973（昭和48）年）
		窓	4	ガラス、アルミサッシ、一部鉄製建具	木製（上方向へのスライド式）	取替（1973（昭和48）年）
	⑤機械室	床（表面）	4	コンクリート	なし	当初床の上にコンクリート打設（時期不明）
		床（当初部）	1	コンクリート	変更無し	
		壁面	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
		天井	1	鉄筋コンクリート 耐火煉瓦	変更無し	
		帯戸（南側）	1	鉄製建具、塗装	変更無し	
		帯戸（北側）	-	なし	鉄製建具	撤去後、封鎖（1944（昭和19）年頃か）
		3tクレーン	1	鉄製	変更無し	
		階段	1	木製	変更無し	
		踊り場	1	木製	変更無し	
扉跡		4	コンクリート	なし	1階部分埋立時に扉撤去後、コンクリートで埋めたと考えられる。	
照明	4	鉄製、コンクリート（基礎）	不明	1960（昭和35）年の発電機換装工事時に製作された。		
窓	4	ガラス、アルミサッシ、一部鉄製建具	木製（上方向へのスライド式）	取替（1973（昭和48）年）		

第33表 電信室における部位の設定-3

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況	
室内	⑥工業室 ⑦油倉庫 ⑧各科倉庫 ⑩通路	床	1	コンクリート	変更無し	
		壁面	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
		天井	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
		扉	1	木製	変更無し	
		照明器具	4	蛍光灯	不明	創建時には蛍光灯はまだ実用化に至っていないことから、時期は不明だが付け替えられたか新設されたと考えられる。
	⑨油倉庫・硫酸倉庫	床	1	コンクリート	変更無し	
		壁面	1	コンクリート、モルタル、レンガタイル貼り	変更無し	
		天井	1	耐火煉瓦	変更無し	
	⑪整流器室	床	1	コンクリート	変更無し	
		壁面	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
		天井	1	木製	変更無し	
		柱	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
		梁	1	木製	変更無し	
		照明器具	4	蛍光灯	不明	創建時には蛍光灯はまだ実用化に至っていないことから、時期は不明だが付け替えられたか新設されたと考えられる。
	⑫建物前面通路	階段	1	木製	変更無し	
天井		4	鉄筋コンクリート	なし	増築（1973（昭和19）年頃か）	
壁		4	コンクリート	なし	増築（1973（昭和19）年頃か）	
	床	4	砂岩	なし	増築（1973（昭和19）年頃か）	

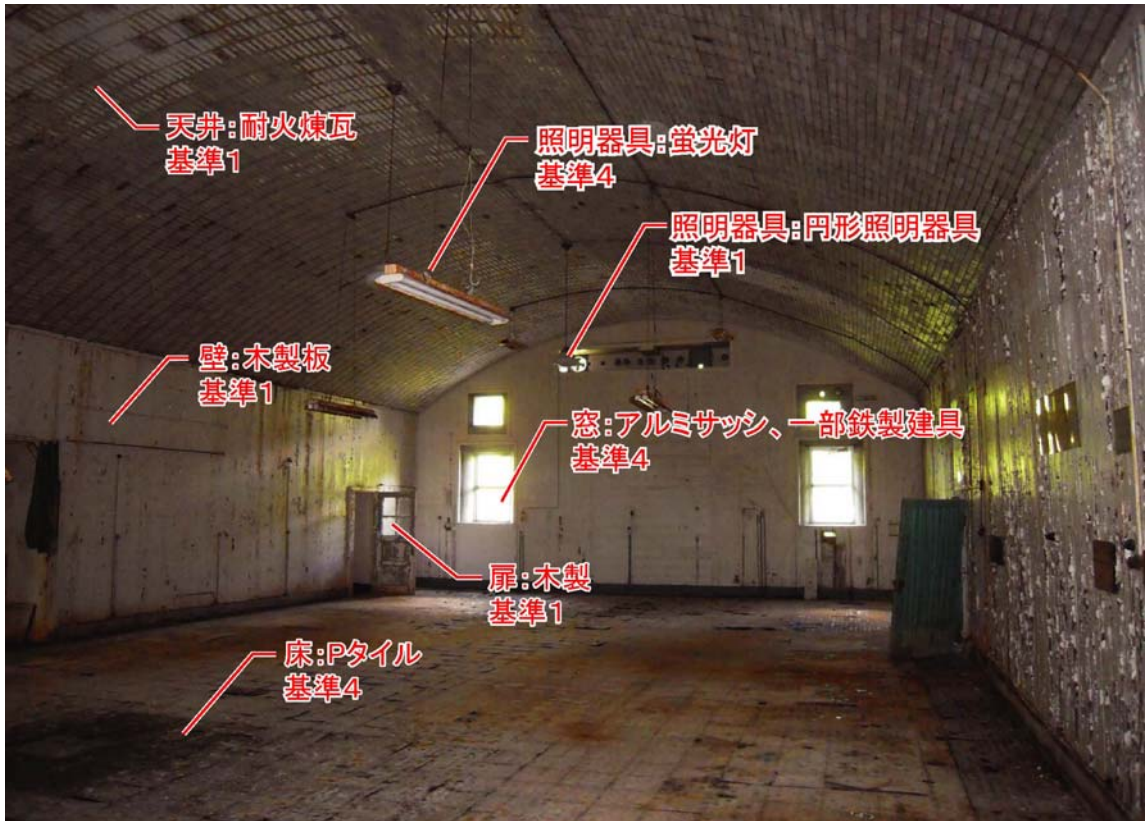


写真47 ①二次電池室

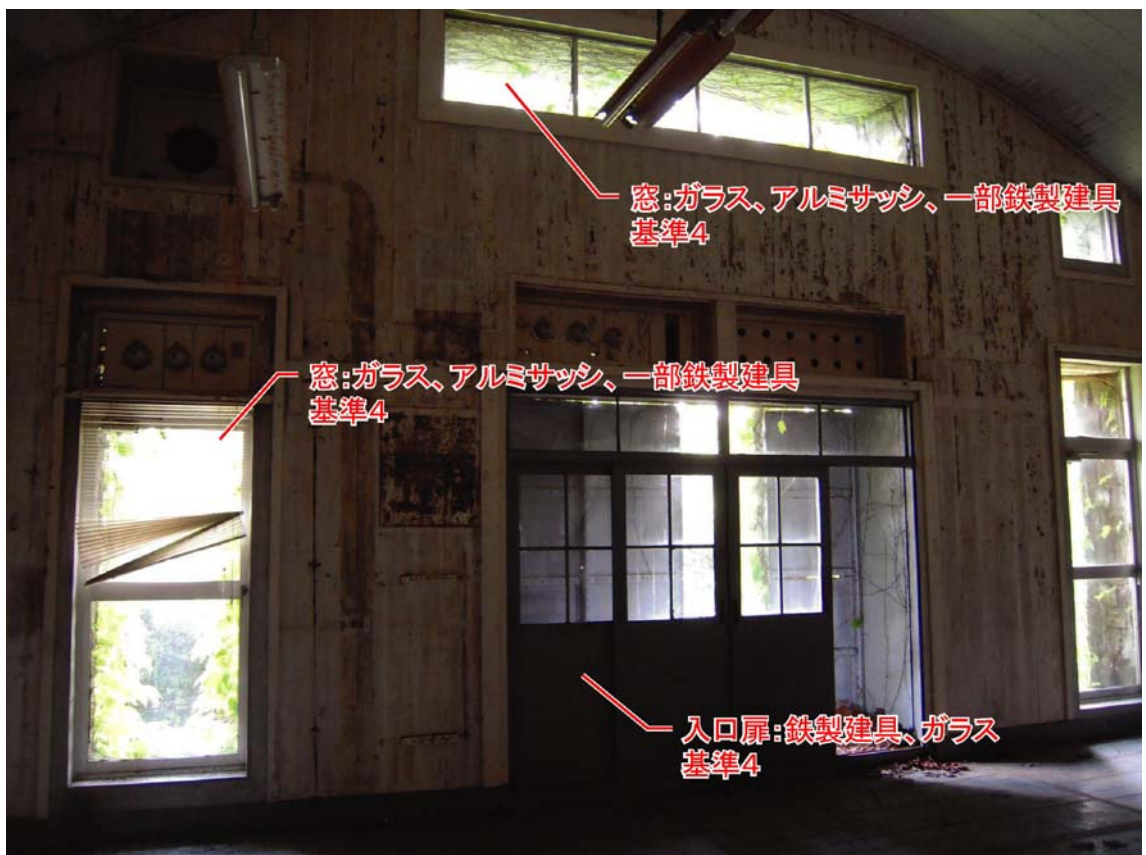


写真48 ①二次電池室



写真49 ②事務室、③送信機室、④送受信室

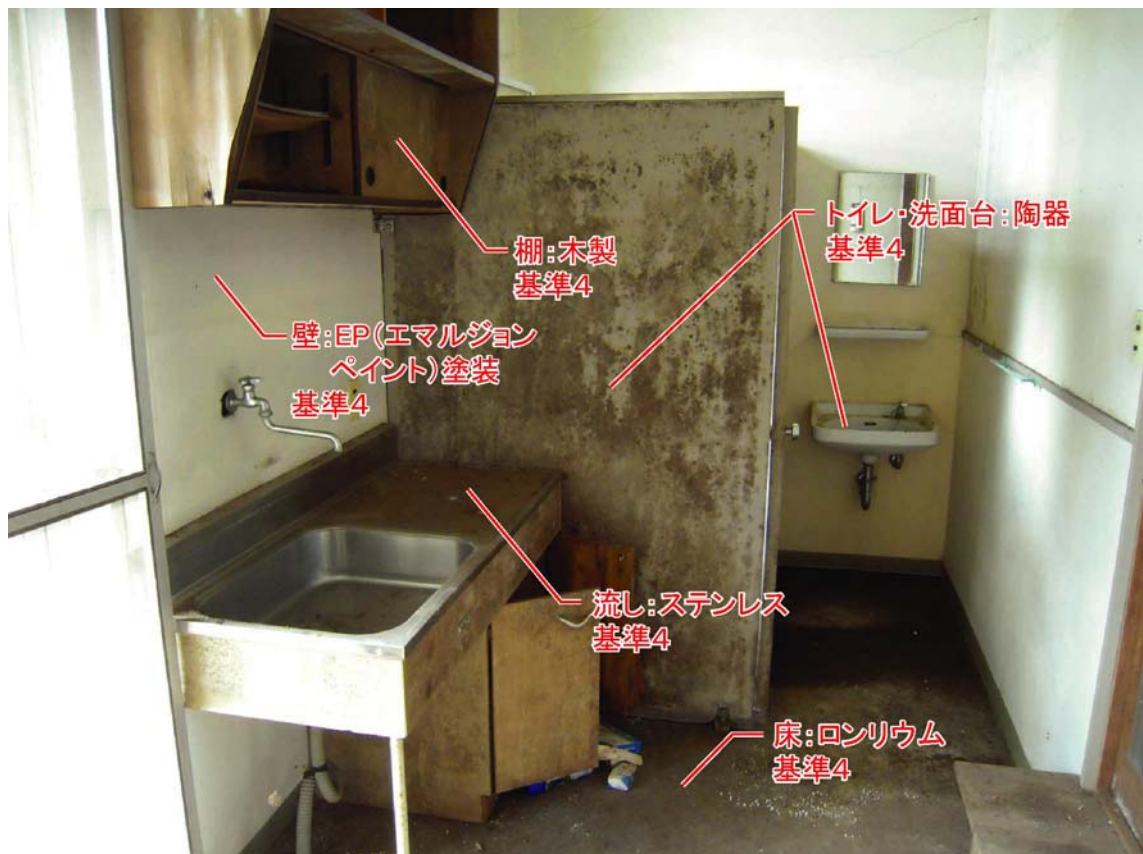


写真50 トイレ、流し付近

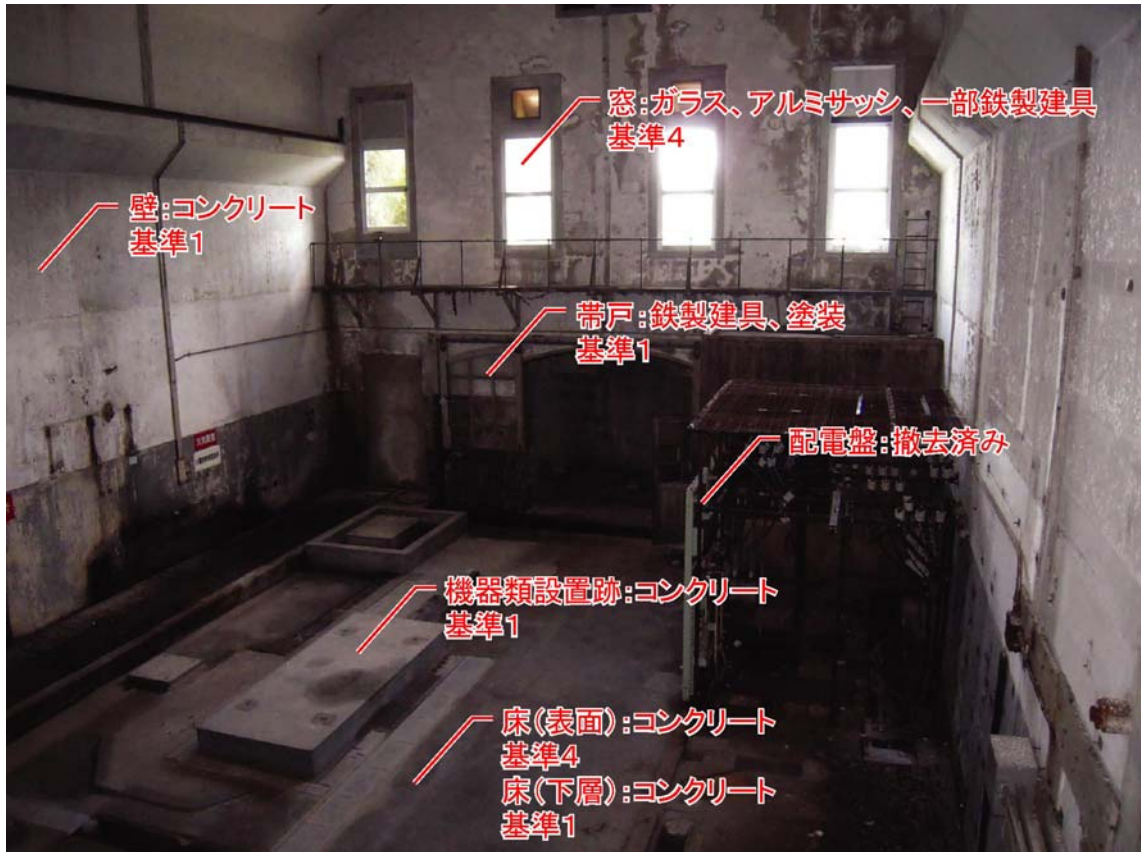


写真51 ⑤機械室



写真52 ⑤機械室



写真53 ⑥工業室、⑦油倉庫、⑧各科倉庫、⑩通路

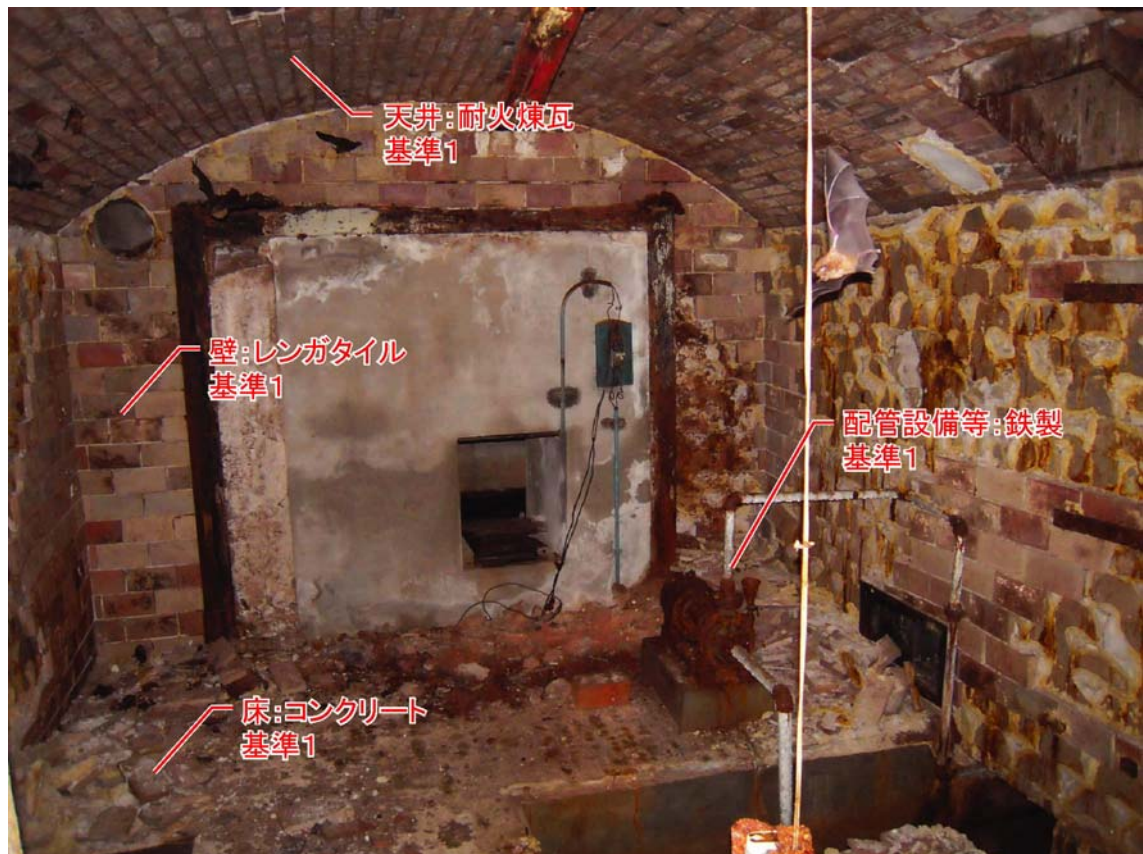


写真54 ⑨油倉庫・硫酸倉庫



写真55 ⑪整流器室



写真56 ⑫建物前面通路

2) 無線塔

① 1号塔

第34表 無線塔(1号塔)における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
基礎	基礎本体	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
	床(内部GL)	1	土間(土)	変更無し	
壁	壁	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
鉄骨	鉄骨	1	鉄骨	変更無し	
建具、 付属構造物等	入口扉	4	鉄製建具	鉄製建具	取替(2012(平成24)年)
	梯子	1	鉄製	変更無し	
	窓枠	1	木製	変更無し	
	デッキ	1	鉄製	鉄製	不明だが、改変の可能性あり
	頂上フェンス	4	鉄製	簀(鋼材)	撤去新設(1982(昭和57)～1983(昭和58)年)
機器類	緩衝装置	1	鉄製	変更無し	
	ワイヤー巻揚機	1	鉄製	変更無し	

② 2号塔

第35表 無線塔(2号塔)における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
基礎	基礎本体	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
	床(内部GL)	1	土間(土)	変更無し	
壁	壁	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
鉄骨	鉄骨	1	鉄骨	変更無し	
建具、 付属構造物等	入口扉	4	鉄製建具	鉄製建具	取替(2012(平成24)年)
	梯子	1	鉄製	変更無し	
	窓枠	1	木製	変更無し	
	デッキ	1	鉄製	鉄製	不明だが、改変の可能性あり
	頂上フェンス	4	鉄製	簀(鋼材)	撤去新設(1982(昭和57)～1983(昭和58)年)
機器類	緩衝装置	1	鉄製	変更無し	
	ワイヤー巻揚機	1	鉄製	変更無し	

③ 3号塔

第36表 無線塔(3号塔)における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
基礎	基礎本体	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
	床 (内部GL)	1	土間 (土)	変更無し	
壁	壁	1	鉄筋コンクリート	変更無し	
鉄骨	鉄骨	1	鉄骨	変更無し	
建具、 付属構造物等	入口扉	4	鉄製建具	鉄製建具	取替 (2012 (平成24)年)
	梯子	1	鉄製	変更無し	
	窓枠	1	木製	変更無し	
	デッキ	1	鉄製	鉄製	不明だが、改変の可能性あり
	頂上フェンス	4	鉄製	簷 (鋼材)	撤去新設 (1982 (昭和57) ~1983 (昭和58) 年)
機器類	緩衝装置	1	鉄製	変更無し	
	ワイヤー 巻揚機	1	鉄製	変更無し	



写真57 1号塔入口付近

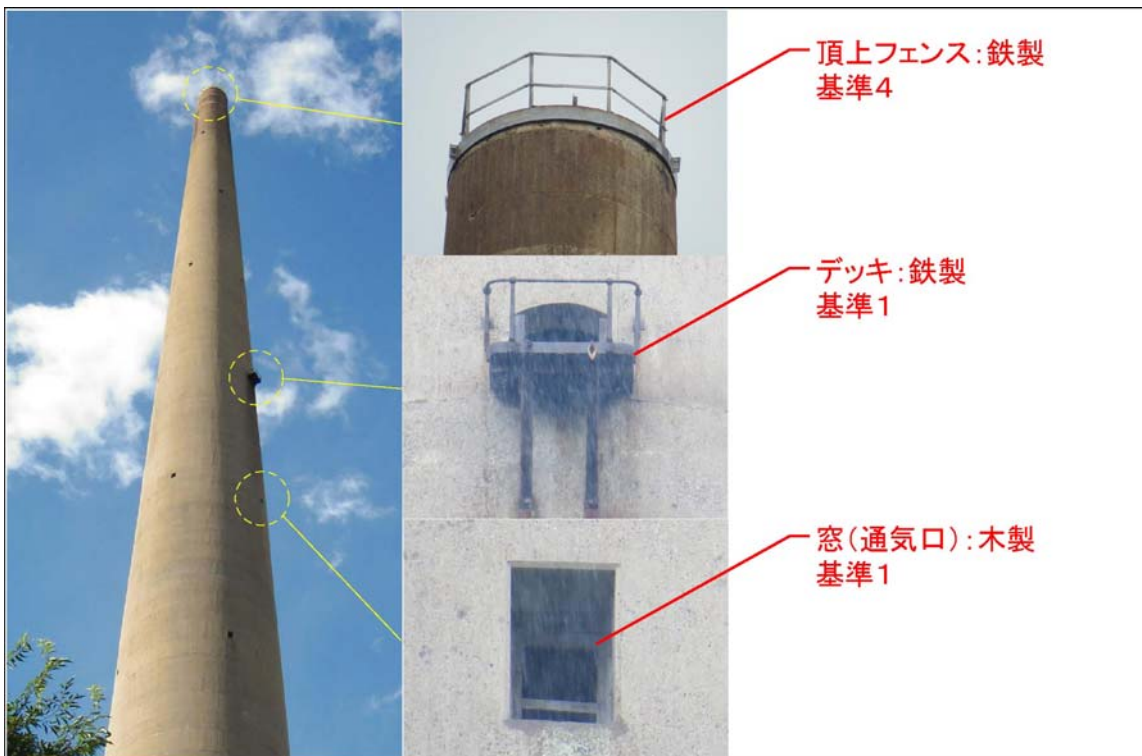


写真58 1号塔各部

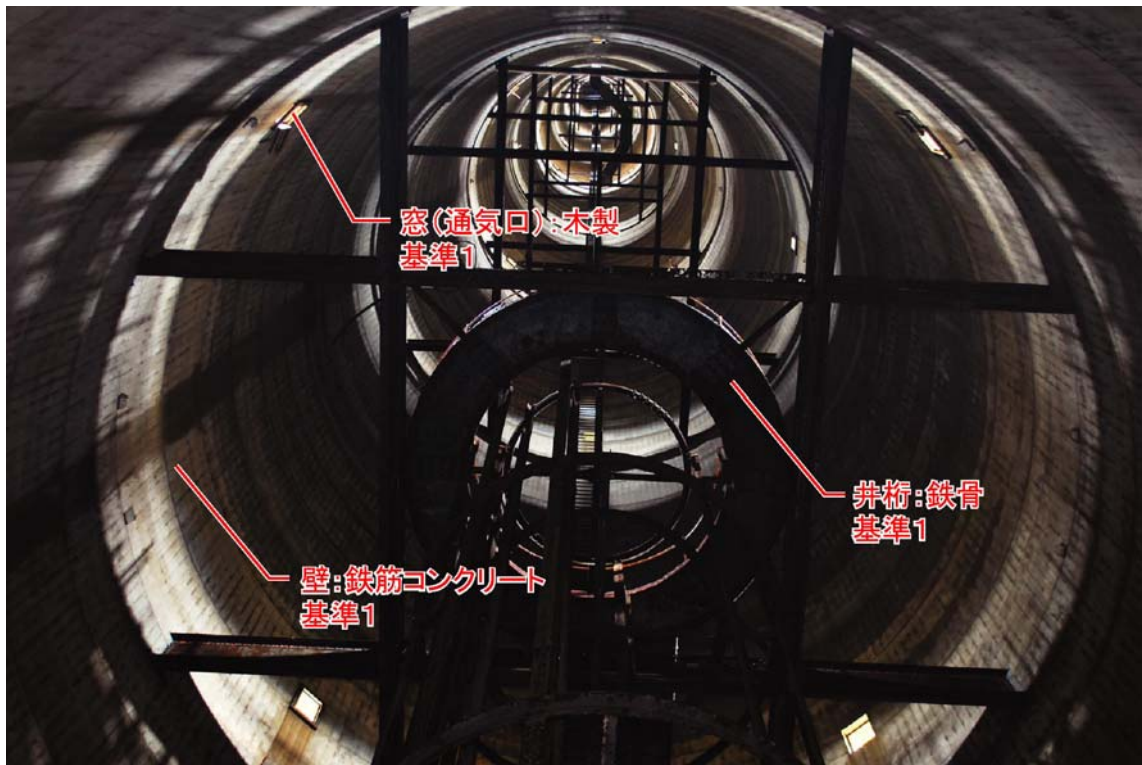


写真59 1号塔内部



写真60 梯子(1号塔)



写真61 ワイヤー巻揚機(1号塔)



写真62 緩衝装置(1号塔)



写真63 2号塔入口付近

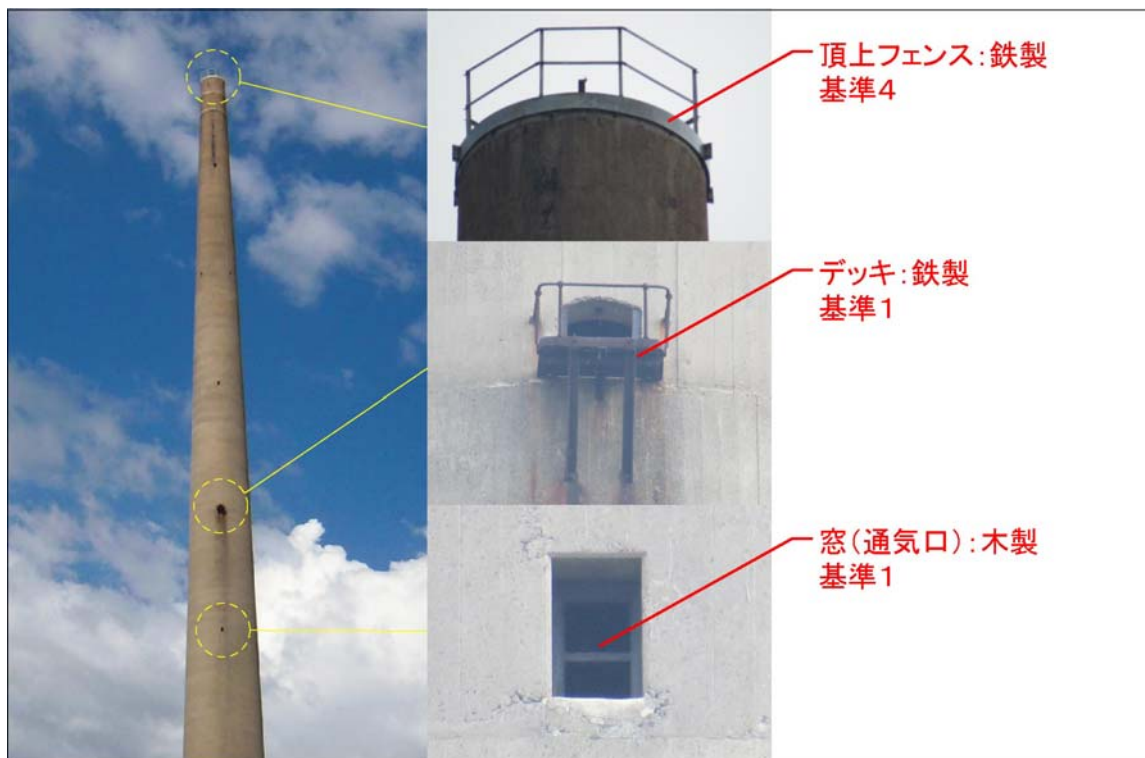


写真64 2号塔各部

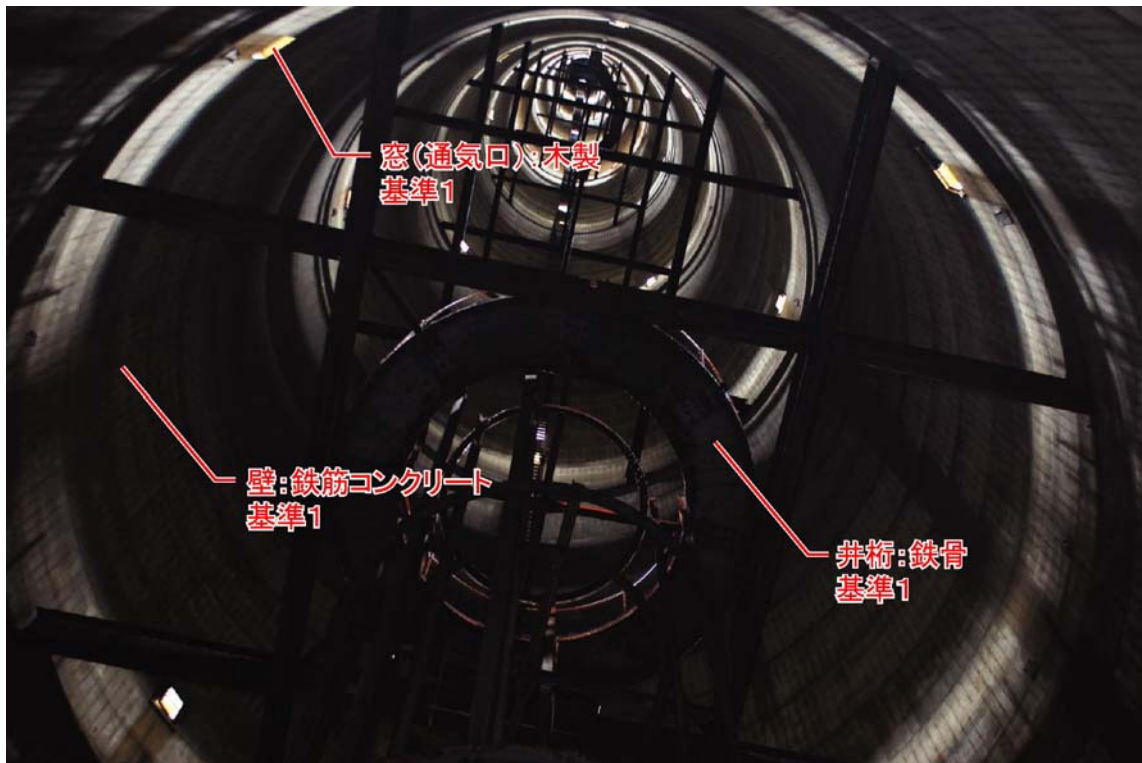


写真65 2号塔内部



写真66 梯子(2号塔)



写真67 ワイヤー巻揚機(2号塔)



写真68 緩衝装置(2号塔)

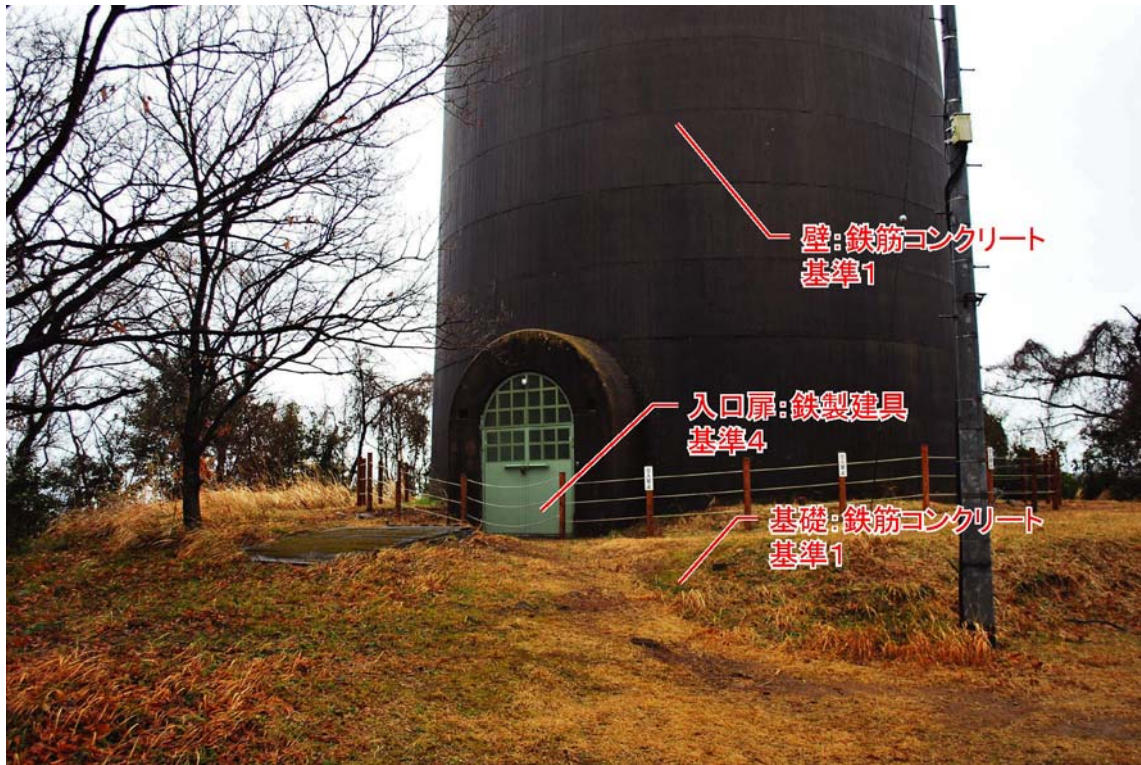


写真69 3号塔入口付近

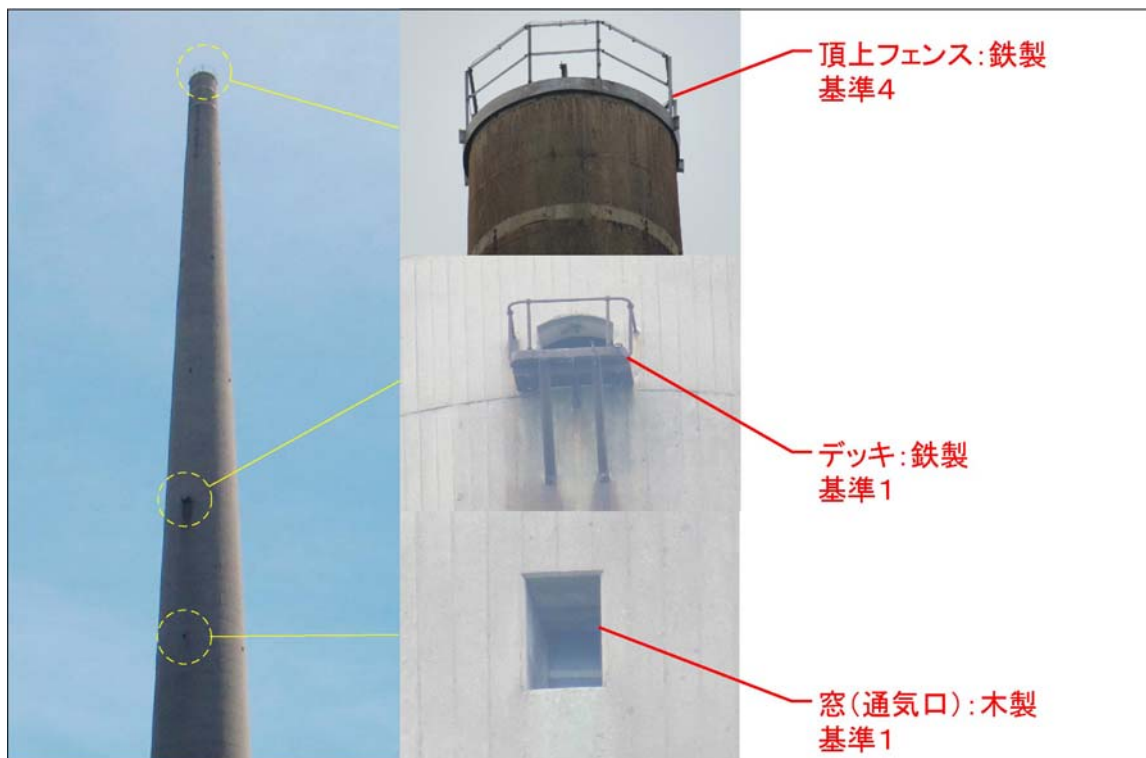


写真70 3号塔各部

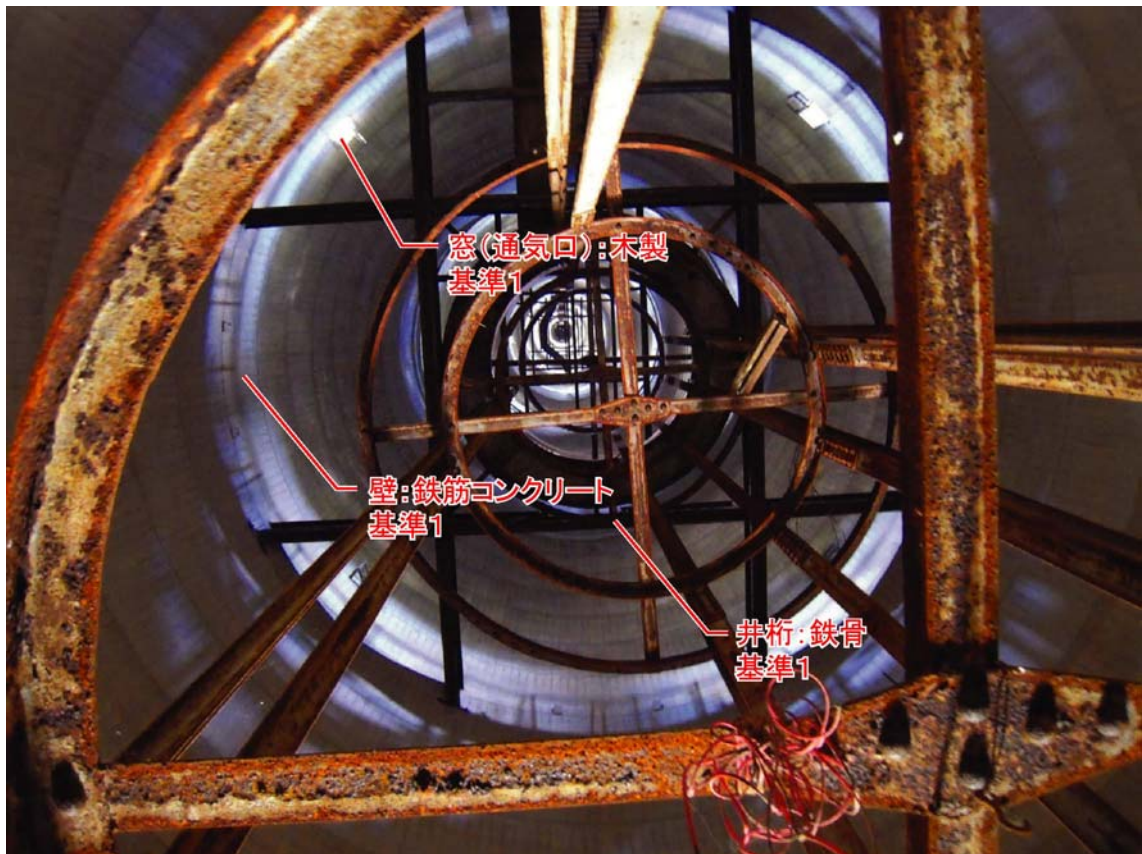


写真71 3号塔内部



写真72 梯子(3号塔)



写真73 ワイヤー巻揚機(3号塔)



写真74 緩衝装置(3号塔)

3) 油庫

第37表 油庫における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
基礎		1	鉄筋コンクリート	変更無し	
壁	壁面	1	鉄筋コンクリート 自然石(砂岩)貼り	変更無し	
	扉(本体)	1	鉄製建具	変更無し	
	扉(塗装)	2	ペンキ	ペンキ	塗り替え状況・経緯不明
	換気装置	4	鉄製	なし	新設(1965~74年頃(昭和40年代頃))
	窓	4	ガラス、アルミサッシ、一部鉄製建具	木製	取替(1965~74年頃(昭和40年代頃))
屋根		4	鉄骨下地、波スレート葺き	瓦葺	取替(1965~74年頃(昭和40年代頃))
床		1	コンクリート	変更無し	



写真75 油庫

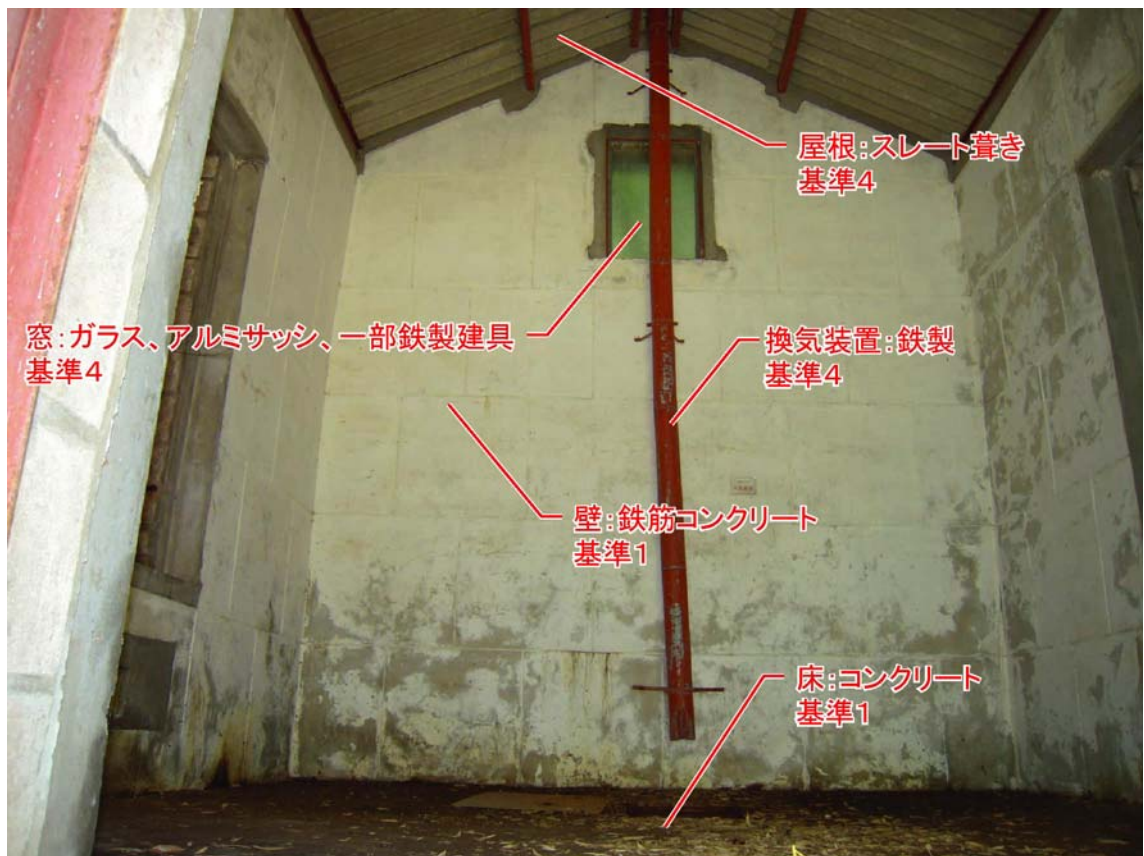


写真76 油庫内部

4) 見張所

第38表 見張所における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
基礎		1	鉄筋コンクリート	変更無し	
柱		1	鉄筋コンクリート	変更無し	
円形造り出し		1	鉄筋コンクリート	変更無し	
傘部		1	鉄筋コンクリート	変更無し	

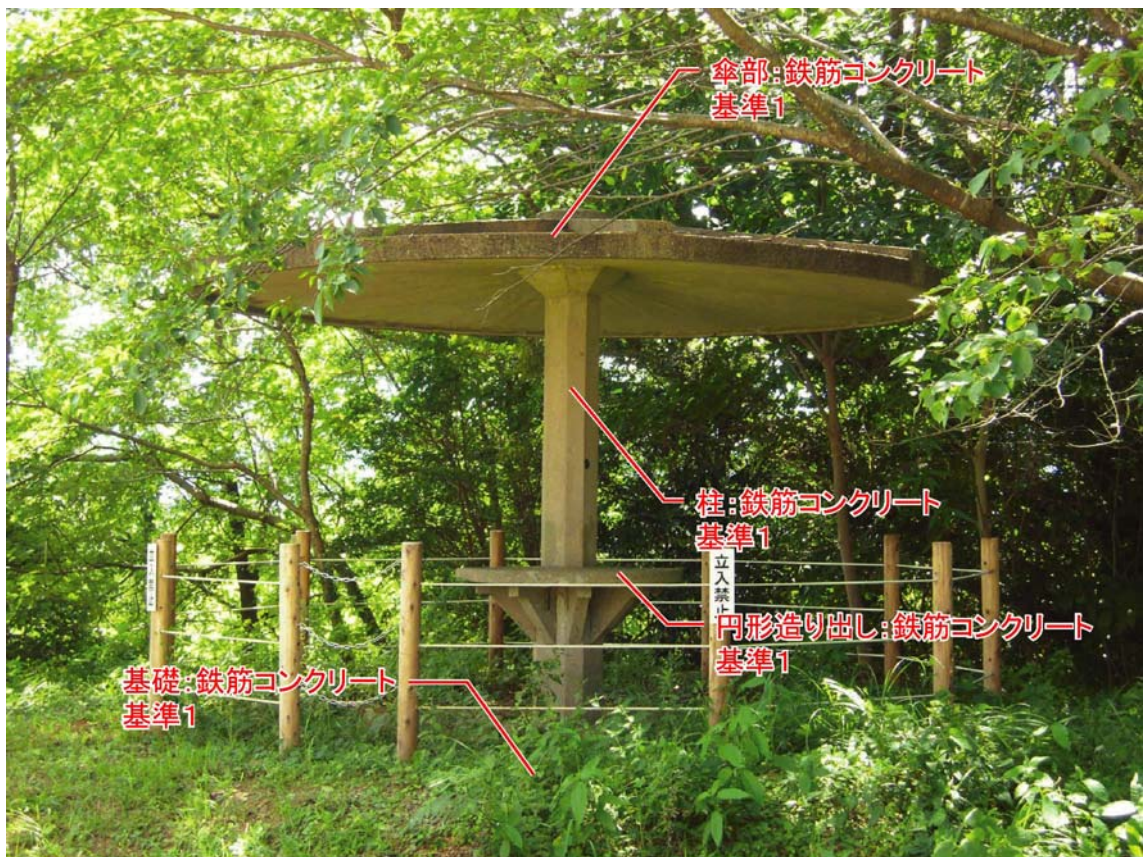


写真77 見張所

5) 土地を構成する建造物

第39表 土地を構成する建造物における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
鋼製電信柱		1	鉄、コンクリート	変更無し	
門柱		1	鉄筋コンクリート	変更無し	
円形貯水槽		1	鉄筋コンクリート	変更無し	



写真78 鋼製電信柱



写真79 門柱






写真80 円形貯水槽

3. 管理計画

(1) 管理体制

管理については、「第2章 第1節(2) 管理状況」に記載している通り、国(文部科学省)より佐世保市が管理者として指定され、佐世保市内の文化財保護業務を担当している教育委員会社会教育課が主体的な管理業務を実施し、保存会と連携しながら地域密着型の保存管理体制を整える。

第40表 管理連絡体制、業務分担

種別	管理組織	業務分担
所有者	・文部科学省	現状変更を伴う事項の他、特別に検討を要する事項等に対する指導
 報告、連絡等		
関係機関	・文化庁 ・長崎県教育庁学芸文化課	現状変更を伴う事項の他、特別に検討を要する事項等に対する指導
 報告、連絡等		
管理団体	・佐世保市(教育委員会社会教育課)	定期的な管理、必要に応じた対策等
 報告、連絡等		
管理委託先	・針尾無線塔保存会	日常的な管理、見学者対応

(2) 管理方法

1) 保存環境の管理

計画区域内にある各建造物とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。

①日照・通風の確保に関する事項

無線塔においては、一定間隔毎に明かり窓が設置され、施錠している扉についても密閉型ではないことから、常に通風が確保されている。

電信室においては、現在のところ1階部分は埋没しており、北側面の扉部分も閉鎖されていることから、自然換気による通風は極めて限定的である。特に硫酸室等においてはコウモリの糞害が見られ、またかつて劇薬を保管していたこともあるため、日頃から臭気の蔓延には注意を払わなければならない。晴天時に窓や扉を開放するなどにより建造物の換気を心がける。

基本的に直射日光は建造物に影響を与えるものではないが、内部仕上材に影響する恐れがある場合は遮光等の措置を心がける。

②清掃・整頓に関する事項

建造物の外観維持のために屋根や外壁は雑草やツタを排除するとともに汚れを落とし、外観を常にきれいに保つこととする。建造物の周囲は定期的に草刈などを行い、雑草等を排除するとともに周囲の土砂の流出あるいは流入が懸念される場合は適宜対策を検討する。

日常的な管理としては、各建造物内外の掃き掃除を行う。建造物内の不要物は湿気を呼び込み、カビなどにより内装や展示物等を損傷するだけでなく、見学者の健康を損ねる可能性があるため、定期的に点検し排除する。

③蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

内装や木製部分については、腐朽や白蟻などによる腐食が無いか、定期的な点検を実施する。また、コウモリが住み着きやすい環境でもあるため、駆除や対策など必要に応じて専門家に対応を依頼する。

④風水害に関する事項

通常から整理整頓を実施し、特に台風接近時は屋外に物を置かないこととする。また、計画区域（文化財保護ゾーン）内の排水施設（溝等）の維持管理を心がける。さらに、計画区域は丘陵地にあるため、台風や豪雨の後等においては敷地内の地形の変化が無いかを確認し、二次災害等を防ぐ。

⑤各種設備

防災設備等の各種設備については、専門業者による定期的な点検を行う。

2) 建造物の維持管理

維持管理に当たっては、①修理届を要する小規模な修繕、②建造物の維持管理のための行為が考えられ、それぞれの内容について以下に示す。修繕を行う場合は必ず記録を作成し、今後の保存修理の参考資料とする。

なお、同種同材によらない修理、大規模な修理等を行う場合は、事前に長崎県教育委員会へその旨の報告・相談を行う。

第41表 建造物の維持管理内容

施設	部位	①修理届を要する小規模な修繕	②建造物の維持管理のための行為
電信室	外壁	同種同材による部分的な補修	クラック・カビ発生有無の点検
	内壁		
	天井		
	床		
	屋根	同種同材による部分的な補修	クラック、漏水発生有無の点検
	木製 建具類	-	水拭き・空拭きの実施、金物への注油
扉	-	錆び発生有無の点検	
無線塔	外壁	同種同材による部分的な補修	クラック・カビ発生有無の点検
	内壁		
	扉	同種同材による部分的な補修	錆び発生有無の点検
油庫	外壁	同種同材による部分的な補修	クラック・カビ発生有無の点検
	内壁		
	床		
	屋根	同種同材による部分的な補修	クラック、漏水発生有無の点検
	扉	-	錆び発生有無の点検
見張所	全部位	同種同材による部分的な補修	クラック・カビ発生有無の点検

※①については文化庁長官あて修理届が必要となるため、着手前に、長崎県教育委員会学芸文化課及び佐世保市教育委員会社会教育課と協議を行う。②の維持管理行為は、佐世保市内部の関連部署と連携した体制構築と1年に1回程度の定期点検について検討し、点検において異常が認められた場合は、佐世保市教育委員会社会教育課と協議を行う。

3) その他

保存修理や台風等の災害等でやむを得ず取り外されたものがある場合は、その保管場所や保管方法について、佐世保市教育委員会社会教育課に確認する。

4. 修理計画

(1) 当面必要な維持修理等の措置

日常的な維持管理は、「3. 管理計画 (2) 管理方法 ア 保存環境の管理」によるが、建造物に関する当面必要な維持修理等の措置としては、以下の項目が挙げられる。

なお、各建造物の保存・保護に配慮しながら、現在も訪れている見学者を安全に敷地内を誘導・案内するために、当面は電信室内部の見学は行わず、園路等の敷地内におけるガイダンス整備や小規模な建物の整備等を先行して実施する必要がある。

第42表 各建造物における当面必要な維持修理等の措置

修理箇所等		修理内容等
電信室	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏り原因の究明と対策の実施 (将来的な庇部分の撤去等を見据えた仮の対策) ・木質部分の防腐対策 (更なる悪化を防ぐ当面の対策とし、補強等の構造的な修理は詳細な調査後に実施)
	外壁	
	建造物内部	
無線塔	鉄骨	<ul style="list-style-type: none"> ・地上から目視できない部分の調査を、高所作業が行える機関へ依頼し、対策を検討 ・平成26年度実施予定の調査をもとに緊急度を見極め、実施計画へ盛り込み対策を実施
	梯子	
	デッキ	
	緩衝装置	
	ワイヤー 巻揚機	
窓枠		
油庫	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・葺替え
見張所	傘部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート補修材注入工事 ・必要に応じて支柱による補強や防水加工

(2) 今後の保存修理計画の課題

本施設は極めて質の高い鉄筋コンクリートによる建造物であるため高い強度を有しており、「旧日本海軍針尾送信所 無線塔強度調査業務報告書（平成21年7月）」においても強度的に全く問題ないことが確認されている。しかしながら、無線塔は参考となる類似建造物がほとんど無いことから、当面は目視による点検でその変化の有無を確認し、強度の再確認が必要となるような変化が生じた際には専門家へ調査を依頼する必要がある。

また、無線塔の32箇所の窓からは雨や潮風等が侵入し、鉄製の建造物の腐食が進む恐れがあるため、これらの状態を確認するとともに、必要に応じて対策を講じる必要がある。

電信室の木製部分において、張替え後の新しい部分については老朽化の度合いを目視により判断するが、補修前の梁や根太などを維持している部分については定期的に点検を行うとともに、必要に応じて対策を講じる必要がある。

以上の将来的な管理方法及び大正期へ復す方針に従って整備するにあたり、現段階で特に課題として挙げられる項目を次項に示す。

なお、今後の維持保存を考慮し、以下の課題へ適切に対処するためには、文化財修理の専門家に調査を依頼し、各建造物の様々な部分について具体的かつ適切な修理・保存方法を示す修理計画を立案する必要がある。さらに、土地の所有権輻輳による制限については個別の案件毎に海上自衛隊と協議を行う必要がある。

(3) 現在表面化している課題

①技術的な修理・保存方法の確立

鉄筋コンクリート建造物を文化財として長期間に亘って保存する技術的な手法は確立しておらず、事例もほとんど見られない。同様に、無線塔内部の鉄骨の腐食や木製の窓枠等に対しても、今後、専門家等との協議、検討が必要である。

②調査工事の必要性

例えば、電信室のトイレや流し等の水回りは創建期には無かったものであり、これらの設置のために一部躯体の改変が行われている可能性があるが、設備の奥でどのような改変が行われているかは目視だけでは把握できない。二次電池室についても壁の重ね張りや床の底上げが行われていると考えられるなど、建造物を部分的に取り除いて調べる調査工事を行わなければ原状を把握できない所が複数存在する。

③土地の所有権輻輳による制限が生じている。

大正期に復す方針を踏まえ、電信室北側についても盛土部分を撤去して1階部分を見えるようにする必要があるが、近接する海上自衛隊敷地内のフェンスとの関係で出来ない状況である。また、創建期には存在したと考えられる2号塔への通路は海上自衛隊の敷地内を通過しており、自由に2号塔へアクセスすることはできない状況であるなど、土地の所有権が輻輳していることによる制限が生じている。

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

本施設は、海に近い丘陵状の地形で強固な地盤の上に建ち、一部に旧地形の改変は認められるが、概ねその保全状況は良好である。周辺の植生は果樹園（柑橘類）、杉林、ソメイヨシノをはじめ様々な樹木があるが、人為的に植栽された造園樹が多く、特に保存すべき植生は見られない。なお、ソメイヨシノに見られるテングス病の被害やクズ、キヅタによる樹木の被圧が見られることから、将来的に防除することが望ましい。

2. 環境保全の基本方針

(1) 敷地全体の基本方針

本施設は、電信室・無線塔・油庫・見張所が重要文化財の指定を受けた建造物であり、これらの建造物と一体となった景観を構成する工作物等を含んだ景観の維持保全を行う。

保安上及び見学者の安全面を確保しつつ、落ち着いた森あるいは里山的な雰囲気の中に歴史的建造物が調和して建つ景観を保全する。

なお、歴史的建造物と樹木の適切な管理及び防災面を考慮し、2号塔付近など現状においてアクセス出来ない場所については、樹木を伐採して管理用通路を確保する。樹木の伐採に当たっては、伐採しようとする敷地周辺において事前に創建時のアクセス通路の有無や現状を調査し、可能であれば創建時のアクセス通路を部分的に管理用通路として活用することとする。

また、土地そのものについて、形状は建設当時から大きく変わっていないと考えられることから、基本的には土地の形状を維持保存する。ただし、後年に無線施設が新たに建設されていた箇所もあり、部分的な改変は認められる。その他、急傾斜地及び崩落危険箇所等は見当たらない。

(2) 樹木管理の基本方針

敷地内の樹木の価値としては、前述の通り人為的に植栽された造園樹が多く、特に保存すべき植生は見られない。創建時には荒地部分が多かったと考えられるが、現況樹木の伐採により広大な敷地の大部分を荒地に戻すことは困難であるため、適宜間伐や病気の樹木伐採等を行い、健全な植生を保つこととする。

3. 区域の区分と保存方針

(1) 区域の区分

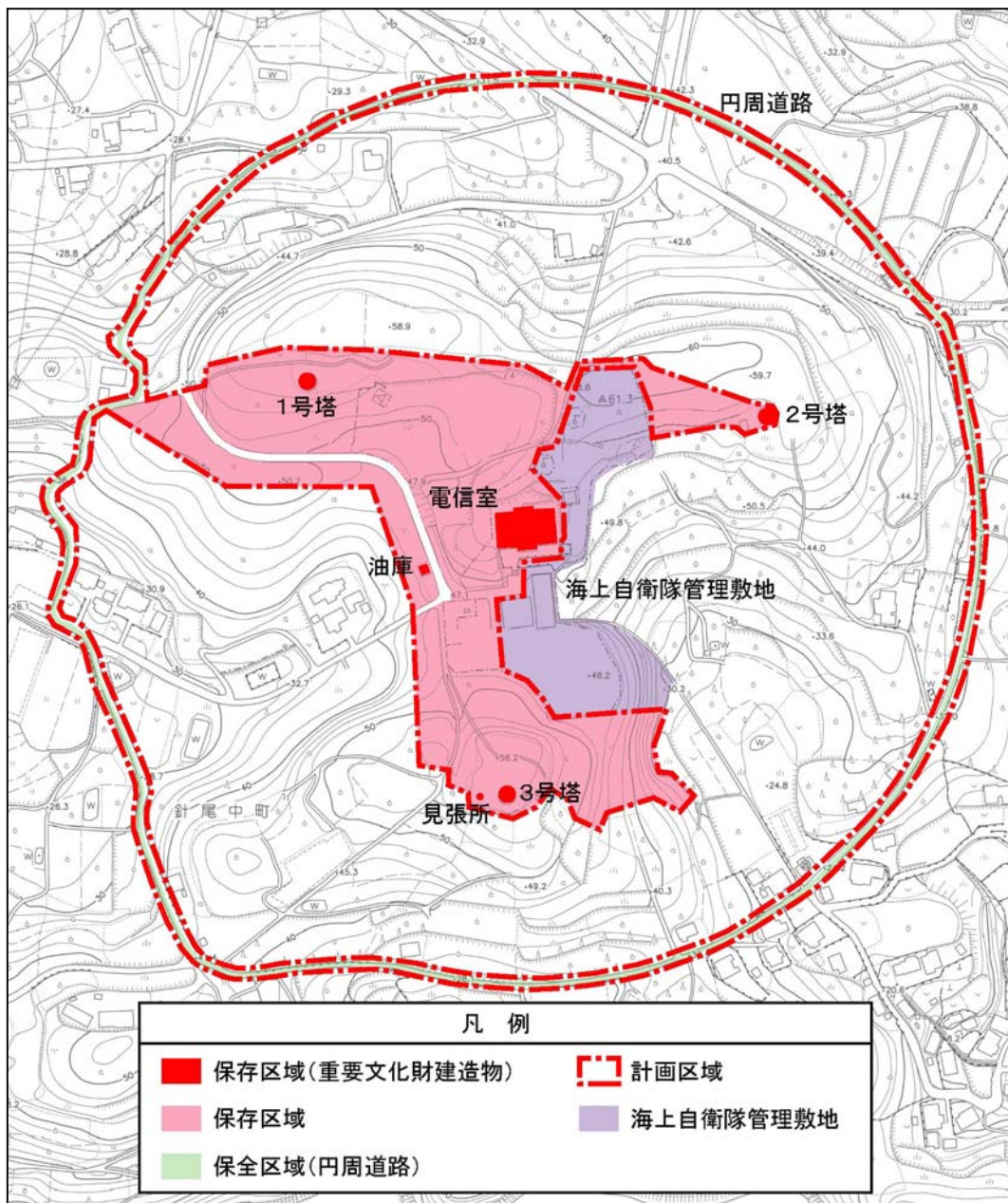
区域の区分は、保存区域、保全区域に分類する。重要文化財指定地は全て保存区域とし、保全区域は円周道路のみとする。円周道路の内側にはいずれの区域にも該当しない区域が存在するが、将来的にはそれらの円周道路内部の土地及びその外周付近の土地についても重要文化財の周辺としてふさわしい景観を維持するための対応を検討する。

1) 保存区域

土地指定されている区域がこれに該当し、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。ただし、「第5章 活用計画」において計画されている施設、設備のうち、長崎県の現状変更許可を得られたものについては、その限りではない。なお、今後新たに施設、設備を整備する必要がある場合は、改めて有識者等に意見を求め、活用計画を改定するものとする。

2) 保全区域

円周道路がこれに該当し、この区域では、歴史的な景観や環境を保全し、建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。



第27図 区域区分図

(2) 各区域の保全方針

1) 防災・管理上必要な施設の設置方針

保存区域については、文化財としての価値を減ずることがないように充分検討を行った上で、防災施設を設置する。

保全区域については、道路の健全性を保持するため、従前通り道路管理を行う。また、新たに防災・管理上必要な施設を設置する場合には、文化財としての価値を減ずることがないように、充分配慮するものとする。

2) 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

保存区域における森林部についてはその地形を保存することとし、樹木等の植生の保全を図ることとする。ただし、基本方針を踏まえた上で、本施設の価値を損ねない範囲において、必要に応じて樹木の伐採を行いながら、防災上必要とされるものに限り、国や県の現状変更に対する許可を得た上で整備計画に基づいて必要な施設を整備することができるものとする。将来、突発的に現状変更に関する重要な事項が生じた時は、外部の有識者で構成される委員会を開き、意見を聞くこととする。

保全区域は円周道路と同一の区域であるため樹木等の自然景観は見られない。円周道路内部の未指定区域はほとんどが民地であるが、将来的にはこれらの土地についても保全を検討する。

4. 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

重要文化財として指定を受けた建造物の他にも、敷地内には保存・保全が必要とされる建造物等が点在している。これらの建造物は文化財建造物に付随して機能した重要な建造物であるが、建物部分が滅失して基礎部分のみとなっているものも多い。しかしながら、これらは創建当時の施設全体の姿を想起させることから、それぞれの建造物の現状に応じて保存・保全を行う必要がある。

これらのことから、点在する建造物について以下の通り区分する。

第43表 建造物区分一覧表(重要文化財指定建造物を除く)

区分	保存・保全が必要とされる建造物等
1) 保存建造物	・事務所及び兵舎基礎
	・門衛所基礎
	・井戸
	・附属家基礎
	・便所基礎
	・倉庫基礎
2) 保全建造物	・3号塔入口前コンクリート
3) その他の建造物	・軌道跡
	・側溝

1) 保存建造物

保存建造物は、重要文化財建造物の土地として指定を受けた土地の区域内にあり、重要文化財（建造物）に準じて保存を図るものである。

重要文化財に指定された建造物と同時期に建設された建造物である「事務所及び兵舎基礎」・「門衛所基礎」・「井戸」・「附属家基礎」・「便所基礎」・「倉庫基礎」を保存建造物とする。



写真81 事務所及び兵舎基礎



写真82 門衛所基礎



写真83 井戸



写真84 附属家基礎



写真85 便所基礎



写真86 倉庫基礎

2) 保全建造物

保全建造物は、重要文化財建造物の土地として指定を受けた土地の区域内にあり、保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るものである。

重要文化財に指定された建造物と同時期に建設されたか不明確であり、用途不明である「3号塔入口前コンクリート」は保全建造物とする。



写真87 3号塔入口前コンクリート

3) 土地を構成する建造物

重要文化財建造物の土地として指定を受けた土地の区域内にあり、本施設の建設及び運営に寄与した「軌道跡」・「側溝」を土地を構成する建造物とする。

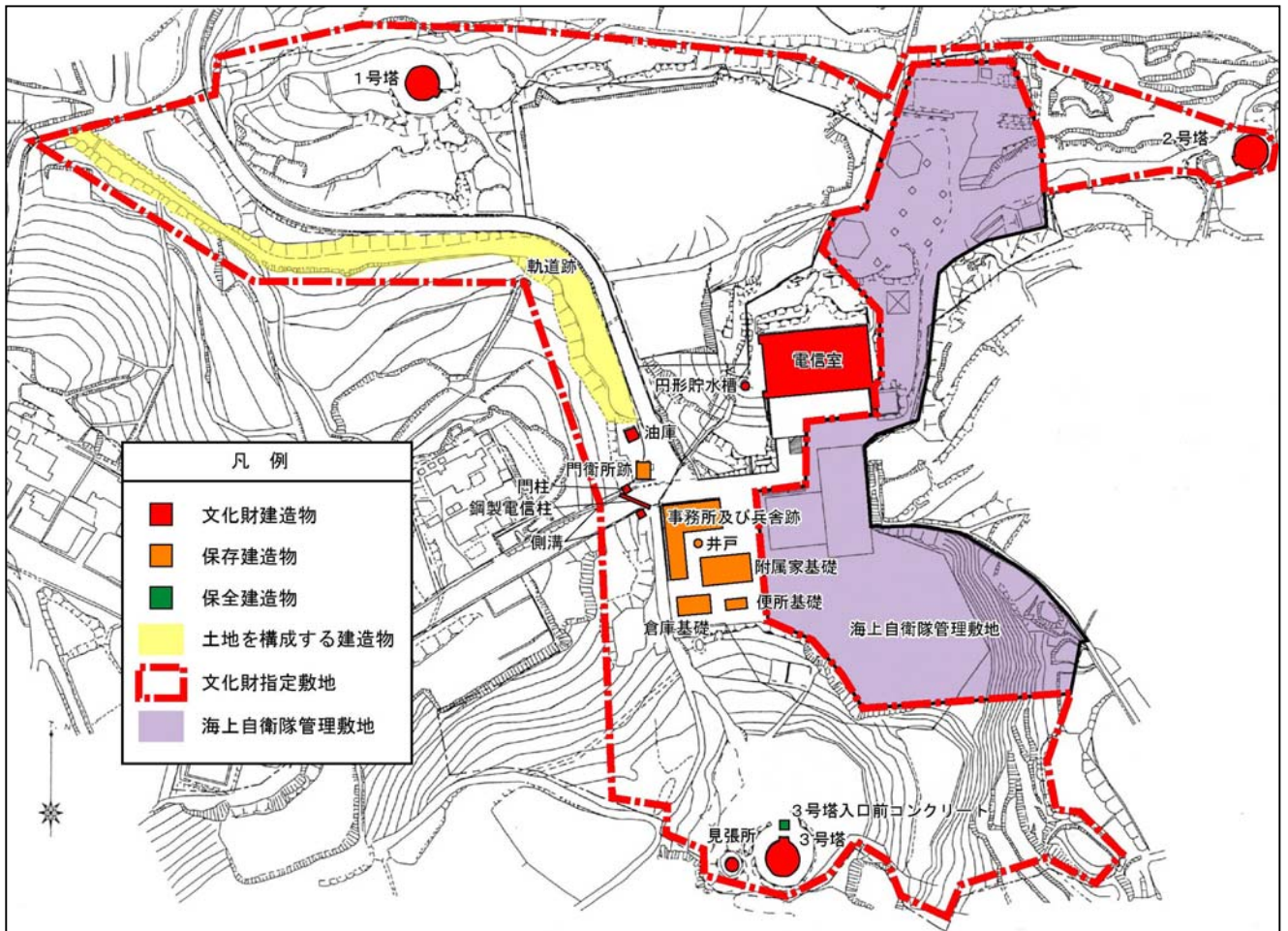


写真88 軌道跡



写真89 側溝

前述の保存・保全が必要とされる建造物等の配置図について以下に示す。



第28図 保存・保全が必要とされる建造物等の配置図

(2) 建造物保護の方針

重要文化財を除く保存・保全が必要とされる建造物等について、保存状況、構造と仕上材、及び建造物保護の方針を以降に示す。

1) 保存建造物

【事務所及び兵舎基礎】

建造物の主要構造部は滅失しているが、建造物の基礎が現存しており、創建時の景観を想起することが可能であるため、外観と創建時建造部分の保存を行う。

【井戸】

重要文化財建造物指定を受けた建造物の付随施設にあたり、建設当初の形状を留めていることから外観と主要構造部の保全を行う。

【附属家基礎・便所基礎・倉庫基礎】

建造物の主要構造部は滅失しており、基礎はグラウンドレベル以下のみ現存していることから主要構造部の保全を行う。ただし、現状は時代が異なると推測される基礎が混在しており、正確に把握するためにはさらなる調査が必要である。

第44表 保存建造物の保存状況

部分	構造、現状
門衛所基礎	基礎はコンクリートと石でつくられている。建物は木造であったと考えられるが、焼失したことから詳細は不明。
事務所及び兵舎基礎	基礎はコンクリートと石でつくられている。建物は木造であったと考えられるが、焼失したことから詳細は不明。
井戸	兵舎と附属家の間につくられた井戸は、現在鉄製の蓋で覆われている。地上部には目立った劣化は見られない。
附属家基礎	石積みやコンクリート基礎らしき部分が見られるが、これらが創建時のものか、後世に改変されたものかなど詳細は不明。建物は木造であったと考えられるが、焼失したことから詳細は不明。
便所基礎	便所跡と考えられる場所付近にはコンクリートの基礎らしきものが見られる。倉庫跡と連続してコンクリート部分が見られるが、改変等の経緯は不明。建物は木造であったと考えられるが、焼失したことから詳細は不明。
倉庫基礎	倉庫跡と考えられる場所付近にはコンクリートの基礎らしきものが見られる。便所跡と連続してコンクリート部分が見られるが、改変等の経緯は不明。建物は木造であったと考えられるが、焼失したことから詳細は不明。なお、倉庫は創建時にはまだ建てられていなかった。

第45表 保存建造物の主な構造と仕上材

部分	主な仕様	
門衛所基礎	基礎	コンクリート造・石
事務所及び兵舎基礎	基礎	コンクリート造・石
井戸	本体	鉄筋コンクリート造
附属家基礎	基礎	コンクリート造・石
便所基礎	基礎	コンクリート造
倉庫基礎	基礎	コンクリート造

第46表 保存建造物における部分の設定

位置 (単位)	部分の設定			設定理由
	保存 部分	保全 部分	その他 の部分	
門衛所基礎	○	○		基礎のみ現存。当初材料にて構成されており、基準1、4に該当する部位で構成される。使用材料はコンクリート。
事務所及び 兵舎基礎	○	○		基礎のみ現存。当初材料にて構成されており、基準1、4に該当する部位で構成される。使用材料はコンクリート。
井戸	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料は鉄筋コンクリート。
附属家基礎	○			基礎のみ現存。当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料はコンクリート。
便所基礎	○			基礎の一部のみ現存。当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料はコンクリート。
倉庫基礎			○	基礎の一部のみ現存。創建当初は存在しない。

第47表 保存建造物における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
門衛所基礎	建物		なし	木造	※戦後焼失
	基礎	1	コンクリート、石	変更無し	
	改修部	4	コンクリート、石	コンクリート、石	入口部（階段と想定される）を埋める改修がなされた。
事務所及び兵舎基礎	建物		なし	木造	※戦後焼失
	基礎（北側）	1	コンクリート、石	変更無し	
	基礎（南側）	4	コンクリート	なし	増築（時期不明）
井戸	蓋	4	鉄製	井戸用木造屋根（蓋の有無不明）	木製屋根が古写真に見られるが、焼失したと考えられる。
	本体	1	コンクリート	コンクリート	周辺焼失後に補修されたと考えられるが、当初材の可能性もある。今後の調査次第で基準4への変更もありうる。
附属家基礎	建物		なし	木造	※戦後焼失
	基礎	1	コンクリート、石	変更無し	
便所基礎	建物		なし	木造	※戦後焼失
	基礎の一部	1	コンクリート	変更無し	
倉庫基礎	建物		なし	なし	※戦後焼失
	基礎の一部	4	コンクリート	なし	創建時は存在していない。終戦後は確認できる。



写真90 門衛所基礎



写真91 事務所及び兵舎基礎



写真92 井戸



写真93 附属家基礎付近

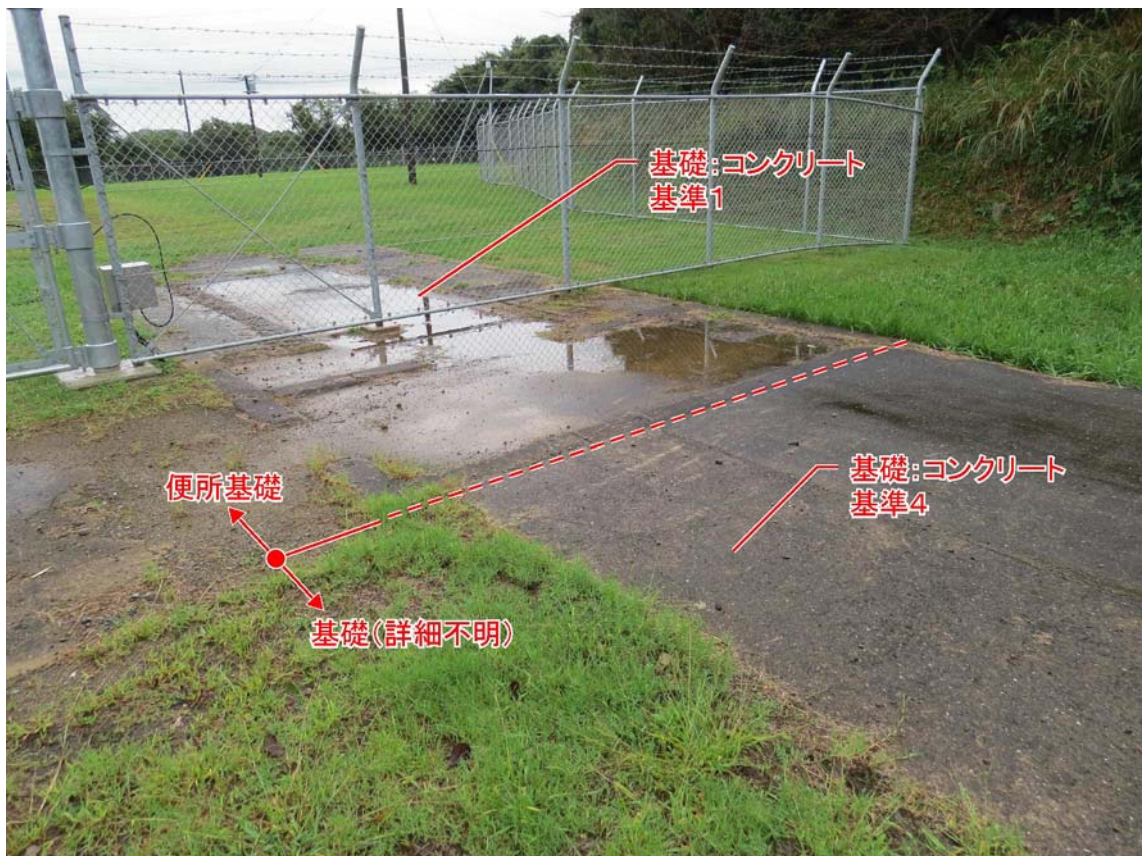


写真94 便所基礎付近



写真95 倉庫基礎付近

2) 保全建造物

【3号塔入口前コンクリート】

用途を含め詳細は不明であるが、創建当時のものと考えられることから主要構造部の保全を行う。

第48表 保全建造物の保存状況

部分	構造、現状
3号塔入口前コンクリート	3号塔のみ、入口前にコンクリート壁が横たわっている。用途やつくられた経緯は不明。立っていたものが倒れた、あるいは倒された可能性がある。表面に認められる型枠の跡が無線塔の壁と似ていることから、無線塔建設前に試験的につくられた可能性もある。

第49表 保全建造物の主な構造と仕上材

部分	主な仕様
3号塔前コンクリート	鉄筋コンクリート（鉄筋の有無は未確認）

第50表 保全建造物における部分の設定

位置 (単位)	部分の設定			設定理由
	保存部分	保全部分	その他の部分	
3号塔前コンクリート	○			当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。使用材料はコンクリート。

第51表 保全建造物における部位の設定

部分	部位	基準	現状仕様	推定当初仕様	後世の改変状況
3号塔前コンクリート		1	コンクリート	変更無し	



写真96 3号塔前コンクリート

3) 土地を構成する建造物

①軌道跡

軌道跡は雑木林内にその地形を留めている。活用のための施設として、将来的に軌道形状の復元を行うため、現地形の保護・保全を行う。

②側溝

側溝は門柱付近に現存しており、その保護・保全を行う。側壁は石、底版はコンクリートでつくられている。概ね当時の形状を維持している。当初材料にて構成されており、基準1に該当する部位で構成される。



写真97 側溝(門柱付近)

5. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

1) 斜面

本施設の敷地は丘陵上に位置している。3基の無線塔は斜面と平坦地の接続付近に建設されているが、現在までに地滑りまたは危険箇所は認められない。また、電信室は旧地形を掘り込んで建設されているため、現段階で地形の変形等は特に見受けられないが、台風通過後及び降雨時は崩落等の地形の変形に注意する必要がある。

2) 樹木

敷地南部にある3号塔周辺の樹木は、樹高も高く、枝振りも大きいため、枝打ち等の維持管理が適正に行われない場合、強風時に倒木の危険性もあるが、建造物等をき損する可能性のある樹木は見受けられない。

3) 管理通路

2号塔周辺は樹林帯によりアクセスが困難であるため、管理面や防災面において非常時に問題が発生する可能性がある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

1) 斜面

台風通過が予想される場合は、通過前の現況を確認し、台風通過後は斜面地に孕みが見られないか、また大量の出水やクラックが発生していないか確認した上で必要に応じて復旧する。降雨時も同様とする。

2) 樹木

強風の影響を受けないよう、定期的な枝打ち、枝払いの維持管理を行う。なお、1号塔周辺の樹木は風により枝が1号塔と接触するものもあるため、建造物に影響を及ぼす樹木については伐採する。

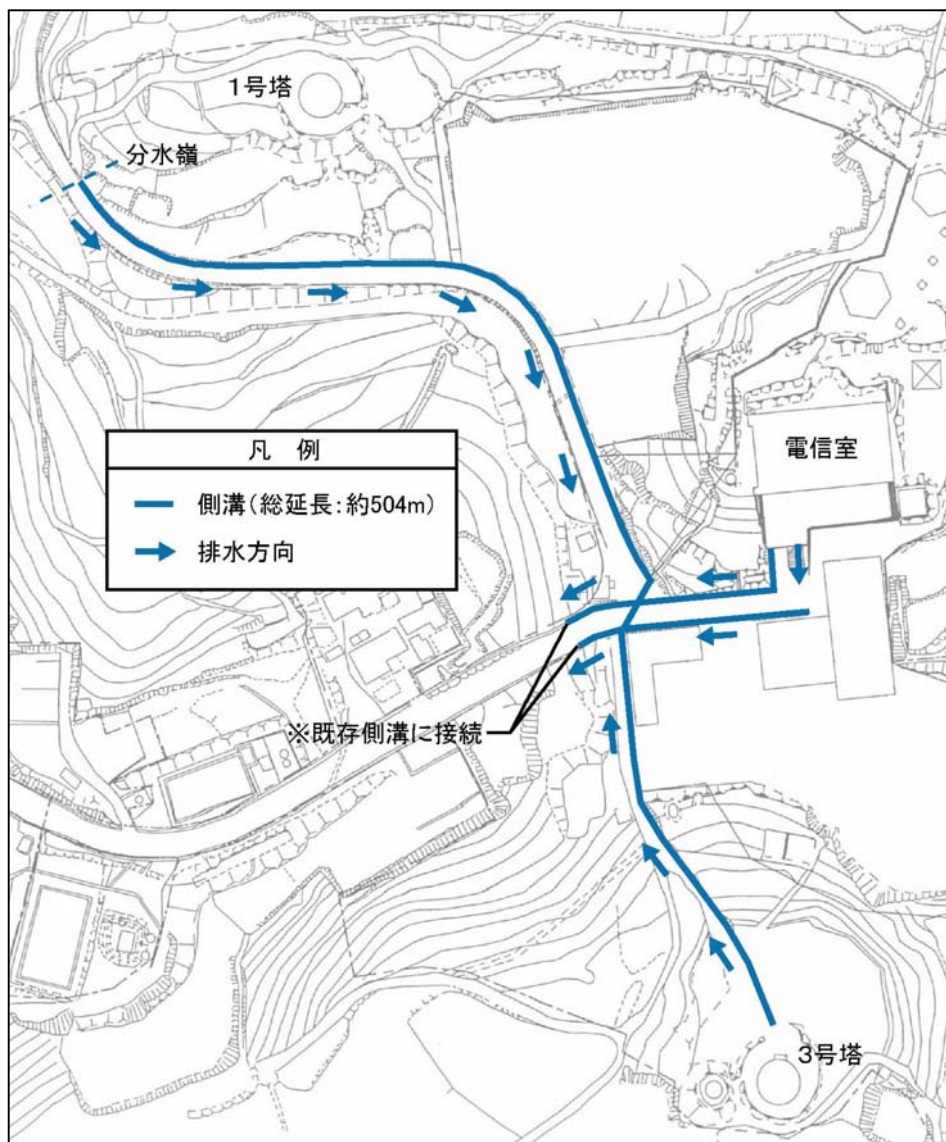
3) 管理通路

敷地内は保存区域であるが、管理・防災面を考慮し、2号塔へ至る管理通路を樹木の伐採を行った上で確保する。

(3) 環境保全施設整備計画

1) 排水施設

本施設において、重要文化財指定を受けた土地は、建造物と一体となった自然景観を形成している部分が多く現存する。また、立地条件も丘陵上から傾斜地にまで及ぶことから、排水施設の管理については十分に行う必要がある。敷地内の配水経路を明確にし、排水溝が目詰まりしやすい場所などを事前に検討しておき、日常の清掃、点検に役立てる。



第29図 排水計画図

2) 周辺樹木の管理

建造物及び排水施設に悪影響を与えないよう、定期的な枝打ち、枝払いを行う。

第4章 防災計画

1. 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

1) 当該文化財の燃焼特性

本施設は「電信室」、「無線塔（3基）」、「油庫」、「見張所」の6棟が重要文化財指定を受けており、「事務所及び兵舎基礎」、「門衛所基礎」を保存建造物、「井戸」、「附属家基礎」、「便所基礎」、「倉庫基礎」、「3号塔入口前コンクリート」を保全建造物とする。また、「軌道跡」、「側溝」など、様々な形態の構造物等がある。

第52表 重要文化財建造物の燃焼特性

名称	構造・燃焼特性等	
電信室	材質等	鉄筋コンクリート、木製構造物（内部）
	寸法	幅約36m、奥行き約22m、高さ約13m
	防火特性	鉄筋コンクリート：不燃 内部木製構造物：可燃
無線塔 （1～3号塔）	材質等	鉄筋コンクリート
	寸法	最下部φ約12m、最上部φ約3m、高さ約136m
	防火特性	不燃
油庫	材質等	鉄筋コンクリート
	寸法	幅約4.6m、奥行き約4.7m、高さ約4.6m
	防火特性	不燃
見張所	材質等	鉄筋コンクリート
	寸法	傘部φ約4m、高さ約3m
	防火特性	不燃

2) 延焼の危険性

各施設は広い敷地に概ね分散して配置されており、躯体は全て不燃である。唯一電信室の一部のみ木製構造物が可燃として見られるが、屋内にあって不燃の躯体で囲まれているため、外部へ延焼する恐れは非常に少ない。ただし、周辺には樹木や雑草があり、冬場などに枯葉等に燃え移る可能性はわずかながら残る。

3) 防火管理の現状と利用状況に係る課題

重要文化財指定地内の建造物群は、いずれも鉄筋コンクリート造であるために、建造物外における火災発生及び外部からの延焼に対しては耐火性能が高い。しかし電信室については、その内部に木質部材を使用している箇所、並びに今後の整備計画において木質部材による整備を予定していることから、特に恒常的な防火管理が必要とされる。そのため、自主防火管理の原則の下、火災の予防策や初期消火を実施できるよう、防火管理体制を強化しなければならない。また、消防法に基づき、消火設備や警報設備、避難設備等の消防の用に供する設備の充実を図り、消防用水や消火活動上必要な施設等について、消防局と連携した体制づくりが必要である。

現在までのところ、本施設内は禁煙の指定は特にされておらず、特に喫煙所も設置していない。本施設内の大部分は自然植生している草木類で覆われているため、火災発生及び延焼の可能性は高く、建造物群への影響とともに、指定地外の建造物、果樹園等への被害拡大も想定されるため、基本的に本施設内は禁煙とする必要がある。

(2) 防火管理計画

1) 防火管理者等の氏名及び住所

消防法第8条第1項に基づき、管理者である佐世保市は、本施設における防火管理者を次のとおり選任する。

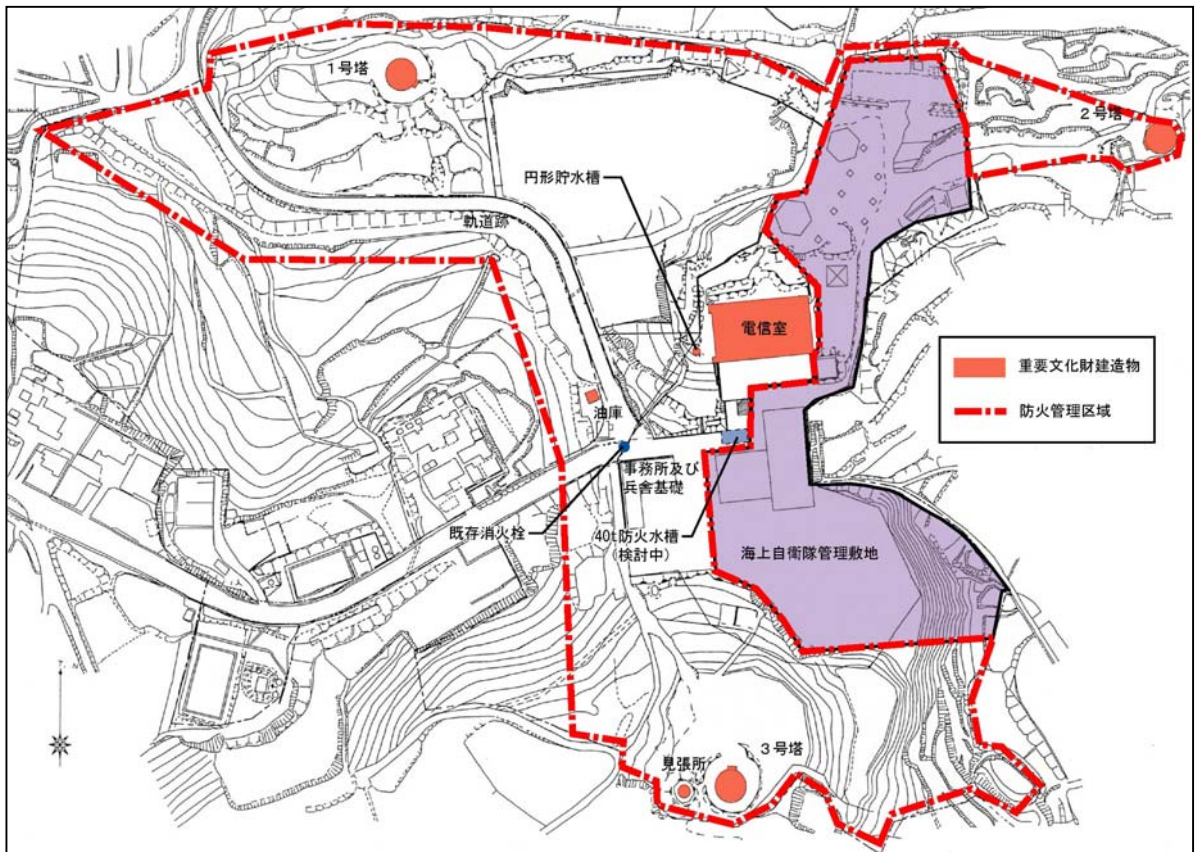
また、防火管理者は、防火管理に必要な事項を消防計画として作成し、同法の定める防火管理業務を実施する。計画作成に当たっては、実態に即した実効性にあるものとし、必要に応じて計画を見直すこととする。

第53表 火災予防組織表

管理権原者	防火管理者	担当区域	火元責任者
佐世保市 教育委員会 教育長	佐世保市 教育委員会 社会教育課 課長	電信室	針尾無線塔 保存会
		無線塔（1～3号塔）	
		油庫	

2) 防火管理区域の設定

重要文化財指定を受けた建造物及び土地を防火管理区域として設定する。なお、防火管理区域の設定については、所管である佐世保市東消防署と協議し、設定を行った。



第30図 防火管理区域図

3) 防火環境の把握

防火管理者をはじめ管理に携わる者は、防火管理区域内に存在する建造物その他物件の燃焼特性、火気の使用状況等の防火に関わる環境を把握する。

重要文化財建造物である「電信室」、「無線塔」、「油庫」、「見張所」の燃焼特性については、「1. (1) 1) 当該文化財の燃焼特性」による。防火管理区域内にある土地を構成する建造物の燃焼特性は下記の通り全て不燃である。

第54表 土地を構成する建造物における防火特性

名称	構造・燃焼特性等	
事務所及び兵舎基礎	材質等	鉄筋コンクリート
	寸法	
	防火特性	不燃
門衛所基礎	材質等	鉄筋コンクリート
	寸法	
	防火特性	不燃
円形貯水槽	材質等	鉄筋コンクリート
	寸法	直径約3m、高さ約2.3m
	防火特性	不燃
門柱	材質等	鉄筋コンクリート
	寸法	1辺0.47m、高さ約1.8m
	防火特性	不燃
鋼製電信柱	材質等	鉄製
	寸法	
	防火特性	不燃

4) 予防措置

①火気等の管理

火気使用禁止区域と喫煙禁止区域を標識などにより明示する。本施設内に火気使用施設はないが、火気を使用しなければならない場合については、火気の管理を厳重にし、火災を未然に防ぐ。なお、基本的に敷地内は火気使用禁止及び喫煙禁止区域とし、たき火や花火等は厳禁とする。

②可燃物の管理

敷地内及び全ての建造物内については、可燃性物品の保管は必要最小限とする。

③警備

公開時間は、運営管理者により巡回警備を行う。夜間については、施錠による警備を行う。将来的には、機械警備による監視装置を設置する。

④安全対策

本施設内の各建造物及び敷地内での避難経路を確保し、緊急時は運営管理者による適切な誘導を行う。また、各建造物の収容人数を把握し、入場受付等に誘導管理を行う。

5) 消火体制

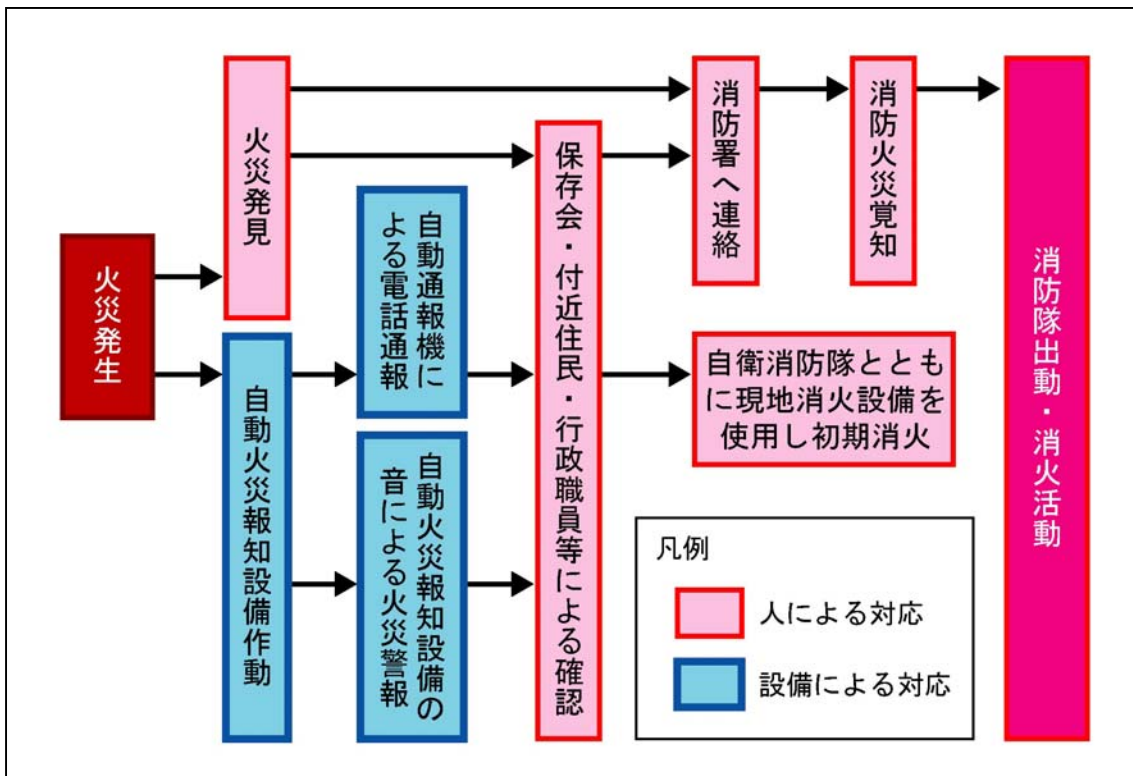
消火体制として、運営管理者による自衛消防隊を編成し、火災発生時には消防機関への通報、初期消火活動、避難誘導、救護等を行う。本施設に隣接する民家は少ない状況であるが、消火活動は佐世保市東消防局及び地元消防団の協力によって行う。

通報体制として、重要文化財建造物の電信室と油庫には、佐世保市消防局の指導により自動火災報知設備を設置し、可能な限り迅速に消火活動を行えるような体制を整える。なお、原則として火災発見時に通報者は最初に消防署へ通報することとする。

なお、佐世保市教育委員会及び所轄消防機関の指導のもとに、保存会、付近住民、行政職員、自衛消防隊による消火訓練計画を定め、年1回以上の消火訓練を実施する。



第31図 火災通報・消火体制図(役割分担)



第32図 火災発生時の対応の流れ

(3) 防犯計画

1) 事故歴

本施設において、これまで放火、盗難等に係る事故発生の履歴はない。き損の履歴は以下の通り。

第55表 事故・き損等の履歴

種別	発生日	原因	被害状況	事故後の処理
き損	平成24年4～5月頃	何者かが敷地内に侵入して1号塔の入口扉の施錠部分を壊した。	扉の施錠箇所（鉄製）が曲げられ、南京錠が破壊された。	警察へ通報。 扉を改修。
き損	断続的に発生	何者かが敷地内に侵入して3号塔の壁に落書きした。	3号塔の壁に落書きが多数見られる。	3号塔の周囲にロープ柵を設置。

2) 事故防止のための措置

3号塔や見張所の周囲にロープ柵を設置して建造物への接近を制限するとともに、公開時間内は、運営管理者の係員が随時警備を行う。夜間は運営管理者が常駐しないため、フェンスや建物への施錠を厳重かつ確実に行う。

3) 今後の対処方針

主要な施設についてはフェンスや施錠によるハード的な対策を行うとともに、近隣住民とのコミュニケーションを密に図り、不審者の通報等事故防止や異常の早期発見を行う。各施設の現状に対応した方針は以下の通り。

① 電信室

電信室において特に被害は見られないが、本施設の中心的な施設であることから、現状通りフェンスと施錠により人の侵入を防止する。

② 無線塔、見張所

無線塔については、2011（平成 23）年以降に急増した落書被害への対策が必要である。2011（平成 23）年 12 月当時に所管していた海上保安庁が、3 号塔及び見張所周囲へ簡易的な仮設の柵を設置後、被害は減少傾向にあるものの、今後の公開や予想される見学者の増加等を踏まえ、十分な対策を行う必要がある。

落書きについては心理的な要素が多く働くことから、被害の状況や経過に応じて段階的かつ適切に以下の取組み案（ハード面）を検討及び実施し、それでも不十分である場合は、さらなる対策を検討する。なお、フェンス等の構造物や機器類の設置については景観に配慮することとする。

なお、保存会活動における巡視等のソフト的な対策についてもハード面の対策と並行して行う。

第56表 無線塔の防犯対策

種別	対策
ハード面 (段階的対策)	・ロープ柵による構造的分離（実施中）
	・デザインに配慮したフェンス等による構造的分離
	・防犯カメラ、フラッシュライト、警告音声等の機器類設置
ソフト面	・保存会による巡視

③ 土地を構成する建造物

油庫や門柱などフェンス等で囲われていない建造物もあるが、これまで特に被害は無く、今後も被害を受ける可能性は無線塔などに比べ低いと考えられることから現状維持とし、不審者や異常の早期発見に努めることとする。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

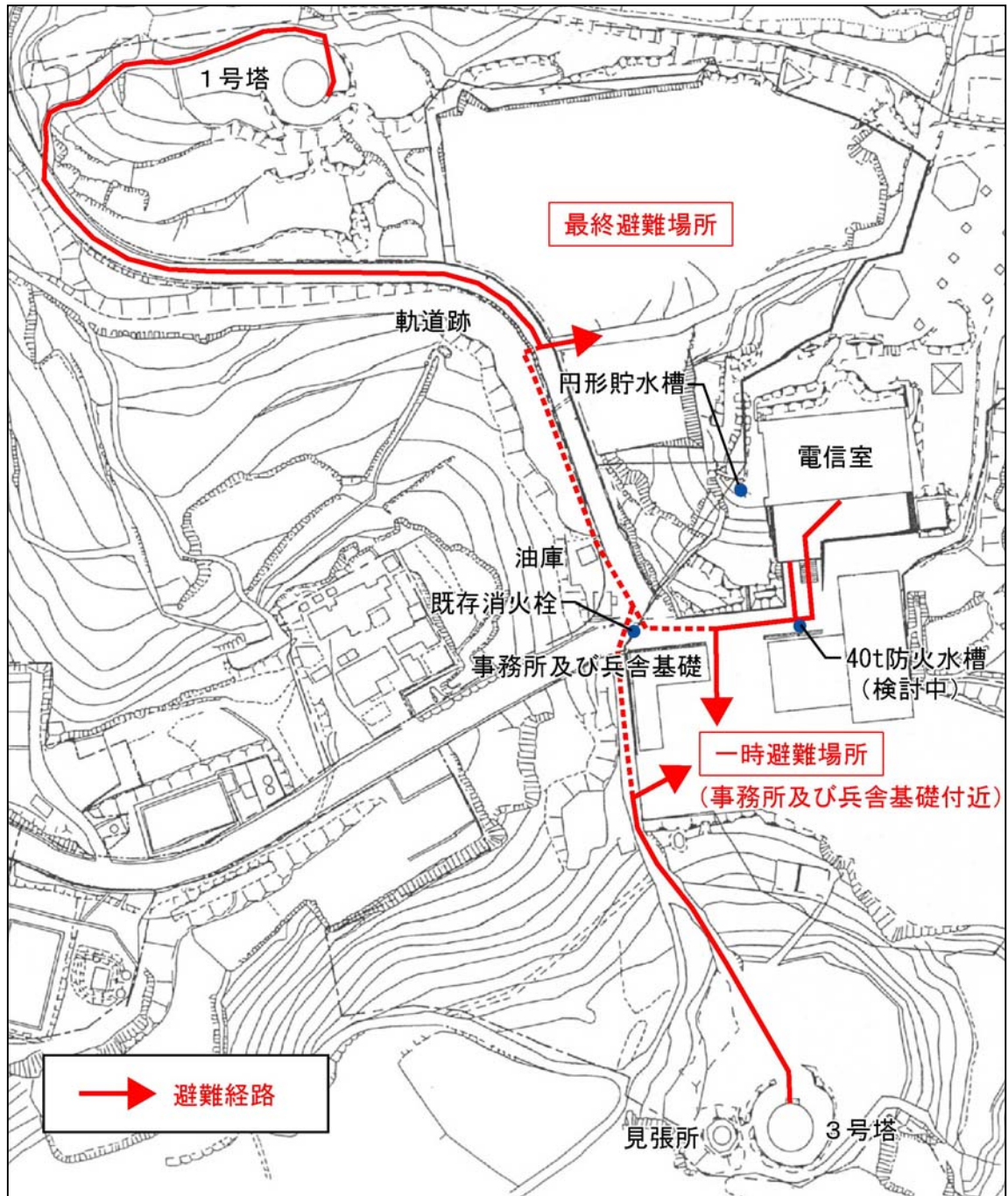
消防法による自動火災報知設備の設置義務がある建造物は指定物件全てとなる。ただし、無線塔 3 基及び見張所については、位置、構造から判断して、消防用設備等の設置によらずとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると判断されるため、消防法施行令第 32 条に基づき設置を行わない。電信室と油庫については、これら建造物の保存修理について、その修理手法を検討し早急に行う予定であるため、自動火災報知設備は保存修理と同時に設置をする。ただし、自動火災報知設備を設置するまでの間、下記の防災対策を講じる。

- ① 電信室はこれまで通り、内部への一切の立入を禁止し、外部の各所に消火器を設置する。
- ② 無線塔の各所に消火器を設置する。
- ③ 油庫は小規模建物であり、「住宅用自動火災警報器」及び消火器を設置する。
- ④ 本施設の敷地内は、喫煙禁止とする。（公衆用道路沿いに喫煙場所を指定）
- ⑤ 「針尾無線塔保存会」がこれまで実施している日々の巡視を、さらに防災的視点を加えて強化する。

これらの件に関しては、消防局と協議済みである。保存修理が終了し各建造物の公開を行う際の計画については、各々の修理方針が決まった後に改めて定めることとする。

屋外の避難経路及び消火設備の位置を下図に示す。消火設備としては、電信室付近の既存消火栓の他に、円形貯水槽の活用を図りながら、消防庁が定める消防水利の基準及び所轄消防署との協議に基づき 40t 防火水槽の設置を検討する。

これら全ての施設において、消防法に基づく定期点検を行い、消防法によらない設備についても十分に定期点検を行うこととする。



第33図 屋外避難経路及び消火設備図

2. 耐震対策

(1) 耐震診断

本施設が 1922 (大正 11) 年に建設されてから長い年月が経過しており、旧日本海軍が建設した無線塔及び電信室の現況把握を目的として、コンクリート調査を実施した。さらに、その調査結果に基づいて両建造物の耐震強度の調査も行った。調査報告書「旧日本海軍針尾送信所無線塔強度調査業務報告書」(平成 21 年 7 月)を基に、耐震診断の概要を示す。

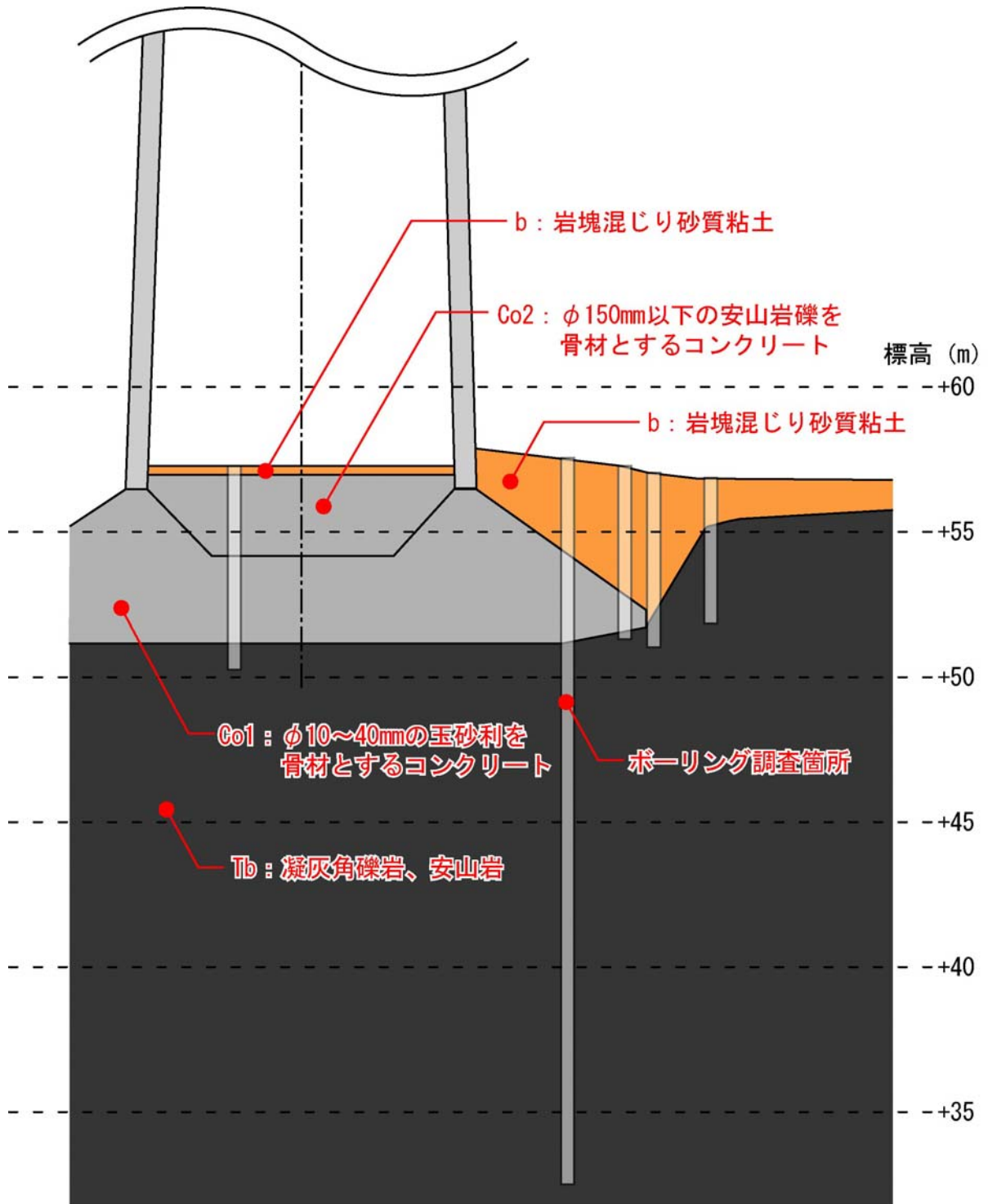
1) 無線塔

3 基の無線塔のうち、北西部に位置する 1 号塔を対象とし、基礎及び塔体コンクリートの詳細調査を実施した。

①無線塔基礎コンクリート調査

無線塔の基礎は鉄筋コンクリート造で、平面形状は工事中の写真から円形と推定したが、直径と基礎の厚みを解明するため塔基礎部・周辺部を含め 5 箇所においてボーリング調査を実施した。その結果、基礎の下端は標高 51.15m~51.85m と一定しておらず、墨だしのための均ならしコンクリートの存在も不明確である。しかし、コンクリート下位は凝灰角礫岩や安山岩で構成される強固な地盤であるため、均しコンクリート作業の工程を省略した可能性が高い。基礎の形状及び規模については、概ね円盤状を呈し、その上部中央は凹むと推定される。基礎の規模は直径 24.384m、深度約 6.0m である結果が得られた。

調査により明らかとなった地層の構成について、次頁に示す。

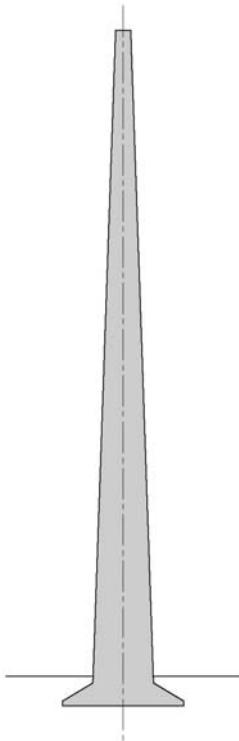
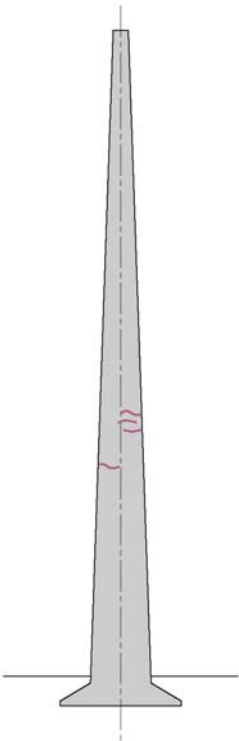
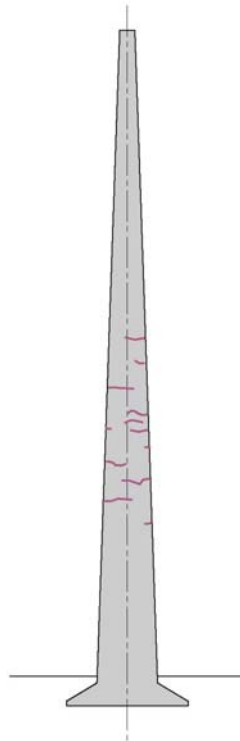


第34図 基礎コンクリート調査結果図(資料:「旧日本海軍針尾送信所 無線塔強度調査業務報告書」平成 21 年 7 月)

②無線塔耐震強度調査

無線塔が完成して約91年経過しているが、コンクリート強度、中性化深度、コンクリート内部の鉄筋の状況について、非常に良好な調査成果が得られた。塔体コンクリート内に配される鉄筋までのコンクリート厚（かぶり）は、内部95mm、外部88mmを測り、コンクリートに含まれる塩化物イオン濃度も鉄筋の腐食発生基準の約0.02%しか確認できない。これは、当面鉄筋が腐食する可能性は非常に少なく、健全な状態であることを示す。さらにコンクリート強度及び中性化深度の計測値も加味し、耐震性を判断した結果、概ね震度6弱の地震に対して「倒壊には至らない」診断結果が得られた。この診断結果を基に得られた地震による被害の予測図を次頁に示す。

この各調査で得られた数値を電信室のものと比較すると、中性化深度・塩化物イオン濃度は約50%しか進行しておらず、コンクリート強度も無線塔の方が強度性は高いため、塔体の高層性を考慮した建設であったことが想定できる。

震度	中小地震	震度5強～6弱程度 (旧震度階の震度VI)	震度6弱程度
建造物の状態 (模式図) ※定性的な推察予測			
被害の予測	無被害	主要な構造体は 概ね無被害 、 軽微なひび割れ程度	構造体にひび割れ・ 部分的な剥落、若干の 残留変形ただし、 倒壊には至らない

第35図 地震による被害の予測図(資料:「旧日本海軍針尾送信所 無線塔強度調査業務報告書」平成21年7月)

2) 電信室

電信室においても、無線塔と同様に耐震強度調査を実施した。本建造物は、その一部で後世の改変行為がみられるために、1922（大正 11）年の建設時と現状での耐震強度を調査し、無線塔よりも対象面積が広大である観点から、診断断面数も増やし検討を行った。

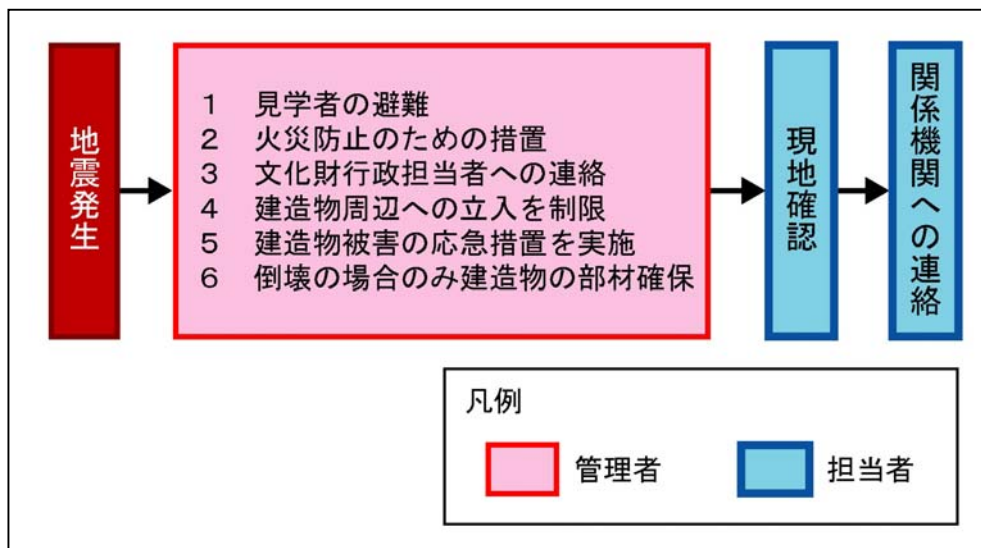
無線塔の調査結果同様、各調査においてコンクリート及び鉄筋は良好な状態であり、その調査結果を基にした耐震強度は「概ね震度 6 程度の大地震に対して、安全である」との判断がなされている。

(2) 地震時の対処方針

地震時の対処は以下の通りとする。

- ①見学者等の避難誘導
- ②火災防止のための措置
- ③文化財行政担当者への連絡
- ④倒壊の危険性のある場合は、建造物周辺への立入を制限
- ⑤傾斜、半壊の場合は、養生シート等で応急措置を実施
- ⑥脱落及び飛散部材の回収及び保護の実施
- ⑦倒壊の場合は、建造物の部材を確保

※地震発生時には、上記の点について迅速に対応できるよう、日頃から関係者に周知徹底を行う。



第36図 地震発生時の対応の流れ

3. 耐風対策

(1) 被害の想定

本施設がある針尾地区は、海に面しているために台風による被害が多い地区である。建造物自体は強固であることから台風等により建造物が直接被害を受ける可能性は極めて低いものの、建造物の扉・窓の飛散や倒木による建造物の損壊は想定する必要がある。

(2) 今後の対処方針

特に電信室の扉・窓が損壊すると、内部の建具が損傷を受けることとなるため、台風通過が予想される場合は、外部建具の施錠及び補強等を確実に実行し対処する。

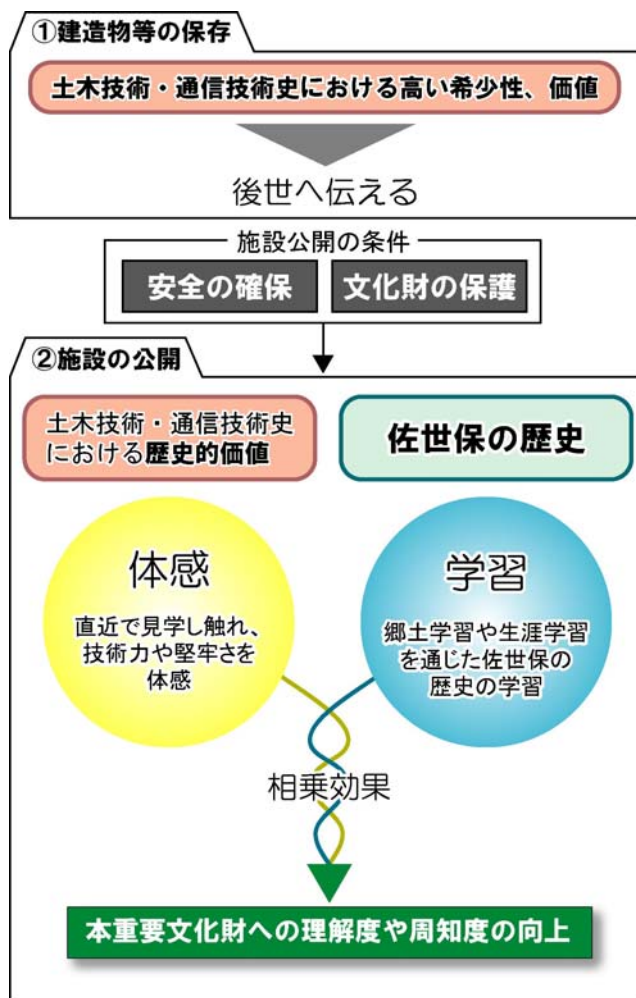
また、油庫の屋根はスレート葺きであることから、台風通過後は外観よりスレートの飛散の有無及び室内への漏水の有無を確認する。飛散や漏水が確認された場合は、シート等による応急措置を行う。

第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針

本施設が有する建造物としての希少性や価値を十分に理解し、郷土学習や生涯学習の場において佐世保の歴史を学ぶ施設として活用を図ることを基本方針とする。

この基本方針を軸として、文化財保護の観点を逸脱しないよう施設の公開を行う。広大な敷地の中にある建造物は、基本的に保護・保存を基本とし、安全面の措置が講じられた建造物については公開する。電信室においては、保存整備が完了次第、別途策定する展示計画に基づき、必要に応じて本施設に関する写真・資料を展示するスペースを確保する。その際、建造物と保存整備を行った空間の保護に努め、天井や壁などが隠れることのないよう展示方法を検討する。さらに、本施設が建設されるに至った針尾島の通史についても、様々な資料を展示する。これは、第1に建造物群を直近で見学し触れることで、約91年前の建設技術力や堅牢さを体感することができる。第2に建設に至った歴史背景を基に、佐世保が国内において、また世界に対して重要な都市であったという史実を郷土学習や生涯学習を通じて学ぶことができる。これらの「体感」と「学習」は、目の前の建造物から佐世保、日本、世界へと視野を広げる相乗的な効果が期待でき、本施設に対する理解度や周知度をさらに高める要素となり得る。



第37図 基本方針概念図

2. 公開計画

(1) 建造物の公開計画

本施設における次の建造物を公開し、活用を行う。なお、電信室については修理次第で活用内容が変わる可能性があるため、ここではイメージ（案）を示す。詳細については、修理方針が定まった後に、改めて活用内容を検討する。

1) 電信室

第57表 電信室活用イメージ(案)

室名	活用項目	活用イメージ
二次電池室	展示・公開	二次電池室で使用されたような設備について、レプリカの設置、あるいは電池の化学的な仕組みや作業の工程等について学ぶことができる展示物等について検討する。
事務室 送信機室 送受信室	展示・公開	展示可能な無線機の実物等があれば展示することとし、長波の無線技術に始まる無線技術の歴史等について学ぶことができる展示物等について検討する。
機械室	展示・公開	補強等の対策後を前提として、2階の階段踊場から機械室全体を見学する。また建設当時に設置されていた機器類（またはレプリカ等）の展示について検討する。
屋上	特別公開 検討	将来的な屋上公開の可能性について、十分な安全対策をとった上で特別公開を検討する。
その他	将来的に 公開検討	安全対策や見学状況を踏まえながら、将来的に公開活用方法を検討する。

2) 無線塔

第58表 無線塔活用イメージ

活用項目	活用イメージ
1号塔 公開 (外観のみ)	外観のみ公開を行う。落書き等のき損被害も想定されるため、夜間時は外柵を設け、施錠による被害対策を講じる。説明サインを屋外に設置する。
2号塔 非公開	非公開とする。しかし、既存する市道からアクセスも可能であるため、外柵を設置する。
3号塔 公開	外観及び内部の公開を行う。但し、落下物被害が想定されるため、入口部分の鉄筋コンクリート製アーチ天井部分までとする。落下物対策を含めた保存整備が完了次第、内部の全面公開を行う。説明サインを屋内外に設置する。

3) 油庫

第59表 油庫活用イメージ

活用項目	活用イメージ
公開・管理	外観及び内部の公開を行い、古写真・資料等のパネルを展示する。暫定的に日常点検を行う際の管理棟として活用する。

4) 見張所

第60表 見張所活用イメージ

活用項目	活用イメージ
公開	落書き対策等を行ったうえで、現状のまま公開する。見学は外観のみとし、説明サインを屋外に設置する。

5) 土地を構成する建造物

将来的に本施設が建設された大正期に復すことを目的とし、土地を構成する建造物を復元整備し、公開・活用を行う。

第61表 土地を構成する建造物活用イメージ

活用項目	活用イメージ
公開	事務所及び兵舎基礎、門衛所基礎、便所基礎、附属家基礎、酒保屋舎（現存部分無し）、蒸留室（現存部分無し）等の建造物について、将来的に復元整備と公開を検討する。復元の際は説明サインを屋外に設置する。

(2) 関連資料等の公開

本施設において、建造物と一体をなしてその価値を形成している物件は特に無いが、無線塔の窓枠等の落下物については関連資料として公開することも考えられる。なお、公開に係る取扱いは、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定について」（平成8年7月12日 庁保美第76号 文化庁文化財保護部長通知）によるものとする。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

1) 法的条件・遵守すべき法規等

- ①文化財保護法
- ②文化財保護条例
 - i) 長崎県文化財保護条例
 - ii) 佐世保市文化財保護条例
- ③環境保全条例
 - i) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例
 - ii) 佐世保市環境保全条例
- ④都市計画法
- ⑤建築基準法（浄化槽設置を含む）
- ⑥道路法
- ⑦消防法
 - i) 佐世保市火災予防条例
- ⑧水道法（消火栓設置、水道引き込み）
- ⑨景観法（景観計画区域、行為の制限・届出）

2) まちづくり施策に基づく地域関連法規等

- ①第6次佐世保市総合計画
- ②佐世保市都市計画マスタープラン
- ③佐世保市景観計画

3) 活用の現状

① 建造物内部の活用状況

現在、油庫を針尾無線塔保存会によるボランティアの待機場所として活用しているが、その他の全ての建造物においては内部を非公開として活用はしていない。

② 建造物外観及び敷地内の活用状況

敷地内は針尾無線塔保存会によるボランティアが見学者を3号塔及び電信室付近まで案内し、外観を見せながら解説を行っている。その他、これまで様々なイベントや広報を佐世保市または観光コンベンション協会等が主体となって敷地内外問わず行っている。(海上保安庁より立入許可がなされていた。) その概要を以下に示す。

i) 郷土史体験講座

2002(平成14)年より開始し、年間8回の講座に分けて佐世保市内の文化財を巡るものである。例年、8講座のうち「近代化遺産見学ツアー」や「針尾島散歩」の講座の中で本施設を対象地に組み込んでいる。



写真98 郷土史体験講座



写真99 郷土史体験講座

ii) ふるさと歴史発見事業

佐世保市内の全中学校生徒（主に1年生）を対象とし、中学校教育の「総合的な学習の時間」のカリキュラムの中で実施している。本事業は佐世保市内の文化財の啓発を目的とし、地域や時代、事象別に10のコースを組んでおり、学校の選択により複数を見学することもできる。その中で本施設を見学するものが「戦争遺産コース」であり、例年多くの中学校が選択している。



写真100 ふるさと歴史発見事業

iii) 近代化写真展

毎年11月の文化財公開月間の中で、佐世保市内に残る多くの近代化遺産の写真展示を行っている。本施設に関する写真展は、2009（平成21）年に市役所1階ロビーで実施しており、約200名の見学者が来場している。



写真101 近代化写真展

iv) シンポジウム

2013（平成25）年2月に「針尾送信所建設90周年記念シンポジウム ～歴史を見つめ続けたシンボルタワー～」を開催し、専門家による基調講演や学術調査報告のほか、地元小学生による「私たちの針尾無線塔」をテーマにした発表が行われ、多くの市民が来場した。



写真102 シンポジウム

v) SASEBO時旅

佐世保市観光コンベンション協会が主体となって実施しているもので、地域や事象別にコースが組み立てられており、徒歩による観光が楽しめるように工夫されている。本施設の見学については、「針尾島散歩」のコースの中で見学でき、平成25年度は春秋2回ずつの計4回実施された。



写真103 SASEBO時旅



参考資料1 「SASEBO時旅」の特集記事

vi) 広報誌

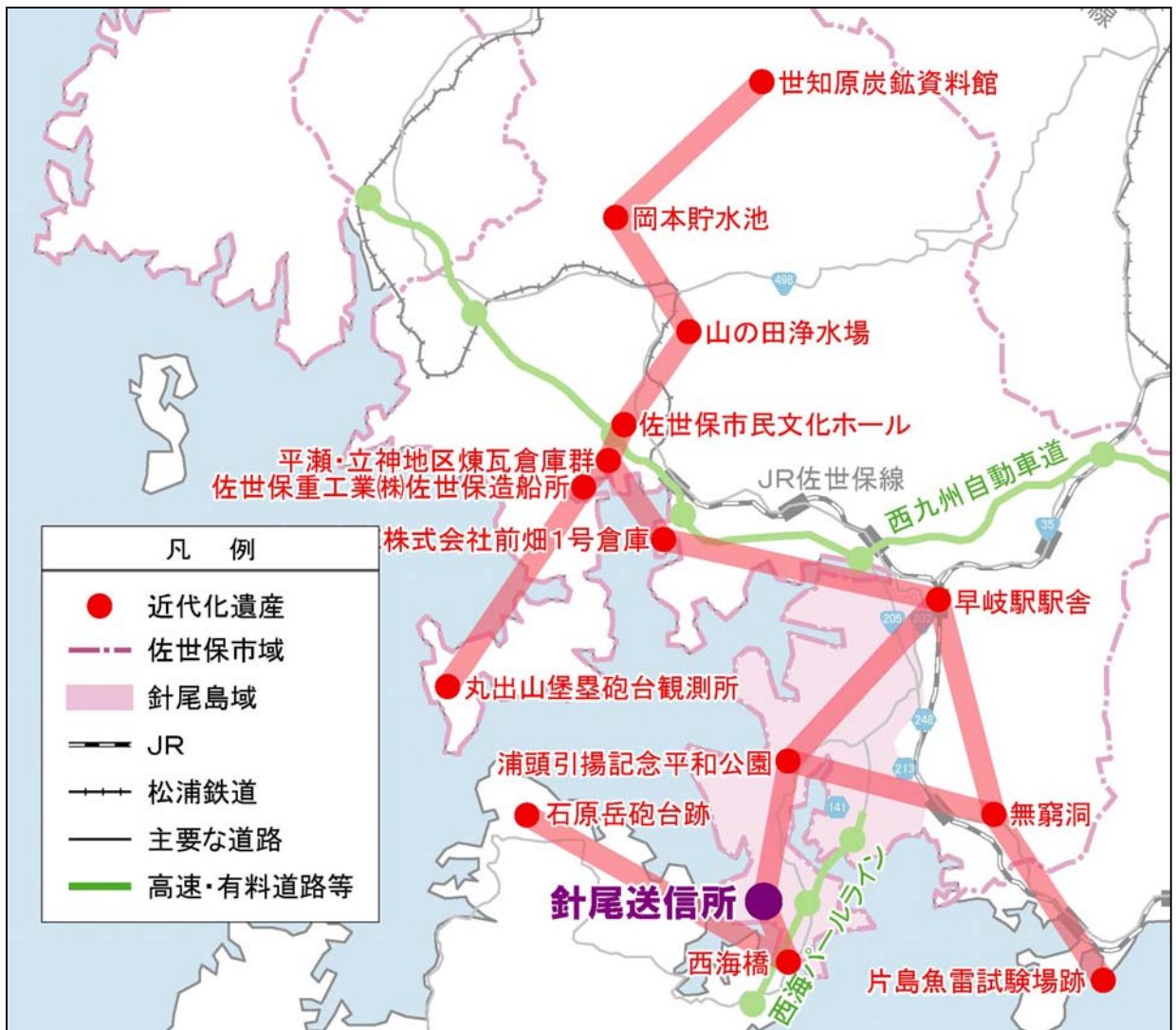
本施設を実際に見学するもの以外には、佐世保市の広報誌「広報させぼ」の中で、2009（平成21）年2月に本施設に関する特集を組み、佐世保市内はもとより市外・県外からの反響も大きかった。また、本施設に関する調査内容を集録した「旧日本海軍針尾送信所学術調査報告書」（佐世保市文化財調査報告書第7集）を2011（平成23）年8月に刊行し、佐世保市内・外、県外の図書館に配付し、広く本施設の価値について周知するよう努めている。さらに、長崎県外からは、修学旅行の中での見学地とされることもあり、平和教育の場として活用され始めている。



参考資料2 「広報させぼ」の特集記事

vii) 近代化遺産ネットワーク

針尾送信所は佐世保市の近代化遺産のネットワークの中で西海橋に近く、アクセスしやすい位置にある。



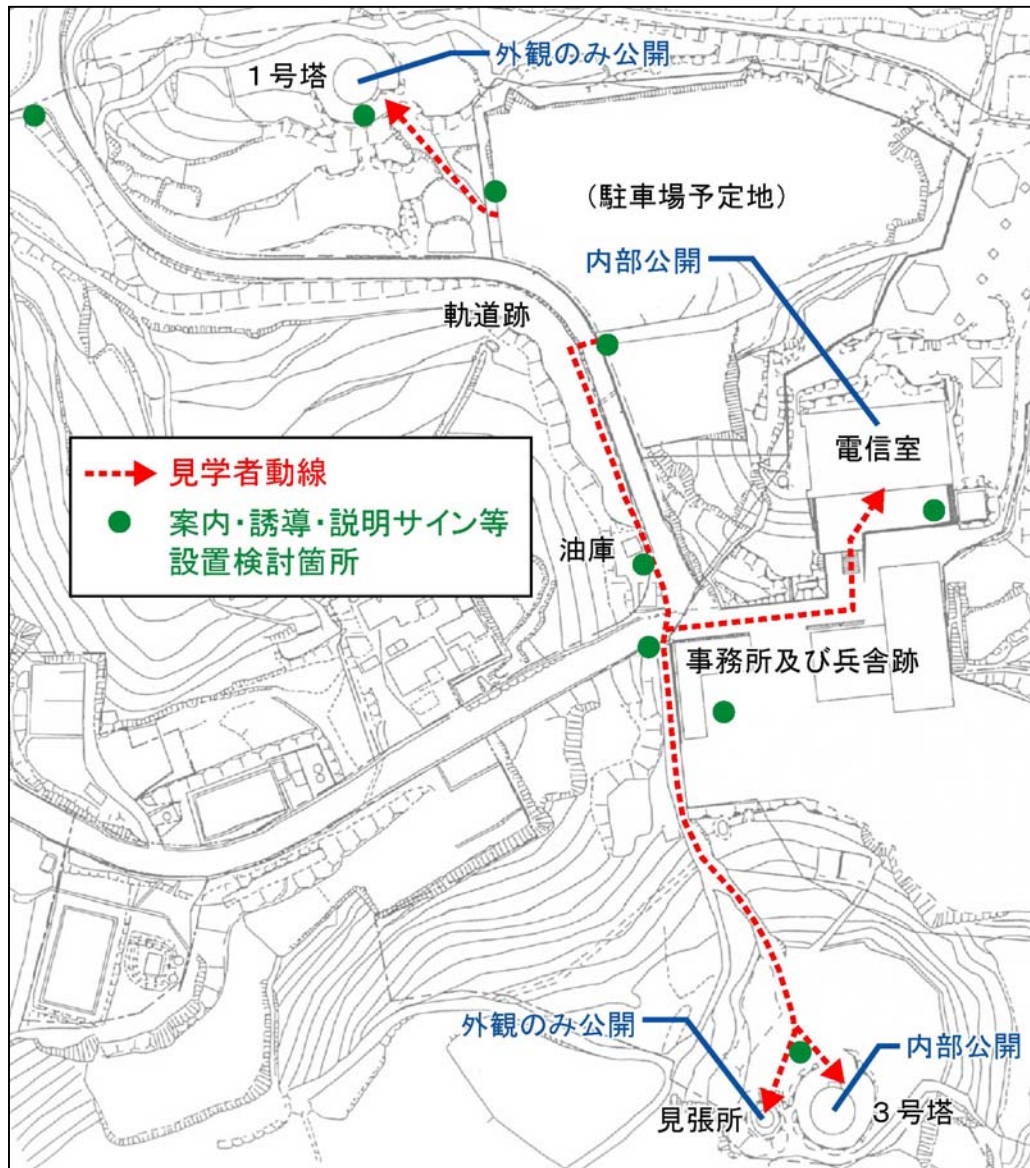
第38図 近代化遺産ネットワーク図(現状)

(2) 建築計画

電信室・無線塔・油庫・見張所の公開活用については、修理方針が定まった時点で改めて検討を行う。

②動線計画

下図に示す見学者動線を踏まえ、園路やサイン等を適切に整備する。



第40図 動線計画図

2) 施設等整備計画

基本方針に示すとおり、文化財としての価値を考慮し、保存整備の目標年代を、創建時に設定する。ただし、樹木については、現状の景観に価値が認められることから、現状維持を基本とする。

公開活用に当たり必要となる施設等は文化財の保護の観点からなるべく必要最小限の規模とし、文化財に影響が無いことを確認した上で適切に配置する。

なお整備計画の策定に当たっては、有識者や関係機関等で組織される「(仮称) 針尾送信所整備検討委員会」を立ち上げ、整備内容を協議のうえ計画を策定する。

第62表 整備施設一覧表

種別	仕様・内容等
①基本的な施設	
i 駐車場	植栽ブロック等、面積約650㎡
ii 園路	土系舗装等、延長約308m
iii 側溝	管渠型、暗渠型、延長約468m
②安全な誘導等に関する施設	
i サイン	案内サイン、誘導サイン、説明サイン、総合案内サイン等
ii フェンス	転落防止、進入防止
iii 手摺	転倒防止
iv 街路灯	安全な移動、防犯
③休養等に関する施設	
i 門衛所	案内所、トイレ
ii ベンチ	一時的な休憩
④その他の施設	自動販売機等の熱中症対策

①基本的な施設

i) 駐車場（空地）

駐車場はかつて海上保安庁が無線施設を建設していた土地への整備を検討する。ただし、第5図で示すように当該地は創建時では荒地であることから、荒地としての価値を損ねないよう仕様を検討する。諸条件から、当面は年間来場者数を約50,000人と想定し、概ね650㎡の敷地を確保する。将来的には来場者実績を踏まえ、必要に応じて駐車場の収容台数等を見直すこととするが、その際は文化財への影響や景観面へ配慮し、過大とならないよう十分に検討を行うとともに、事前に文化庁及び長崎県の担当部署と協議の上決定する。

駐車場は景観を考慮し、植栽ブロックを使用することが考えられる。



写真104 無線施設撤去の様子



写真105 無線施設撤去後の空地



写真106 植栽ブロック<参考事例>

ii) 園路

見学者が安全に移動でき、かつ建造物等を適切に管理できるよう、園路を整備する。園路は周辺景観に配慮し、土に近いイメージの舗装とすることが考えられる。



写真107 土系舗装(左、中)、木チップ舗装(右)<参考事例>

iii) 側溝

既存道路横の素掘り側溝は排水能力の不足が懸念されることから、十分な流下能力を持つ排水施設を整備する必要がある。また、門柱付近の既存側溝については保存の観点を含め継続使用が可能かどうかを調査検討した上で雨水排水計画を立てるものとする。

②安全な誘導等に関する施設

i) サイン

サインの種別として、案内サイン、誘導サイン、説明サイン、総合案内サイン等の整備が考えられる。主要な施設の横には説明サイン、施設全体の導入部となる場所に総合案内サイン、その他、来訪者の車や見学者を誘導する動線を踏まえながら案内サインや誘導サインの整備を検討する。なお、サインはユニバーサルデザインに配慮しつつも周辺の景観を損ねないものとする。

ii) フェンス

転落などの危険性がある場所、物理的に重要文化財への接近を禁止する場所、海上自衛隊との境界など、見学者の立ち入りを制限する必要がある場合、フェンスの設置が必要であるが、必要最小限の規模に留めるとともに景観性に配慮したものとする必要がある。

現状として海上自衛隊との境界についてはフェンスが設置されているが、一般的なものであり景観性は低い。このため、見学者の動線を考慮しつつフェンスの付け替えを含めた対策について協議する必要がある。

iii) 手摺

見学者は高齢者も多く、敷地内には転倒した際に怪我をする恐れのある箇所が見られる。既に多くの見学者が来場していることから、早急に手摺等の安全対策を行う必要がある。

iv) 街路灯

夜間の安全な移動を確保するとともに防犯灯としての役割も併せ持つ街路灯を検討する。

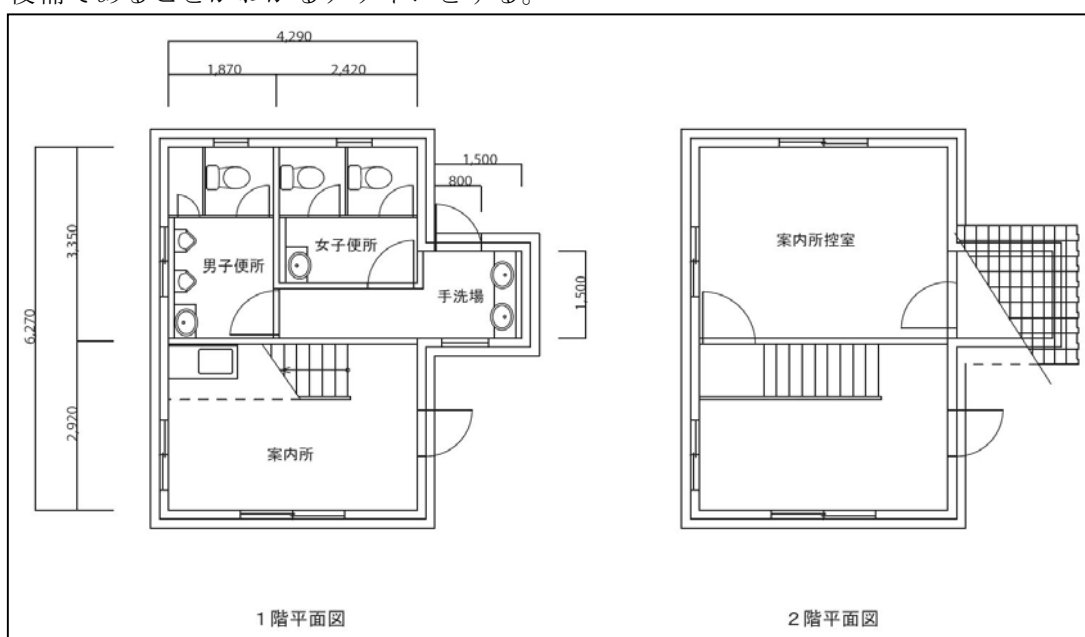
③休養等に関する施設

i) 門衛所（トイレ）

現在、見学者のために仮設のトイレを設置しているが、将来的には見学者の増加が予想されることから、常設トイレの整備を行う必要がある。また、現在は重要文化財である油庫を保存会の待機所として利用しているが、将来的にはこれを見直す必要がある。

これらの解決策として、管理運営上も理想的な位置にある門衛所基礎の上部へ古写真等を参考に門衛所の外観を復元し、内部にはトイレ整備とガイダンス機能としての案内所整備を行う。

門衛所については、どこまでの復元が可能か検討するために、さらに史料調査を行い、外観の再現が困難だと判断される場合は、周辺景観と調和を図りつつボリュームだけを復元整備する可能性がある。外観復元が可能な場合も、来訪者に誤解を与えないよう、後補であることがわかるデザインとする。



第41図 門衛所外観復元及びトイレ計画平面図(案)

ii) ベンチ

見学者は高齢者も多く、休憩場所として景観を損ねない場所にベンチを設置する必要がある。その際は基礎の有無に関わらず、木製ベンチなど大正期の建造物に対して景観上違和感の無いものを使用する。

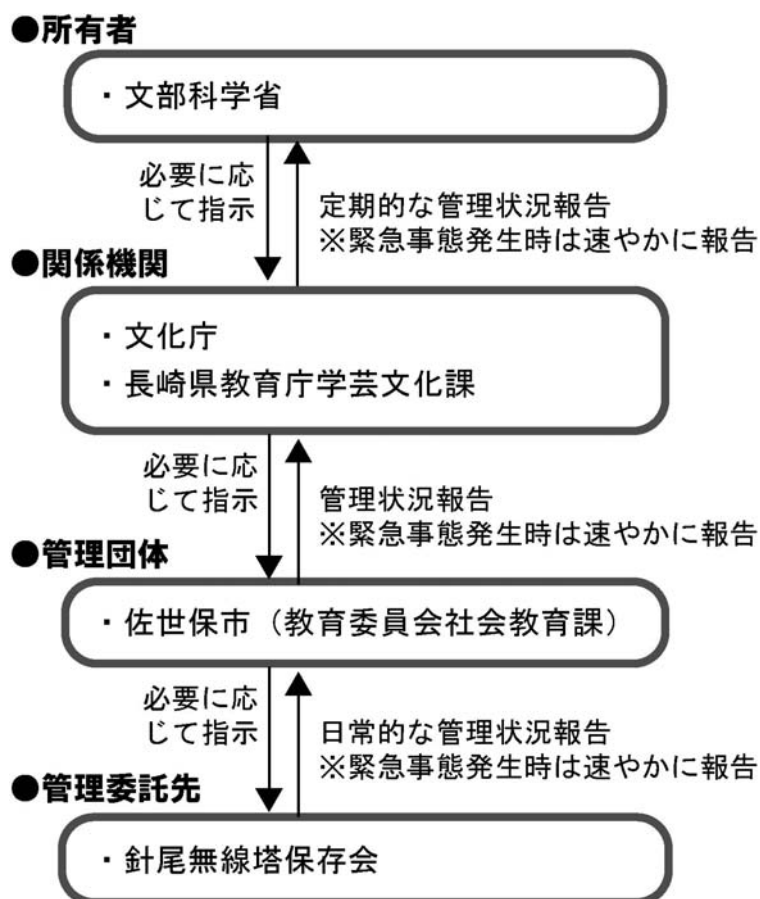
④その他の施設

基本的に本施設においては飲食物の販売等を行わないが、昨今の夏場の気候や高齢者等へ配慮し、飲料関係の自動販売機設置を検討する。なお、一時的に行うイベント時などについては、その規模・内容に応じて佐世保市がその都度判断する。

(4) 管理・運営計画

1) 運営体制

本施設の運営に当たっては、施設所有者である国（文部科学省）から管理団体として指定された佐世保市が、その運営の一部を針尾無線塔保存会へ委託する。現地での主な活動は保存会が行うが、定期的な管理状況報告を佐世保市へ行い、佐世保市は必要に応じて保存会へ指示を行う。佐世保市から長崎県・文化庁、長崎県・文化庁から文部科学省に対しても同様とする。ただし報告内容は改めて定めることとする。



第42図 管理・運営組織図

2) 運営概要案

①開館時間

施設公開時の開館時間については、施設での体験プログラムや季節などの要因も考慮して時間の設定を検討する。

②休館日

休館日については、施設での体験プログラムや季節などの要因も考慮した設定を検討する。

③入館料及び体験料

入館料は、近隣施設の料金体系を考慮して設定する。また、団体割引やイベント・催事時における特別料金も検討する。なお、各体験料は、体験プログラム毎に設定を行う。

④体験プログラム

i) 郷土史体験講座

※「第5章 3. 活用基本計画 2) 活用の現状」に記載

ii) ふるさと歴史発見事業

※「第5章 3. 活用基本計画 2) 活用の現状」に記載

iii) SASEBO時旅

※「第5章 3. 活用基本計画 2) 活用の現状」に記載

iv) 様々な体験学習

対象者や場面に応じて様々な体験学習を行う。

3) 針尾無線塔保存会の支援

管理委託先である針尾無線塔保存会が円滑に管理運営できるよう必要な環境整備等の支援を継続的に行う。また、活動中の不慮の事故等に対し十分な支援を行うことができる体制について検討する。さらに、今後の活用が持続的に発展できるようガイドの養成を行うとともに、無線技術・コンクリート技術・佐世保の歴史などに関するガイドブックの作成を検討する。

4. 実現に向けての課題

本施設の公開活用の実施に向けては、以下の課題が考えられる。

(1) 展示・体験施設としての運営及びプログラムの充実

現在行っている活用プログラムは基本的に見学のみであるため、今後、各方面の意見を参考としながら、運営及びプログラムの充実を図る必要がある。

(2) 公開のための施設

近隣の近代化遺産や観光施設を踏まえ、年間約 50,000 人を想定して駐車場やトイレの規模を設定しているが、様々なメディアや媒体における広報や注目のされ方によっても来館者数は変動すると考えられる。このため、公開当初における来館状況や利用状況については十分把握しながら対応する必要がある。

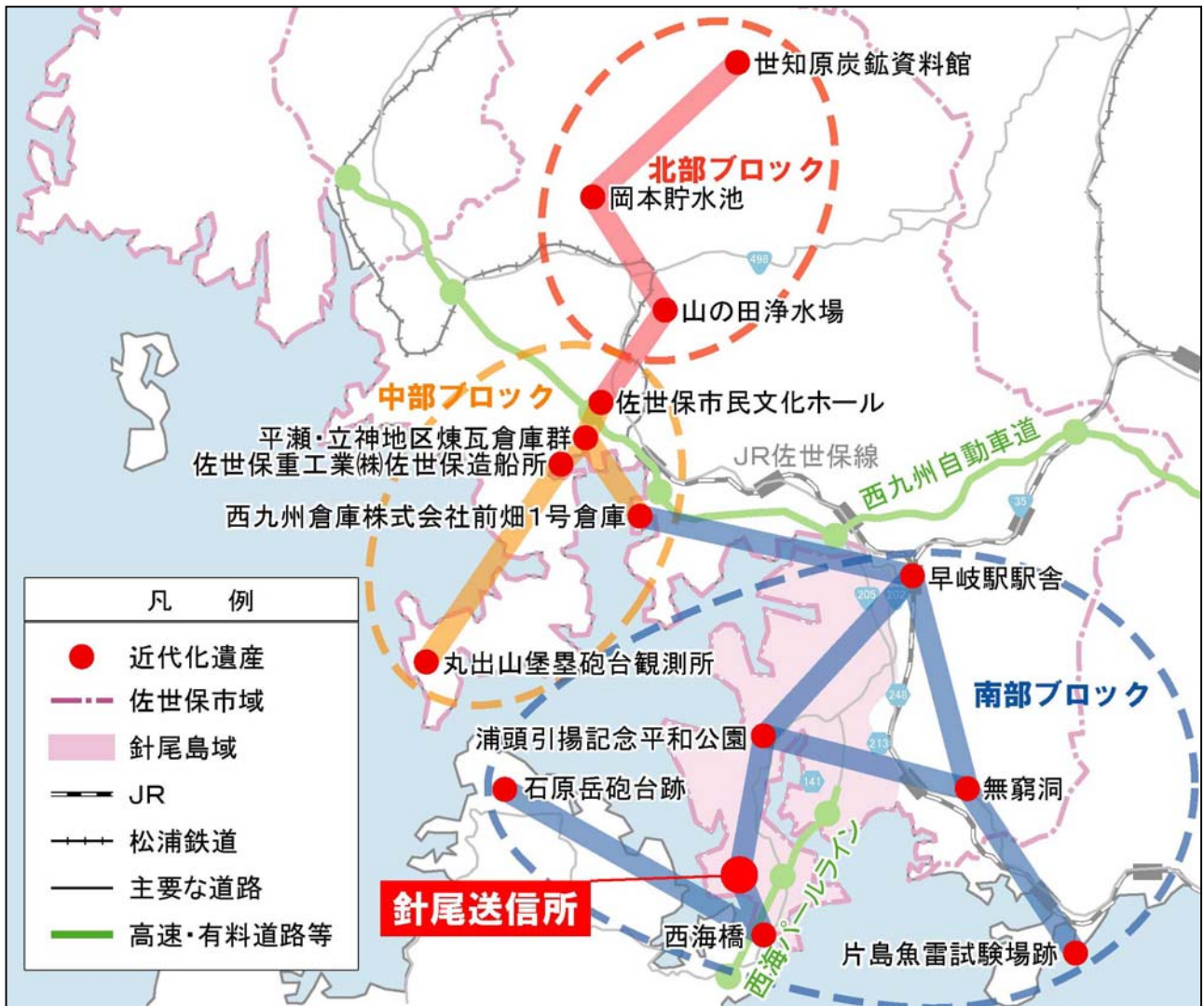
(3) 展示物の調査・整理

本施設には、展示できるようなものはあまり無いが、展示できる無線通信機等が入手出来れば展示する。このため、無線通信機についても調査・整理が必要である。展示施設等は電信室の修復状況を見ながら整備し、文化財の保護に配慮しながら展示計画を進める必要がある。

(4) 情報発信

これから多くの来館者を誘致するため、ホームページやパンフレットなど様々な媒体を活用して広報活動を行うとともに、施設周辺の誘導サインの設置を検討し、近隣の観光施設（西海橋）や近代化遺産とのネットワーク強化を図り、佐世保市全体の魅力向上にも寄与する。

佐世保市内の近代化遺産ネットワークの将来イメージを第 4 1 図に示す。各ブロック内及び各ブロック間の連携を図り、アクセス性を高めるとともに、それぞれの近代化遺産の魅力を効果的に紹介できる体制の構築を図る。



第43図 近代化遺産ネットワーク図(将来)



写真108 山の田浄水場
(北部ブロック)



写真109 平瀬地区煉瓦倉庫群
(中部ブロック)



写真110 無窮洞
(南部ブロック)

第6章 保護に係る手続き

本施設の保存活用にあたっては必要となる諸手続きについて、運用の方針を定める。ただし、本章の定めにおいて明確でない行為については、その都度、文化庁及び長崎県教育委員会と協議するものとする。

1. 文化財（建造物）の現状変更をする行為

（1）文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の現状を変更しようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条）。現状変更の許可は文化審議会に諮問される（文化財保護法第153条の2）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

<運用の方針>

本施設は、1922（大正11）年に建設され、特に電信室については経年に伴う現状変更が行われている。また、1997（平成9）年に海上保安庁及び海上自衛隊が電信室の使用を止めていることから劣化が著しく、現状変更を要する行為が発生すると想定される。

（2）長崎県教育委員会の許可を要する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更等は、都道府県教育委員会が行うこととされている（文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1）。

<運用の方針>

本施設において、重要文化財と一体のものとして、土地その他の物件が指定されている。指定を受けている土地内において、今後、駐車場及び公衆便所等の整備を計画していることから、長崎県教育委員会の許可を要する行為が想定される。

（3）許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条）。

<運用の方針>

1) 維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- ①本施設は重要文化財指定後に現状変更の許可を得た維持工事の履歴はなく、今後維持工事を実施する予定である。そのため、維持工事の実施後は、維持工事实施完了の現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。
- ②建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急措置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。また、経年による梁等の垂下の進行を止めるための支柱の設置等はこれに該当すると考えられる。ただし、き損届を提出する必要がある。

2) 非常災害のために必要な応急措置としては、次のような行為が想定される。

- ①被災した建造物において、例えば、脱落した部材などを回収・收容する行為、倒壊防止のために傾斜した柱や破損の恐れのある梁等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急的に閉鎖する行為等は、応急措置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

②災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急措置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等を想定する。適切な方法について事前に十分に検討し、文化庁及び長崎県教育委員会と協議することが望ましい。また、実施した措置については、長崎県教育委員会を通して文化庁に報告する。

2. 重要文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為

（1）文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条）。保存に影響を及ぼす行為の許可は文化審議会に諮問される（文化財保護法第153条2）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

<運用の方針>

重要文化財（建造物）に対して直接手を加えることのない行為であるが、その保存に影響を及ぼす恐れがある場合は、文化庁長官の許可を受けるものとされている。例えば、重要文化財（建造物）の近隣における大規模な地面の掘削や斜面整備等が該当する。本施設においては、無線塔周辺の斜面地を整備しようとする場合が想定される。

（2）長崎県教育委員会の許可を要する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の許可は、都道府県教育委員会が行うこととされている（文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1）。

<運用の方針>

本施設において、重要文化財と一体のものとして、土地その他の物件が指定されている。指定を受けている土地内において、現在のところ、斜面整備等は計画していないため、当面、長崎県教育委員会の許可を要する行為が想定されない。

（3）許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条）。

<運用の方針>

本施設においては、（2）に示す斜面整備であっても敷地の縁辺部で行うときは、重要文化財（建造物）からの隔離距離が十分なものとして、影響が軽微なものとみなされる可能性がある。またイベント等で重要文化財（建造物）内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なものとみなされる可能性がある。

なお、自動火災報知設備の機器更新等は、通常、影響の軽微なものとみなされる。保存に影響を及ぼす行為の取扱いについては、事前に長崎県教育委員会を通して文化庁に照会することが望ましい。

3. き損届

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第33条）。届出書は所定の事

項を記載したものとする（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）。

4. 修理届

重要文化財を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第43条の2）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則）。

<運用の方針>

き損の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。また、実施した処置の内容については、長崎県教育委員会を通して文化庁へ報告することが望ましい。

5. 防災設備の機能低下又は機能不全に関する届出

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不全を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条（19））。

<運用の方針>

本施設の防砂施設は今後の保存整備事業の一環として国庫補助金によって設置する予定であり、設置後に上記の報告義務が発生する。

6. 保存活用計画に係る手続き

本保存活用計画は、その策定及び改正について以下の手続きを行うものとする。

（1）計画の提出

重要文化財（建造物）保存活用計画は、長崎県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第12項）。

（2）計画の変更

保存活用計画の内容を変更したときは、長崎県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第15項）。この場合、変更しようとする内容について文化庁及び長崎県教育委員会と事前に協議することが望ましい。